

都道府県教育委員会  
委員ハンドブック  
2015

全国都道府県教育委員会連合会

# は し が き

全国都道府県教育委員会連合会では、各都道府県の教育委員の皆様が仕事を進める上で必要な最小限の基本的資料を提供するため、昭和56年度から「都道府県教育委員会委員ハンドブック」を作成し、教育委員の皆様にお配りしてまいりましたが、今般、第8版を発行することといたしました。

前回の改訂以降、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が約60年ぶりに抜本改正され、教育委員会制度が大きく変わることとなりました。この法改正にいたるまでの過程で様々な議論はありましたが、教育委員会はこれまでと同様、合議制の執行機関として位置付けられました。今後さらに、教育委員には教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保のため、その役割に期待が寄せられています。

こうした地方教育行政制度改革の状況を踏まえ、教育委員の皆様が必要とされる事項を調べるに当たっての端緒となることを目的に、教育行政に係る諸制度や法令等の概要を中心に編集し、作成しました。

この「ハンドブック」が少しでも皆様のお役に立てれば幸いです。

全国都道府県教育委員会連合会



はしがき

|                                                         |   |
|---------------------------------------------------------|---|
| 巻頭 1 都道府県教育委員会委員ハンドブック2015刊行に寄せて<br>文部科学省初等中等教育局長 小松親次郎 | 2 |
|---------------------------------------------------------|---|

|                                        |   |
|----------------------------------------|---|
| 巻頭 2 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」平成26年改正のポイント | 4 |
|----------------------------------------|---|

## 第1章 地方教育行政制度の概要

|                                             |     |
|---------------------------------------------|-----|
| 第1 教育委員会制度                                  | 21  |
| 1 教育委員会制度の意義と特徴                             | 22  |
| 2 教育委員会制度の概要                                | 25  |
| 3 教育委員会の職務権限と運営                             | 33  |
| 4 地方公共団体の長と教育委員会の関係                         | 39  |
| 5 教育機関と教育委員会の関係                             | 43  |
| 6 教育委員会制度の変遷                                | 44  |
| 第2 市町村立学校の教職員                               | 53  |
| 1 市町村立学校の教職員                                | 54  |
| 2 県費負担教職員の任命権と服務監督権                         | 57  |
| 3 県費負担教職員の勤務条件等                             | 58  |
| 第3 コミュニティ・スクール（学校運営協議会）                     | 61  |
| 1 目的・導入経緯等                                  | 62  |
| 2 制度の概要等                                    | 63  |
| 第4 国、都道府県、市町村との関係                           | 71  |
| 1 国、都道府県、市町村の役割                             | 72  |
| 2 文部科学大臣及び都道府県教育委員会の関与                      | 75  |
| 第5 法令及び施行通知                                 | 81  |
| 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律                       | 82  |
| 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する<br>法律について（通知） | 111 |

## 第2章 文教施策の動向

|                            |     |
|----------------------------|-----|
| 第1 教育基本法                   | 129 |
| 1 位置付け・改正理由等               | 130 |
| 2 法の概要等                    | 136 |
| 3 改正後の国の取組                 | 137 |
| 4 法の新旧対照                   | 139 |
| 第2 教育振興基本計画                | 149 |
| 1 策定とその経過                  | 151 |
| 2 第2期教育振興基本計画（概要）          | 152 |
| 3 第2期教育振興基本計画における成果目標と基本施策 | 156 |
| 第3 教育再生実行会議と中央教育審議会        | 161 |
| 1 教育再生実行会議                 | 162 |
| 2 中央教育審議会                  | 163 |
| 第3章 参考資料                   | 167 |
| 第1 地方教育行政に関する諸法律の概要        | 168 |
| 1 基本事項に関するもの               | 168 |
| 2 教育行政の組織に関するもの            | 169 |
| 3 教職員の身分取扱いに関するもの          | 169 |
| 4 教育行政の作用に関するもの            | 172 |
| 5 教育費に関するもの                | 179 |
| 第2 教育関係年表                  | 181 |
| 第4章 全国都道府県教育委員会連合会について     | 191 |
| 第1 会の発足                    | 192 |
| 第2 両協議会の活動概要               | 193 |
| 第3 教育制度改革に係る意見書等           | 196 |
| （主要参考文献）                   | 208 |

## [法令の略称]

地 自 法＝地方自治法

地 教 行 法＝地方教育行政の組織及び運営に関する法律

地 公 法＝地方公務員法

義務標準法＝公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

人 確 法＝学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保  
に関する特別措置法

## [法文の引用の表記例]

地方自治法第180条の5条6項……地自法180条の5⑥

文部科学省初等中等教育局長 小松 親次郎

平成２６年６月１３日、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）の一部を改正する法律が成立し、平成２７年４月から施行となります。

昭和３１年に制定された地教行法は、旧教育委員会法の様々な問題点を整理し、今日まで５８年間続いてきた現在の教育委員会制度の骨格を形成した重要な法律であり、教育の政治的中立性、継続性・安定性の確保を制度的に担保してきました。また、行政職員、教育関係者だけではなく、地域の多様な立場の人たちの視点を反映する観点からも重要な役割を果たしてきました。

しかしながら、今日、いじめによる自殺事案などの重大事案が発生する中で、現行制度が抱える課題が顕在化してきました。非常勤の委員長と常勤の教育長のどちらが責任者なのかのかわかりにくい、危機管理対応が必要な事案において会議招集の責任を非常勤の委員長に負わせていることが適切なのか、ともすれば「閉鎖的」と指摘されがちな教育行政に民意を代表する知事や市町村長（以下「首長」という。）はどの程度関与すべきなのか、といった責任の所在の不明確さ等に関する諸課題が明らかになってきたのです。

改正法においては、委員長と教育長を一本化した新「教育長」を置くことにより、責任の所在を明確化し、危機管理対応においてはこの常勤の新「教育長」が、事務局限りで動けばよいことと、会議を開いて大枠の方針を定めるべきこととを、適時適切に判断することになります。

そして、この分、権限が大きくなった新「教育長」の事務執行をチェックする教育委員の役割は、より一層重要になりました。

また、現在でも教育委員の任命や予算の編成・執行など教育行政に大きな権限と責任を負っている首長は、大綱の策定や総合教育会議の開催を通じて、公の場で民意を代表する立場から教育行政の在り方に関する議論を進めていく機会が設けられることとなります。一方で、教育委員会は執行機関として従来どおりの決定権限を有します。こうした形で、「民意の反映」と「政治的中立性、安定性・継続性の確保」を両立する新制度が構築されました。

しかしながら、この結論に至るまでの道のりは、決して平坦なものではありませんでした。首相官邸に設置された教育再生実行会議、文部科学省の中央教育審議会、法案の骨格を形成した与党協議、そして国会の場で、徹底した議論が行われました。その中では、現行制度の修正という議論のみならず、教育委員会という独立した執行機関を置くという例外をなくして、一般行政と同様に首長が教育行政を担当すべきという「教育委員会廃止論」があったことを忘れてはなりません。教育委員会の存続、廃止の両論がある中で、制度的な修正を含めて存続することとなった教育委員会には、これまで提起されてきた疑問や指摘にどう応えられるか、何よりもその本来の機能が十分に果たせるか、といった点から注目が集まっていると申しても過言ではないでしょう。

今後、新制度の下で教育委員会が、住民の声を真摯に受け止め、危機管理対応を迅速に行い、一層の信頼を確保するよう、運用の不断の改善に努めることが求められている理由はここにあります。

レイマンコントロールと言われるように、教育委員は必ずしも教育の専門家ではない識者によって構成され、地域の教育の在り方について大所高所から議論することが期待されています。事務局の説明は丁寧に聞きながらも、同時に、住民の立場だったら、保護者の立場だったら、児童生徒の立場だったら、という観点から忌憚のない議論を行っていただくことによって、バランスの取れた結論が導かれることが期待されています。

この「ハンドブック」により、委員の皆様お一人おひとりが、その役割を理解し、職責を十分に果たしていただき、全国各地で、住民からの厚い信頼の下に地方教育行政が進められていくこと、その中で、国と地方との連携・協力により、教育行政全体の充実へと歩めることを願っております。

(平成２７年４月１日施行)

※文部科学省資料等により事務局作成

教育委員会制度は、地方公共団体の長から独立した合議制の執行機関として、戦後一貫して、教育の中立性の確保、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映のための機能を果たしてきた。

一方、これまでの教育委員会制度については、教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい、いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない等の課題があるとの指摘もされてきた。

このため、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築等により、教育委員会制度の抜本的な改革を行うものとして、平成２６年６月１３日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が可決・成立した。

これは、昭和２３年に旧教育委員会法によって創設された教育委員会制度が、昭和３１年の地教行法制定によって教育委員の公選制が廃止されて以来、約６０年が経過しての大きな制度改正となる。

## １ 目的・導入経過

### (１) 目的

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長との連携の強化、地方に対する国の関与の見直しを図ることを目的として今回の改正が行われた。

## (2) 導入経過

- H25. 2. 26 教育再生実行会議において教育委員会制度に係る討議開始
4. 15 教育再生実行会議「教育委員会制度等の在り方について」  
第2次提言提出
4. 25 文部科学大臣「今後の地方教育行政の在り方について」を中央教育審議会に諮問
10. 11 中央教育審議会「今後の地方教育行政の在り方について（審議経過報告）」を取りまとめ
12. 13 中央教育審議会「今後の地方教育行政の在り方について」を答申
- H26. 1. 16 自由民主党の教育委員会改革に関する小委員会において、中央教育審議会答申案に限らず幅広く議論することを確認し、本格的な検討を開始
3. 13 教育委員会制度の改革に関する与党合意
4. 4 改正案の閣議決定・国会提出（法律案（閣法第76号））

## 2 主な改正ポイント

### (1) 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

今回の改正は、教育委員会を引き続き執行機関としつつ、その代表者である委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新「教育長」を置くことにより、迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め教育行政の第一義的な責任者を明確化している。

#### ア 新「教育長」の設置について

新「教育長」の設置については、次のような点が定められている。

- 従来の教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新「教育長」）を置く。
- 教育長は、地方公共団体の長が議会同意を得て、直接任命・罷免を行う。
- 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

## イ 新「教育長」の職務

新「教育長」の職務は次のとおりとされている。

- 教育委員会の会議を主宰する。
- 教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる。
- 事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する。

なお、新「教育長」について、教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場にあることは従前と変わりはなく、教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできないものとされている。

## ウ 新「教育長」の任期

新「教育長」の任期については、次の点から3年とされている。

- 地方公共団体の長の任期（4年）よりも1年短くすることで、長の任期中、少なくとも1回は自らが教育長を任命できること
- 教育長の権限が大きくなることを踏まえ、委員（任期は4年）よりも任期を短くすることで、委員及び議会同意によるチェック機能を強化できること
- 計画性を持って一定の仕事を行うためには3年は必要と考えられること



## 教育委員の責任と資質の向上

今回の改正において、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、教育委員会の多数決で意思決定を行う仕組みは従来どおりとなっています。また、教育委員の職業等に偏りが生じないよう配慮するとの規定を改正後も維持しており、いわゆる「レイマンコントロール」の考え方は変わっていません。

このため、教育委員のチェック機能に大きな期待が寄せられており、改正法の施行通知においても次のように記載されています。

「改正後においても、委員は、執行機関の一員であり、教育委員会の重要事項の意思決定を行う責任者であるという意識を持ち、教育委員会における審議を活性化するとともに、教育長及び教育委員会事務局のチェックを行うという役割を従来以上に果たすことが期待されること。また、このような職責を担う委員の資質向上のため、各委員への研修の充実が期待される。」

(平成26年7月17日 26文科初第490号)



## (2) 新「教育長」へのチェック機能の強化と会議の透明化

今回の改正では、新「教育長」が教育行政に大きな権限と責任を有することとなる。このことを踏まえ、教育委員による教育長のチェック機能を強化するとともに、住民に対して開かれた教育行政を推進する観点から、会議の透明化を図ることとしている。

### ア 新「教育長」へのチェック機能の強化

改正法において新「教育長」へのチェック機能の強化として、次の点が規定されている。

- 教育委員から教育長に対し教育委員会会議の招集を求めることができること
- 教育長は、委任された事務の執行状況を教育委員会に報告すること

### イ 会議の透明化

改正法においては、会議の透明化を図るため、次の点が規定されている。

- 教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならないこと

なお、この議事録の作成及び公表が努力義務にとどめられた趣旨は、職員数が少ない小規模な地方公共団体における事務負担等を考慮したものであるとされている。このため原則として、会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表することが強く求められている。

また、教育委員会会議の開催時間や場所等の運営上の工夫を行うことにより、教育委員会会議をより多くの住民が傍聴できるようにすることが望ましいとされている。

### (3)「総合教育会議」の設置

地方公共団体の長は、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している。今回の改正では、総合教育会議を設置することにより、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的としている。

#### ア 会議の設置、構成等

総合教育会議の設置、構成などについては、次のとおりとされる。

- 地方公共団体の長は、総合教育会議を設けるものとする。
- 総合教育会議は、地方公共団体の長及び教育委員会により構成する。
- 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。
- 教育委員会は、協議する必要があると料料するときは、総合教育会議の招集を求めることができる。

なお、総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治法上の附属機関には当たらない。

#### イ 会議における協議・調整事項

総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会が「協議」・「調整」を行う場とされている。「協議」と「調整」という言葉は、一般的には同じような意味合いで使われるケースもあるが、総合教育会議においては、その位置づけが明確に違っている。

具体的には、「調整」とは、教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案などの地方公共団体の長の権限に属する事務との調和を図ることを意味し、「協議」とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるものを意味するものである。

地教行法では、総合教育会議における協議・調整事項が次頁のとおりとされているが、地方公共団体の長及び教育委員会は、会議で協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれが所管する事務を執行することとなる。

- 教育行政の大綱の策定 ※協議事項のみに該当
- 教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
- 児童・生徒等の生命・身体保護等緊急の場合に講ずべき措置

なお、総合教育会議は、特に協議・調整が必要な事項があると判断した事項について協議又は調整を行うものとされ、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを総合教育会議で協議し、調整するという趣旨で設置するものではないとされている。



### 協議の議題とは？

～国会審議による関連答弁～ その1

総合教育会議の議題については、教育委員会のみ権限に属する事項も含め幅広く想定されていますが、協議の議題としては取り上げるべきではない事項について、次のような国会答弁がありました。

「教育委員会制度を設けた趣旨から、教科書の採択や個別の教職員の人事など特に政治的中立性の要請が高い事項については、総合教育会議における協議の議題としては取り上げるべきではない。

そのような事項を議題として会議が招集されることがないよう首長と教育委員会があらかじめ調整する必要がある。また、総合教育会議場で事前に調整された協議の議題以外に首長から議題として取り上げるべきではない事項について提案が行われた場合も、教育委員会が協議に応じないという判断をすることは可能である。」

(参議院 文教科学委員会 平成26年6月3日)



#### (4) 教育に関する「大綱」

今回の改正では、地方公共団体の長に大綱の策定が義務付けられた。この大綱の策定を通して、地域住民の意向の一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図っている。

##### ア 大綱の策定

地方公共団体の長は、民意を代表する立場であり、また、大学及び私立学校を直接所管し、教育委員会に関する予算や条例提案など重要な権限を有している。また、近年、福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっている。

これらを踏まえ、改正法は、地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることとした。主な内容は次のとおりである。

- 地方公共団体の長は、教育基本法に規定する基本的な方針を参酌し、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定める。
- 地方公共団体の長は、大綱を定めるときは、あらかじめ、総合教育会議において協議する。
- 地方公共団体の長及び教育委員会は、策定した大綱の下に、それぞれの所管する事務を執行する。

##### イ 教育委員会と長との関係

教育委員会は、執行機関として、大綱に記載された事項を含め、教育委員会の所管に属する事務については、自らの権限と責任において、管理し、執行すべきものとされている。

よって、地方公共団体の長は大綱の策定権限を有することをもって、教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行することはできない。このことは地教育法に明記されている。(1条の3④)



## 地方教育行政の最終責任者は？

～国会審議による関連答弁～ その2

今回の地教行法改正の議論においては、「教育行政の責任の明確化」という言葉が多く使われました。

地方公共団体の長と教育委員会の関係について、次のような国会答弁がありました。

「今回の改正においては、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保する観点から、引き続き教育委員会を合議制の執行機関として残すとともに、教育委員会の職務権限そのものは変更があるわけではございません。したがって、地教行法第21条に規定する教育に関する事務の管理、執行については教育委員会が最終責任者であり、第22条に規定する教育に関する予算執行権については首長が最終責任者であるというところでございます。」

(参議院 文教科学委員会 平成26年6月12日)



## (5) 経過措置

改正法では、旧制度から新制度への切り替えに当たって、教育の継続性・安定性を確保する観点から、一律的な切り替えではなく、順次行えるよう経過措置が設けられている。

こうした措置が設けられたのは、通常改正法施行日前に任命された教育長（以下「旧教育長」）が、教育委員としての身分を併せ持ちながら、教育委員会の実務の責任者として、4年の任期を通じて、施策を計画的に実施しており、一律的な制度移行は、現場に混乱を生じさせる恐れがあるためである。

### ア 教育長

施行日（平成27年4月1日）において在任中の教育長については、その教育委員としての任期が満了するまで、旧教育長として在職するものとしている。

### イ 教育委員長

旧教育長が在職する間については、教育委員長が旧教育長と併存することになる。

なお、教育委員長は、旧教育長の任期が満了した時点又は退任した時点で委員長としては失職するが、委員としての任期が残っている場合は引き続き教育委員として在職することとなる。



## 政治的中立性とは？

### ～国会審議による関連答弁～ その3

今回の地教行法改正の議論においても「政治的中立性」という言葉が多く使われました。その定義等について、次のような国会答弁がありました。

#### ○ 政治的中立性について

「教育基本法第14条第2項が『法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない』と規定するなど、多数の者に対して強い影響力を持ち得る教育に一党一派に偏した政治的主張が持ち込まれてはならないことを意味するものであり、具体的には、教育内容に関する政治的中立性、人事における政治的中立性、日々の教育活動に関する政治的中立性が求められる。」

(参議院 文教科学委員会 平成26年6月10日)

#### ○ 教育委員会制度における政治的中立性の担保

「改正法においては、教育委員会を合議制の執行機関として残すとともに、その職務権限は変更しないことから、最終的な決定権限は教育委員会に留保されている。また、教育長や教育委員について、同一政党所属委員が委員会の2分の1以上を構成しないこと、服務等の規定による政治的行為の制限、罷免要件の限定による身分保障、また、教育委員は毎年1、2名ずつ交代し、委員が一斉に交代しない仕組みなど、現行制度における政治的中立性等への配慮を定めた規定についても変更しないという形で担保されている。」

(同上)



○ 衆議院文部科学委員会（平成26年5月16日）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一 本法施行後、教育の政治的中立性等を確保した上での地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化等の状況について、必要に応じて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- 二 都道府県における広域人事交流の調整などにより、一定水準の人材が確保されるような仕組みを考慮しつつ、県費負担教職員の人事権については、義務教育費国庫負担制度を堅持しつつ、市町村に属するものとするよう検討を加えること。
- 三 学校現場に民意を反映していくため、保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校支援の充実を図ることができるよう学校運営協議会の設置の促進に努めること。また、地方公共団体の財政状況による格差が生じないよう、財政措置も含め学校運営協議会の設置及び運営に係る支援策を講ずること。
- 四 地域住民の教育に対する信頼と期待に応え、開かれた教育行政を推進する観点から、教育委員会や新設される総合教育会議の議事録の作成・公表が確実になされるよう万全を期すこと。
- 五 地方公共団体の長は、総合教育会議における協議に当たっては、主宰者として主体的な役割を果たすこと。また、教育委員会とともに、いじめ事案など重大かつ緊急な対応を要する事案に適切かつ迅速に対処し、住民に対して教育行政における責任を果たすこと。
- 六 教育委員会は、権限が強化される新教育長による事務執行を、住民目線による第三者的立場からチェックするとともに、過去の基本的な施策が住民の期待に応える成果となっているのか、取組の方法が効果的なのか、といった観点から点検・評価を行うこと。
- 七 新法第五十条の文部科学大臣の指示の明確化については、自治事務に対する国の関与は限定的であるべきという地方自治の原則を踏まえ、国の関与は最小限とすべきことに留意して運用すること。

○ 参議院文教科学委員会（平成26年6月12日）

政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。

- 一、本法施行後、教育の政治的中立性、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化等の状況について必要に応じて検証を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。
- 二、新教育長の権限及び責任が従来に比して重くなることから、これを直接任命する首長の責任はもちろん、任命同意に際し、新教育長の資質・能力をチェックする議会の責任も重くなることを踏まえ、議会においては、所信聴取等、丁寧な対応を行うこと。
- 三、教育委員会は、レイマンコントロールの趣旨を踏まえ、権限が強化される新教育長による事務執行を地域住民の視点に立って、厳格にチェックすること。
- 四、新教育長については、その権限が強化されることに鑑み、大学等における研修を充実させるなど、資質・能力の向上を図ること。
- 五、教育委員会が期待される機能を果たすことができるよう、教育委員に多様な人材を登用したり、人数を増やす等、教育委員会の活性化を促進する取組を推進すること。また、教育委員会事務局の職員についても、研修制度の充実や行政部局との人事交流等により、その能力向上を図ること。また、今回の改正によって教育委員会事務局の業務量が増える可能性があることから、小規模な地方公共団体については、指導主事の拡充等を通じた体制整備を図ること。
- 六、学校現場に民意を反映していくため、保護者や地域住民の参画を得ながら学校運営の改善や学校支援の充実を図ることができるよう、学校運営協議会の設置の促進に努めること。また、地方公共団体の財政状況による格差が生じないよう、財政措置も含め学校運営協議会の設置及び運営に係る支援策を講ずること。
- 七、首長が総合教育会議を運営するに当たっては、学校運営協議会や学校支援地域本部等の関係者の参加を積極的に求めること。特に、教育に関する総合的な施策の大綱がその地域の実情に応じて定められるべきものであることに鑑み、地域住民の意向が大綱に適切に反映されるよう努めること。

八、総合教育会議において、首長及び教育委員会は、相互の役割・権限を尊重しつつ、十分に協議を行い、調整を図ること。また、いじめ事案など重大かつ緊急な対応を要する事案については、適切かつ迅速に対処し、地域住民に対して教育行政における責任を果たすこと。

九、地域住民の教育に対する信頼と期待に応え、開かれた教育行政を推進する観点から、教育委員会や総合教育会議の議事録の作成・公表が確実になされるよう万全を期すこと。

十、新法第五十条の文部科学大臣の指示の明確化については、自治事務に対する国の関与は限定的であるべきという地方自治の原則を踏まえ、国の関与は最小限とすべきことに留意して運用すること。



# 第 1 章

## 地方教育行政制度の概要

|     |                      |    |
|-----|----------------------|----|
| 第 1 | 教育委員会制度              | 21 |
| 第 2 | 市町村立学校の教職員           | 53 |
| 第 3 | コミュニティ・スクール（学校運営協議会） | 61 |
| 第 4 | 国、都道府県、市町村との関係       | 71 |
| 第 5 | 法令及び施行通知             | 81 |



# 第1 教育委員会制度

|   |                   |    |
|---|-------------------|----|
| 1 | 教育委員会制度の意義と特徴     | 22 |
| 2 | 教育委員会制度の概要        | 25 |
| 3 | 教育委員会の職務権限と運営     | 33 |
| 4 | 地方公共団体の長と教育委員会の関係 | 39 |
| 5 | 教育機関と教育委員会の関係     | 43 |
| 6 | 教育委員会制度の変遷        | 44 |

地方公共団体が、教育・学術・文化に関する事務を行う場合は、その性質上、政治的中立を維持すること、行政が安定していること、住民の意向を反映することが求められる。これらに応えるため、都道府県及び市町村には、地方公共団体の長から独立した行政委員会として、教育委員会が設置されている。

ここでは、教育委員会制度の意義・特徴やその変遷等について概説する。

## 1 教育委員会制度の意義と特徴

教育委員会は、地方教育行政を掌る行政委員会であり、地方自治法等の規定に基づき、都道府県及び市町村等に設置される合議制の執行機関である。地方公共団体の長から一定程度独立し、その権限に属する事務について自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負っている。

### 【参考条文】（教育委員会の職務権限等） 地方自治法第180条の8

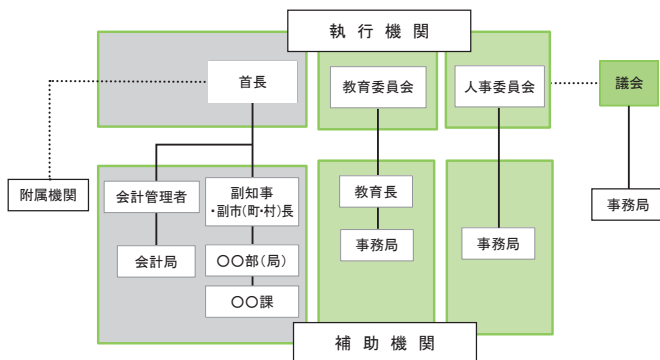
教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、学校の組織編制、教育課程、教科書その他の教材の取扱及び教育職員の身分取扱に関する事務を行い、並びに社会教育その他教育、学術及び文化に関する事務を管理し及びこれを執行する。





## 地方公共団体に置かれる機関について

地方公共団体の組織について、基本的には、地方自治法に定められていますが、一般には、以下のような組織となっています。



**執行機関**とは、自らの判断と責任において、事務を管理及び執行する機関

例) 地方公共団体の長

行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会など）

**補助機関**とは、執行機関の事務執行を補助するための機関

例) 副知事、副市町村長、会計管理者、職員など

**附属機関**とは、執行機関の担任する事項について調停、審査、審議又は調査を行う機関

例) 都道府県防災会議、都市計画審議会など



## （１）教育委員会制度の意義

教育委員会が地方公共団体の長から独立した合議制の執行機関として設置されている意義は主に次の点にある。

### ア 政治的中立性の確保

個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育においては、その内容は、中立公正であることは極めて重要である。このため、教育行政の執行に当たっても、個人的な価値判断や特定の党派の影響からの中立性を確保することが必要である。

### イ 継続性・安定性の確保

教育は、子供の健全な成長発達のため、学習期間を通じて一貫した方針の下、安定的に行われることが必要である。

また、教育は、結果が出るまで時間がかかり、その結果も把握しにくい特性から、学校運営の方針変更などの改革・改善は漸進的なものであることが必要となる。

### ウ 地域住民の意向の反映

教育は、地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うのではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが必要である。

## （２）教育委員会制度の特徴

上記（１）の意義を確実に担保していくために、教育委員会制度は、次のような制度的な特徴を持っている。

### ア 地方公共団体の長からの独立性

教育委員会は、行政委員会の一つとして、独立した機関を置き、教育行政を担当することにより、地方公共団体の長への権限の集中を防止し、中立的・専門的な行政運営を担保している。

## イ 合議制

教育委員会は、教育委員の多数決により教育行政の基本方針を決定していく合議制の機関とされている。多様な属性を持った複数の委員による合議により、様々な意見や立場を集約した中立的な意思決定を行おうとするものであり、特定の個人の価値観に左右されることを防いでいる。

## ウ 住民による意思決定（レイマンコントロール）

地域の教育行政を専門家だけの判断で行うのではなく、住民を教育委員会の構成員とするいわゆる「レイマンコントロール」を取り入れることで、広く地域住民の意向を反映した教育行政を実現しようとしている。

# 2 教育委員会制度の概要

教育委員会の具体的な組織や運営については、地教行政法に定められている。

## （１）組織の構成

教育委員会は、原則として教育長と４人の委員をもって組織する。

ただし、条例の定めにより、教育長及び５人以上の委員（町村等にあつては、教育長及び２人以上の委員）をもって構成することも可能である。

なお、教育長は委員ではない。

【図表１】都道府県教育委員会の委員数

|      | 合 計 | 教育委員数 |     |
|------|-----|-------|-----|
|      |     | ６人制   | ５人制 |
| 都道府県 | ４ ７ | ４ ５   | ２   |

注１ 平成25年度教育行政調査に基づく。

２ 教育長に任命されている教育委員を含んだ数字である。

## （２）任命

教育長及び委員ともに、地方公共団体の長が議会の同意を得て、任命を行う。

### (3) 資格要件等

#### ア 資格要件

任命に当たっては、以下の資格要件が定められている。

|      | 教 育 長                                                                                                                 | 委 員                                                                                                                        |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資格要件 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者</li><li>○ 人格が高潔であること</li><li>○ 教育行政に関して識見を有する者</li></ul> | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者</li><li>○ 人格が高潔であること</li><li>○ 教育、学術及び文化に関して識見を有する者</li></ul> |

#### イ 欠格条項

教育長又は委員には、以下の事項が欠格事由とされており、次の条項のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 禁錮以上の刑に処せられた者

#### ウ 任命に当たっての留意点

教育長及び委員を任命する際には、以下の事項に配慮が必要である。

- 教育長及び委員の定数を合わせた数の2分の1以上（例：委員4名の地方公共団体にあつては教育長及び委員を合わせ3名以上）の者が同一の政党に所属することになってはならない。
- 委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮する。
- 委員には、保護者である者が含まれるようにしなければならない。

【図表 2】職業別年齢別教育委員数（都道府県教育委員会）

| 職 業 の 種 類                                          | 総 数    | 年 齢 別 |       | 年 齢 別 |       |       |       |       |
|----------------------------------------------------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                                                    |        | うち女性  | うち保護者 | 40歳未満 | 40歳代  | 50歳代  | 60歳代  | 70歳以上 |
| 総 数                                                | 233    | 91    | 71    | 3     | 41    | 71    | 105   | 13    |
| 専門的・技術的職業従事者                                       | 92     | 41    | 29    | 2     | 23    | 23    | 40    | 4     |
| 管理的職業従事者                                           | 103    | 29    | 30    | —     | 12    | 38    | 48    | 5     |
| 農林漁業従事者                                            | 1      | —     | 1     | —     | 1     | —     | —     | —     |
| 生産工程従事者、<br>輸送・機械運転、<br>建設・採掘、<br>運搬・清掃・<br>包装等従事者 | 1      | —     | 1     | —     | 1     | —     | —     | —     |
| 事 務 従 事 者                                          | 4      | 4     | 3     | —     | 1     | 2     | 1     | —     |
| 販売・サービス<br>・保安職業従事者                                | 4      | 4     | 2     | 1     | 1     | —     | 2     | —     |
| 無 職                                                | 28     | 13    | 5     | —     | 2     | 8     | 14    | 4     |
| 割 合                                                | 100.0% | 39.1% | 30.5% | 1.3%  | 17.6% | 30.5% | 45.1% | 5.6%  |

注 1 平成25年度教育行政調査に基づく。なお、教育長を含まない。

2 「専門的・技術的職業従事者」とは研究者、教員、医師、法務従事者をいい、「管理的職業従事者」とは法人・団体役員等をいう。

【図表 3】直前歴別・在職期間別教育長数（都道府県教育委員会）

| 区 分                   |           | 総 数 |       | 年 齢 別 |        |        |       |
|-----------------------|-----------|-----|-------|-------|--------|--------|-------|
|                       |           |     |       | 50歳未満 | 50～54歳 | 55～59歳 | 60歳以上 |
| 総 数                   |           | 47  | 100%  | 2     | 1      | 14     | 30    |
| 直<br>前<br>歴           | 教 育 長     | 1   | 2.1%  | —     | —      | —      | 1     |
|                       | 教 職 員     | 9   | 19.1% | 1     | —      | 2      | 6     |
|                       | 教育委員会関係職員 | 9   | 19.1% | —     | —      | 4      | 5     |
|                       | 地 方 公 務 員 | 23  | 48.9% | —     | —      | 8      | 15    |
|                       | 国 家 公 務 員 | 2   | 4.3%  | 1     | 1      | —      | —     |
|                       | そ の 他     | 3   | 6.4%  | —     | —      | —      | 3     |
|                       | 割 合       | —   | —     | 4.3%  | 2.1%   | 29.8%  | 63.8% |
| 再<br>掲                | 教職経験有     | 21  | 44.7% | 1     | —      | 7      | 13    |
|                       | 教育行政経験有   | 37  | 78.7% | 1     | 1      | 13     | 22    |
|                       | 一般行政経験有   | 26  | 55.3% | —     | 1      | 7      | 18    |
| 在<br>職<br>期<br>間<br>別 | 1年未満      | 11  | 23.4% | 2     | 1      | 4      | 4     |
|                       | 1年以上2年未満  | 15  | 31.9% | —     | —      | 4      | 11    |
|                       | 2年以上4年未満  | 16  | 34.0% | —     | —      | 6      | 10    |
|                       | 4年以上6年未満  | 4   | 8.5%  | —     | —      | —      | 4     |
|                       | 6年以上      | 1   | 2.1%  | —     | —      | —      | 1     |

注 1 平成25年度教育行政調査に基づく。

2 「地方公務員」とは教育長、教職員、教育委員会関係職員を除く一般職の地方公務員をいう。

#### (4) 任期

教育長の任期は3年、委員の任期は4年とされ、いずれも再任が可能である。任期中は一定の事由がある場合を除いては、失職又は罷免されない。このことにより教育長及び委員の身分を保障して教育行政の安定を図っている。

なお、教育長又は委員が失職、罷免又は辞職の場合において、新たに任免される教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間となる。

また、委員の改選については、制度創設時（昭和31年）に、毎年、概ね一人ずつ改選されるように制度設計がなされている。これは、大幅な委員の改選により、急激に行政方針が変わり、教育行政の安定性、中立性が脅かされることを防ぐ趣旨である。

#### (5) 兼職禁止

教育行政の安定と自主性を保持するということ、また、職務を果たす妨げとならないようにするということから、教育長及び委員の職と兼ねることが不適当であると思われる職との兼職が禁止されている。具体的には、次のとおりである。

##### 兼職が禁止されている職

- 国会の議員、地方公共団体の議会の議員
- 地方公共団体の長（知事、市町村長）
- 他の行政委員会の委員、監査委員  
（教育委員会においては、教育長と委員の兼職はできない。）
- 地方公共団体の常勤及び短時間勤務の職員

#### (6) 罷免

教育行政の運営が中立と安定を保って行われるためには、教育長及び委員にふさわしくない者を排除し、また、教育長及び委員の所属政党が偏らないようにすることが必要である。このため、教育長及び委員が一定の事項に該当する場合には、その職を免じることとしている。

これらの一定の事由に該当しない限り、その意に反して罷免されることはない。

教育長及び委員を地方公共団体の長が罷免する場合には、議会の同意を得る必

要がある。これは、罷免を長だけの判断に任せず、議会に関与させることで、その判断の公平を確保しようとしたものである。

#### 罷免される場合

- 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合
- 職務上の義務違反があると認める場合
- 教育長及び委員の定数を合わせた数の2分の1以上(端数切り上げ)の者が同一の政党に所属することとなった場合  
※この場合、同一の政党に所属する者が半数未満とする必要があるため
- その他教育長又は委員に適しない非行があると認める場合

なお、すでに教育長又は委員のうち一定数（教育長及び委員の定数を合わせた数の2分の1から1を減じた数（端数切り上げ））が同一の政党に所属している状況で、新たに教育長又は他の委員が当該の同一の政党に所属することになった場合には、長は、新たに所属した教育長又は委員を直ちに罷免しなければならない。これは、罷免事由を承知の上で、新たに同一の政党に所属したのであるから、その教育長又は委員を直ちに罷免することが適当であり、誰を罷免すべきか裁量の余地がないことから、議会の同意は必要としない。

### （7）解職請求

教育長及び委員は、長及び議会を通じて地域住民の支持を得てその職に就くことができる。したがって、教育長及び委員が一旦任命された後において、不適当であると認められる場合には、住民が直接に解職を請求することができる。

教育長及び委員の解職請求は、地方公共団体の長の選挙権を持つ者の総数の一定数（有権者数の規模による。）の者からの連署をもって、その代表者から長に対して行うこととされている。

その後、地方公共団体の長が議会に付議し、議会の議員の3分の2以上の者が出席し、その4分の3以上が同意したときに、職を失う。

## (8) 失職

教育長及び委員の失職事由は以下のとおりである。これらの事由の一つに該当するに至った者は、当然に職を失う。

### 失職事項

- 日本国民でなくなったとき
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者となったとき
- 禁錮以上の刑に処せられた者となったとき
- 成年被後見人になったとき
- 公職選挙法（252条）又は政治資金規正法（28条）に規定する罪により罰金刑に処せられ、被選挙権を有しないこととなったとき
- 兼業兼職（地教行法6条）の規定に該当するとき
- 当該地方公共団体に対してその職務に関し請負をする者及びその支配人
- 当該地方公共団体に対してその職務に関し請負をする法人（主として同一の行為をする法人）の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役等、支配人、精算人となったとき（地自法180条の5⑥）
- 解職請求がなされ、地方公共団体の議会の同意が成立したとき

## (9) 辞職

教育長及び委員が辞職しようとするときは、地方公共団体の長及び教育委員会の同意が必要である。

教育委員会が同意を与える際には、その会議の議決を要する。ただし、その議決には、辞職しようとする教育長又は委員は、除斥することとされている。

※「除斥」とは、権限を有する機関（ここでは、教育委員会）が個々の具体的な事案を処理するに当たって、その職務の公正な執行を担保するために、その事案について何らかの関係性を有する者がいる場合に、その者を職務の執行から排除することをいう。

## (10) 服務等

教育長及び委員は、地方公務員法の服務に関する規定が適用されない特別職の職員である。このため、地教行法において以下の事項が特段に規定されている。

なお、下記オ・カにかかる事項は教育長のみに適用されるものである。

## ア 守秘義務

教育長及び委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。これは、在職中に限らず、退職後においても同様である。例えば、職務上、教育関係職員の人事への関与等を通じて、他人の一身上の秘密その他の秘密を知る機会が多い。そうした秘密は、在職中はもちろん、退職後においても漏らしてはならない。

教育長（教育長であった者を含む。）及び委員（委員であった者を含む。）が法令による証人等となり、職務上の秘密を公表する場合には、教育委員会の許可が必要となる。

## イ 政治的行為の制限

教育行政の政治的中立を保障するため、教育長及び委員は以下の政治的行為が禁止されている。

### 政治的行為の制限事項

- 政党その他政治的団体の役員となること
- 積極的に政治運動をすること

## ウ 責任の自覚と基本理念等の尊重

教育長及び委員は、その職務遂行に当たっては、各々が域内の教育行政に対して負う重要な責任を自覚しなければならない。また、教育基本法第1条の2に規定する基本理念や、地方公共団体の長が策定する大綱（40ページ参照）に則して、かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して教育行政が行われるように意を用いなければならない。

## エ 勤務の態様

教育長は、常勤の職員、教育委員は非常勤の職員である。教育長を常勤としたのは、教育長が担う職責を考慮し、非常勤は適当でないと考えられているためである。

## オ 職務専念義務

教育長は常勤の職員とされていることから、その勤務時間中及び職務上の注意力の全てをその職務遂行のために用いなければならない。

## カ 営利企業等の従事制限

教育長は、常勤であることから、職務上の注意力の全てを用いなければならない。このため、教育長は、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務に従事してはならない。

## キ 教育委員の報酬

教育委員はその職務に対して、条例が定める金額及び支給方法により、報酬及び費用弁償を受けることができる。（地自法203条の2）

地方自治法では、勤務日数に応じて支給されるのが原則であるが、条例で特別の定めをしている場合には、その定めに従って支給されることとなる。

なお、教育長は、常勤の職員であることから、給料等が支給されることとなり（地自法204条）、条例で具体的な定めを設けなければならない。

【図表4】教育委員への報酬金額別の都道府県教育委員会数

| 区 分       |                | 合 計 |       |
|-----------|----------------|-----|-------|
| 総 数       |                | 47  | 100%  |
| 日 額 制     |                | 10  | 21.3% |
|           | 2万6千円未満        | 2   | —     |
|           | 2万6千円以上2万8千円未満 | 3   |       |
|           | 2万8千円以上3万円未満   | —   |       |
|           | 3万円以上3万2千円未満   | 2   |       |
|           | 3万2千円以上3万4千円未満 | 1   |       |
|           | 3万4千円以上        | 2   |       |
| 月 額 制     |                | 27  | 57.4% |
|           | 16万円未満         | 1   | —     |
|           | 16万円以上18万円未満   | 9   |       |
|           | 18万円以上20万円未満   | 8   |       |
|           | 20万円以上22万円未満   | 3   |       |
|           | 22万円以上24万円未満   | —   |       |
|           | 24万円以上26万円未満   | 2   |       |
|           | 26万円以上28万円未満   | 3   |       |
|           | 28万円以上30万円未満   | —   |       |
|           | 30万円以上         | 1   |       |
| 日額制・月額制併用 |                | 10  | 21.3% |

注1 平成25年度教育行政調査に基づく。

## (11) 教育長

教育長は教育委員会の会議を主宰し、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどり、事務局の事務を統括し、所属の職員の指揮監督を行う。

## (12) 教育長の代理

教育長の代理者は、委員の中からあらかじめ指名することが必要である（職務代理者を指名する。）。なお、職務代理者が行う職務のうち、事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難な場合には、その職務を教育委員会事務局職員に委任することが可能となっている。

# 3 教育委員会の職務権限と運営

## (1) 教育委員会の運営

### ア 招集

教育委員会の会議は教育長が招集する。招集は、基本的に教育長が決すべきものであるが、教育委員の定数の3分の1以上の委員から付議すべき事件を示して会議の招集を請求されたときは、教育長は、遅滞なく、これを招集しなければならない。

### イ 定足数

教育委員会の会議を開き、議事を決定するには、教育長及び在任委員の過半数の出席が必要である。

### ウ 議事の決定方法

教育委員会の会議の議事は、原則として、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる。

### エ 会議の公開及び議事録の作成と公表

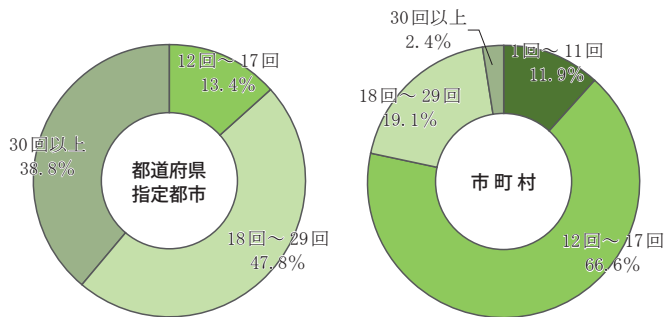
教育委員会の会議は、原則公開とし、会議の終了後、遅滞なく、議事録を作成し、公表するように努めるものとされている。

これは、教育委員会の会議における議論を公開し、住民への説明責任を果た

すことを趣旨としている。したがって、透明性を高め、住民によるチェックを向上させる観点から、原則として、会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表することが必要とされている。

なお、議事録の作成、公開が努力義務にとどめられているのは、小規模な地方公共団体の事務負担等を考慮したものである。

【図表 5】教育委員会会議の年間の開催回数（市町村データは参考）

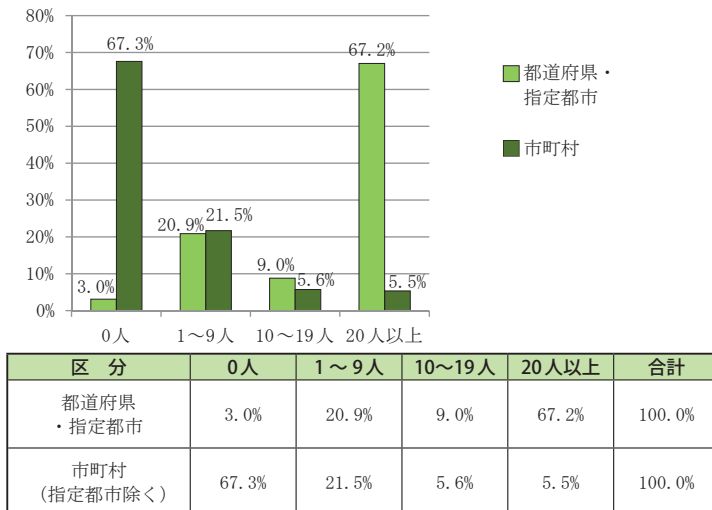


会議の年間実施回数

| 区 分             | 1～11回 | 12～17回 | 18～29回 | 30回以上 | 合計     |
|-----------------|-------|--------|--------|-------|--------|
| 都道府県<br>・指定都市   | 0.0%  | 13.4%  | 47.8%  | 38.8% | 100.0% |
| 市町村<br>(指定都市除く) | 11.9% | 66.6%  | 19.1%  | 2.4%  | 100.0% |

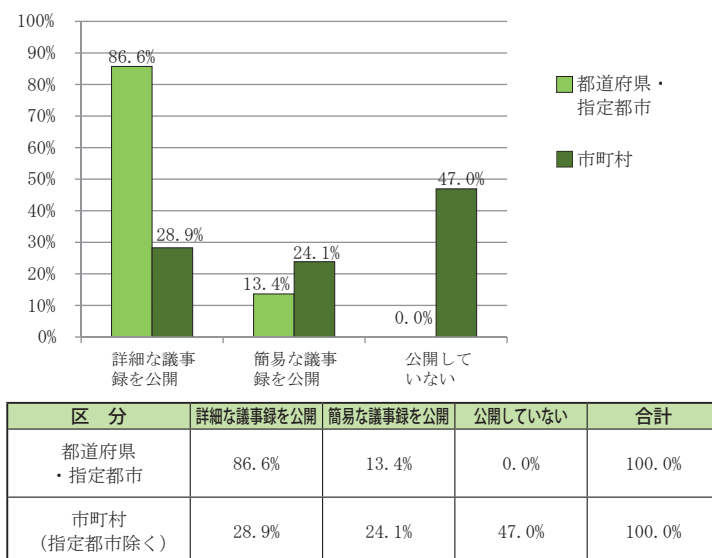
注 1 教育委員会の現状に関する調査（平成25年度間）に基づく。

【図表 6】教育委員会会議の年間傍聴者（市町村データは参考）



注 1 教育委員会の現状に関する調査（平成 25 年度間）に基づく。

【図表 7】教育委員会会議の議事録公開の状況（市町村データは参考）



注 1 教育委員会の現状に関する調査（平成 25 年度間）に基づく。

## (2) 教育委員会の職務権限と事務局の設置

### ア 職務権限

教育委員会は、合議で意思決定を行う執行機関であるため、その権限にかかる事務について、自らの判断と責任において管理・執行していくことになる。このために必要な教育委員会規則については、法令や条例に反しない範囲で制定することができる。

教育委員会が管理・執行すべき事務には、具体的に以下のようなものがある。

#### 教育委員会が管理・執行すべき事務

- 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止
- 学校その他の教育財産の管理
- 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事
- 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学
- 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導
- 教科書その他の教材の取扱い
- 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備
- 校長、教員その他の教育関係職員の研修
- 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利
- 学校その他の教育機関の環境衛生
- 学校給食
- 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育
- スポーツ
- 文化財の保護
- ユネスコ活動
- 教育に関する法人
- 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計
- 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談

## イ 事務局の設置

教育委員会の権限に属する事務を処理させるために、教育委員会に、事務局を置いている。都道府県教育委員会事務局には、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員が配置されている。

事務局は教育長が指揮監督を行う。

【図表 8】職種別事務局職員数（全都道府県教育委員会の合計）

| 区 分 |     | 総 数    | 指導主事  | 社 会<br>教育主事 | 派遣社会<br>教育主事 | 社会教育<br>主事補 | 事務職員等  |
|-----|-----|--------|-------|-------------|--------------|-------------|--------|
| 職員数 | 人 数 | 15,516 | 4,574 | 595         | 127          | 38          | 10,182 |
|     | 割 合 | 100.0% | 29.5% | 3.8%        | 0.8%         | 0.2%        | 65.6%  |

注1 平成25年度教育行政調査に基づく。

2 「派遣社会教育主事」は都道府県教育委員会段階で把握した数字である。

## ウ 事務の委任等

教育委員会は、その会議によって事務を処理するが、その権限に属する事務の範囲が広範に及ぶことから、すべての事務を会議にかけていたのでは、事務能率の低下をきたすこととなる。そこで、教育委員会は、重要な事項のみ会議において決定し、その他は教育長にゆだねて処理できるようにしている。

地教行法では、教育長にゆだねることができない事項について規定をおり、以下の事項が教育委員会の会議を開催して決定すべき事項となっている。

### 教育委員会で決定すべき事項（教育長への委任不可）

- 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること
- 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること
- 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること
- 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること
- 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価に関すること
- 教育予算の編成や議会の議決を必要とする事件について、長への意見の申出に関すること

## エ 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等

教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果についての報告書を作成しなければならない。また、その報告書は議会に報告するとともに、公表が義務付けられている。

この制度は、平成20年に導入されたものであり、教育行政の効果的な推進とともに、住民への説明責任を果たすことを目的とする。

なお、これらの点検及び評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見を活用することとされている。



### 教育委員会に設置される「専門的教育職員」とは？

教育委員会には、「指導主事」が配置されています。この指導主事は、地教行法第18条に根拠がある「専門的教育職員」です。また、この他、実際の教育委員会事務局には、「管理主事」や「社会教育主事」といった職員の配置がなされています。こうした職は、以下のような仕事を担当する教育委員会事務局特有の職員です。

**「指導主事」** …学校における教育課程、学習指導等の専門的事項の指導に関する事務に従事しています。指導主事になるには、教育に対する見識を持ち、かつ、学校の教育課程等の専門的事項についての教養と経験を有していることが必要です。

**「管理主事」** …教員人事に関する事務に専門的に携わる職員です。この職は、当該教育委員会の教育委員会規則で設置を定める必要があります。

**「社会教育主事」** …社会教育に関する専門的・技術的な助言・指導を与える職であり、社会教育法第9条の2で教育委員会事務局に置くこととされています。



## 4 地方公共団体の長と教育委員会の関係

### (1) 地方公共団体の長の職務権限

教育委員会は当該地方公共団体の教育に関する事務について、自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する責務を負っている執行機関であるが、地方公共団体の議決機関（議会）や住民との関係において、地方公共団体の一体性を確保すること又は地方公共団体の財務の統一的な処理を行うという観点から、一部の事務は地方公共団体の統括代表者である長の権限とされているものがある。

また、その一方で、基本的には、教育委員会の権限だが、当該地方公共団体が条例で定めることにより、長が管理し、執行できるとされている事務もある。

具体的には以下のとおりである。

|                              | 事 項                                                                                                                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                              |
|------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育委員会の職務権限                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校教育に関すること</li> <li>・ 公立学校の設置、管理</li> <li>・ 教職員の人事・研修</li> <li>・ 児童・生徒の入学、退学</li> <li>・ 学校の組織編制、教育課程、生徒指導</li> <li>・ 教科書の採択</li> <li>・ 校舎等の施設の整備</li> </ul>                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 社会教育に関すること</li> <li>・ 講座、集会の開設等社会教育事業の実施</li> <li>・ 公民館、図書館、博物館等の設置、管理</li> <li>○ 文化財の保護に関すること</li> <li>○ 学校における体育に関すること</li> </ul> |
| 長の職務権限                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 予算を調製し、及びこれを執行すること</li> <li>○ 議会の議決を経るべき事件につきその議案を提出すること</li> <li>○ 教育財産を取得し、及び処分すること</li> <li>○ 契約を締結すること</li> <li>○ 大学に関すること</li> <li>○ 幼保連携型認定子ども園に関すること</li> <li>○ 私立学校に関すること</li> </ul> |                                                                                                                                                                              |
| 長の職務権限とすることができるもの<br>(要条例制定) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 文化に関すること</li> <li>・ 文化事業の実施</li> <li>・ 文化施設の設置管理</li> </ul>                                                                                                                                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ スポーツに関すること</li> <li>・ スポーツ事業の実施</li> <li>・ スポーツ施設の設置管理</li> </ul>                                                                   |

## (2) 大綱と総合教育会議（9～12ページ参照）

### ア 「大綱」の策定

地方公共団体の長は、地域の実情に応じた教育、学術、文化の振興に関する大綱を定めることとされており、これは長の義務となっている。また、大綱を策定した場合には、住民に、遅滞なく公表する必要がある。

なお、大綱の策定等を行う場合には、国の定める「教育振興基本計画」を勘案するとともに、あらかじめ「総合教育会議」での協議が必要とされている。

### イ 「総合教育会議」の設置

総合教育会議とは、地方公共団体の長と教育委員会（教育長及び委員）を構成員とする会議で、地方公共団体の長が設置するものである。この会議の設置は、すべての地方公共団体に義務付けられている。

#### (ア) 目的

「総合教育会議」は、以下の事項について対等な執行機関として協議を行うとともに、これら事項についての構成員の事務の調整を行うことを目的としている。

また、この会議で地方公共団体の長と教育委員会が合意した事項については、その結果を尊重しなければならない。

#### 総合教育会議の協議事項

- 大綱の策定
- 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策（※）
- 児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置（※）

注1 ※印の事項は、協議を行うとともに、事務の調整を行うべきものとされている。

#### (イ) 会議の招集

「総合教育会議」の招集は地方公共団体の長が行う。

また、教育委員会は、協議を必要と判断する事項があるときは、地方公共団体の長に対して、協議すべき具体的事項を示して、会議の招集を求めることができる。

### (ウ) 関係者等の意見聴取

「総合教育会議」は、地方公共団体の長と教育委員会が協議を行うに当たって必要と認めるときは、関係者又は学識経験を有する者等から意見を聴取することができる（ただし、構成員とすることはできない。）。

### (エ) 会議の公開

「総合教育会議」は原則公開とし、会議終了後、遅滞なく、議事録を作成し、公表するように努めなければならない。

【図表 9】教育委員会と首長との意見交換会の開催状況

| 区分            | 開催せず  | 1回    | 2回    | 3回以上  |
|---------------|-------|-------|-------|-------|
| 都道府県<br>・指定都市 | 43.3% | 32.8% | 13.4% | 10.4% |
| 市町村           | 63.3% | 28.0% | 6.1%  | 2.6%  |

注1 教育委員会の現状に関する調査（平成25年度間）に基づく。

2 平成25年度間の状況であり、総合教育会議として開催されたものではないことに注意。

## (3) 長の権限との調整

### ア 教育財産の管理等

教育財産に関する教育委員会と長との役割分担は、その取得及び処分は地方公共団体の長が、その管理は教育委員会が行うこととされている。

地方自治法第238条の2には、公有財産に関して長の総合調整権が定められており、これは、教育委員会の財産の管理が地方公共団体の財産の取得及び管理として統一かつ合理的に運営されることを意図したものである。

※ 教育財産とは、学校その他の教育機関の用に供する財産のことをいい、例えば、校舎、校地、書架及び机や椅子等の物品などをいう。

## イ 教育委員会の意見聴取

教育委員会は、執行機関として教育に関する事務について独自の職務権限を有しているが、地方公共団体の一体的行政の推進を図るため、歳入歳出予算を編成し議会に提出すること、議会の議決を経るべき事件の議案を議会に提出することにかかる権限は、長に専属するものである。

このため、長が教育予算の編成や、教育の所掌事務に関連する条例の制定改廃等の議案の作成を行う際には、教育の専門性、教育行政の独立性、自主性を尊重する観点から、教育委員会の意見を聞くこととされている。

## (4) 幼保連携型認定こども園との関係

「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月より開始されることに伴い、併せて地教行法についても改正がなされている。

平成26年度の地教行法改正により設置される総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的としている。

「幼稚園・保育園・認定こども園を通じた教育の充実」や「幼保連携型認定こども園と小学校との円滑な接続」は、この総合教育会議等の場を活用して協議・調整することで、地方公共団体の長と教育委員会との連携・協力がより強化されることが期待される課題の一つと考えられる。

## ア 幼保連携型認定こども園に関する事務の権限

平成24年度に行われた「子ども・子育て支援制度」の創設に伴う地教行法改正により、従来の大学や私立学校に関する事務に加え、新たに地方公共団体の長が幼保連携型認定こども園に関する事務を処理することとされた。

これは、幼保連携型認定こども園は学校教育と保育を一体的に提供する施設であり、その事務の管理・執行に当たって一元的な体制が求められることから、学校教育と保育の双方を総括しうる地方公共団体の長の職務権限とされたものである。

## イ 教育委員会との関係

幼保連携型認定こども園は、幼稚園と同様に、小学校以降の生活や学習の基礎を培う教育を提供する機関である。そのため、その教育課程の実施等に当たっては、教育委員会が所管する幼稚園における教育との整合や、小学校における教育との接続を図る必要があることから、地方公共団体の長と教育委員会との緊密な連携・調整が不可欠である。

このことから、地教行法では、地方公共団体の長と教育委員会との関係について規定している。

主な概要は次のとおりである。

|          | 主な権限等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育委員会    | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 地方公共団体の長に対する意見の陳述<br/>当該地方公共団体が設置するこども園に関する事務の管理・執行について、意見を述べる事ができる。</li><li>○ 資料の提供等<br/>意見陳述等を行うため、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。</li></ul>                                                                                                                                                                                                                                 |
| 地方公共団体の長 | <ul style="list-style-type: none"><li>○ 事務の管理・執行<br/>こども園に関する事務を管理・執行する。</li><li>○ 教育委員会への意見聴取義務<br/>当該地方公共団体が設置するこども園に関し、次のことを行う際に教育委員会の意見を聞かなければならない。<ul style="list-style-type: none"><li>① 教育課程に関する基本的事項の策定</li><li>② 教育委員会の権限に属する事務と密接な関係を有するとして当該地方公共団体の規則で定めるもの</li><li>③ ②の規則の制定・改廃</li></ul></li><li>○ 教育委員会に対する助言・援助の求め<br/>地方公共団体の長は、こども園に関する事務の管理・執行に関し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。</li></ul> |

※表中は、「幼保連携型認定こども園」について「こども園」と表記する。

## 5 教育機関と教育委員会の関係

地方公共団体は、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置することが可能であり、このほか、条例によって地域に必要と判断する教育機関を設けることもできる。

これらの学校をはじめとする教育機関は、地方公共団体の長が所管する大学及び  
幼保連携型認定子ども園のほか、条例に特別の定めがない限り、教育委員会が所管  
することとされている。

そして、教育委員会は、法律や条例に反しない限度において、その所管に係る教  
育機関の管理運営の基本的事項について教育委員会規則で定めるとされている。

例えば、学校に対しては、大きく人事・施設・運営の3つの側面についての管理  
を行うこととされており、具体的には、以下のとおりである。教育委員会がすべて  
の事項について直接学校を管理運営するのではなく、教育委員会と学校との基本的  
事項について学校管理規則を定め、日常的、具体的な事項については、校長のもと  
で学校の運営管理を行うのが基本となる。

- 人事管理  
教職員の任命、服務監督を行うこと 等
- 物理的管理  
校舎を維持管理すること 等
- 運営管理  
学校の運営に関する指揮監督、指導助言を行うこと 等

## 6 教育委員会制度の変遷

### (1) 教育委員会制度の導入経緯

戦前の教育行政は、専ら国の事務とされ、地方では、府県知事及び市町村長が国の  
教育事務を執行していた。戦後、地方自治の考え方に基づき、行政制度全般の改  
革が行われたが、教育については、昭和21年3月、連合国最高司令官の要請によ  
り米国教育使節団が来日し、使節団の報告等に基づき、日本の教育制度の基本的改  
革が進められた。そして、米国教育使節団が勧告した各般の改革の内容は、日本政  
府が設けた教育刷新委員会の建議を通じて、具体策の企画、立案が行われた。

その結果、昭和22年から昭和23年にかけて、教育基本法（昭和22年）、  
学校教育法（同）、教育委員会法（昭和23年）が制定され、教育制度の基本的  
構造が組み立てられた。

## 米国教育使節団報告（昭和21年3月）

### 〔都道府県庁の権限〕

公立の初等及び中等教育の管理に対する責任は都道府県および地方的下部行政区画（すなわち市町村等）に委せるべきである。各都道府県に教育委員会または機関が設立され、そしてそれは政治的に独立し、一般民衆の投票の結果選出された代議的公民によって構成されるよう勧告する。

### 〔地方的下部行政区画（市町村）の権限〕

各都市またはその他の地方的下部行政区画においては、国民の選んだ一般人によって教育機関が構成されてこの機関が法令に従って、その地方にあるすべての公立の初等及び中等学校の管理をつかさどるようわれわれはすすめる。

## 教育刷新委員会第一回建議（昭和21年12月）

一 教育行政は、左の点に留意して、根本的に刷新すること。

- 1 従来の官僚的な画一主義と形式主義との是正。
- 2 教育に於ける公正な民意の尊重。
- 3 教育の自主性の確保と教育行政の地方分権。

（略）

二 右の方針にもとづき教育行政は、なるべく一般地方行政より独立し且つ国民の自治による組織をもつて行うこととし、そのために、市町村及び府縣に公民の選挙による教育委員会を設けて教育に関する議決機関となし、教育委員会が教育総長（仮称）を選任してこれを執行の責任者とする制度を定めること。

（略）

## （2）教育委員会制度（旧法）の制定とその特徴

上記（1）の改革内容については、教育基本法、学校教育法、教育委員会法が制定される中で具体化されていったが、とりわけ、教育委員会制度の基本的構造については、教育委員会法（旧法）の制定により、具体化された。当時の教育委員会制度の特徴は以下のとおりである。

### 教育委員会制度（旧法）の特徴

- 住民の選挙によって教育委員が選任される公選制を導入した。
- 教育委員会は、教育事務を担当する責任機関として、教育長その他の事務処理の体制からは独立した委員会として設置した。
- 教育委員会は、教育にかかる予算の原案の編成権限及び議会提出議原案の送付権限を有した。
- 市町村教育委員会の権限は、従来からの校舎の建設・維持及び就学事務に加え、教職員人事、学校管理、教育内容の指導等教育事務全般に及んだ。（※当時、教員の任命権限は、学校の設置者たる地方公共団体の教育委員会が有していた。）

### （３）教育委員公選制度の見直しと地教行法の制定

当初の教育委員会制度の実際の運用は、教育委員の選挙がうまく機能せず、現場が混乱したことや、当時の教育委員会は、現在よりも一般行政からの独立の度合いが強く、独自の予算案・条例案の議会提出権限を有していたため、首長部局との調整に支障をきたすなど、期待どおりに進まなかった。このため、昭和31年6月、教育委員会法が廃止され、現在の法律である地教行法が制定された。

### 地教行法（昭和31年）の主なポイント

- 教育委員の選任方法を公選制から任命制に変更し、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する。
- 教育長の任命に当たっては、その資質の確保を図る観点から、国又は都道府県教育委員会による「任命承認制度」が設けられた。具体的には、都道府県の教育長の任命に当たっては文部大臣（当時）の、市町村の教育長の任命に当たっては都道府県教育委員会の承認を必要とした。
- 市町村（指定都市以外）の教育長については、教育委員のうちから任命する。
- 小中学校の教員の人事権は、都道府県教育委員会が有する（指定都市については、指定都市教育委員会）。ただし、都道府県の人事権は、市町村教育委員会の内申をまっで行う。

#### (4) 地方分権改革の推進と教育委員会制度の改正

日本が、中央集権型の行政システムのもと、経済成長を達成し、国民の暮らしが豊かになり、地域社会において個性や多様性が尊重されるようになってくると、全国画一の基準やルールを土台とする中央集権型の行政システムの制度疲労がいたるところで指摘されるようになり、地方分権型行政システムへの転換の必要性が主張されるようになった。

そうした状況の中で、平成5年6月、衆参両院で「地方分権の推進に関する決議」がなされ、平成7年に地方分権推進法が制定された。それを受けて、あらゆる行政分野での地方分権推進のための具体策の検討が進められ、平成10年には地方分権推進計画が閣議決定されるにいたった。

こうした動きに伴い、教育委員会制度についても、昭和31年の地教行法の制定以降、長らく、大きな改正は行われていなかったが、地方分権の理念を受けた見直しを求められることとなった。

#### ア 団体自治の強化（平成11年7月）

教育行政の分野においても、地方分権改革の取り組みがなされることになり、平成11年に以下の内容の改正がなされている。その趣旨は、地方公共団体が国や都道府県の関与を受けることなく、自らの責任で教育長を選任できるようにすることで団体自治の強化を図ろうとするものであった。

その一方で、教育長の選任手続を慎重に行うこととし、当該地方公共団体の責任において教育長に適材を確保し、議会からの信任を得ることで、住民に対する責任を明らかにしようとするものであった。

※ 団体自治とは、一定の地域を基礎とする国から独立した団体（地方公共団体等）を設け、この団体の権限と責任において、地域の行政を処理することをいう。また、これに対して住民自治という言葉があるが、これは、地方における行政を行う場合に、その地方の住民の意思と責任に基づいて処理することを意味している。地方自治は、団体自治と住民自治から成り立っており、この二つの要素が不可欠とされている。

### 主な改正ポイント（平成11年）

- 教育長の国又は都道府県教育委員会による任命承認制度を廃止する。
- 教育委員会は5人の委員で構成されるのを原則としつつ、条例の定めにより、都道府県及び市にあっては6人で組織することができる（町村にあっては3人で構成することができる。）。
- 教育長は、委員のうちから、教育委員会が任命する。

## イ 住民自治の強化（平成13年7月）

平成10年9月の中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」は、地域住民の意向の積極的な把握と反映、教育行政への参画・協力等の視点から、教育委員会制度の改善を提言し、また、平成12年12月の「教育改革国民会議報告」でも同様の趣旨が提言された。

これらの提言を踏まえて、以下のような改正がなされたが、その目的は、地域住民や保護者等の多様な意向を、より一層的確に教育行政に反映させるとともに、教育委員会が責任を持って主体的に地域の教育行政を進めることができるようにしたことにある。

### 主な改正ポイント（平成13年）

- 地方公共団体の長が教育委員を任命するに当たっては、委員の年齢・性別・職業等に著しい偏りが生じないように配慮する。
- 教育委員のうちに保護者を含めるよう努める。
- 教育委員会の会議は、原則として公開とする。

## （5）学校運営協議会の導入（平成16年3月）

平成12年12月の「教育改革国民会議報告」では、学校運営に親や地域住民の参画を求める新しいタイプの学校（コミュニティ・スクール）の設置が提言された。また、平成16年3月には、中央教育審議会は、答申「今後の学校の管理運営の在り方について」で保護者や地域住民が一定の権限と責任をもって学校運

営に参画する新しい学校運営の在り方を提言している。

こうした提言を受けて、平成16年6月に「学校運営協議会」の制度を導入した。

## （6）教育委員会の責任体制の明確化（平成19年6月）

平成18年に教育基本法が全面的に改正されたことを受けて、学校教育法、地教行法、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部改正がなされた。

地教行法の改正は、地方における教育行政の中心的な担い手である教育委員会が、より高い使命感をもって責任を果たすとともに、国と地方の適切な役割分担を踏まえつつ、教育に国が責任を負える体制を構築しようとするものであった。主な改正ポイントは次のとおり。

### 主な改正ポイント（平成19年）

- 教育基本法の改正を受け、地方教育行政の基本理念を明記  
(地教行法1条の2)
- 教育委員会が教育長に委任できない事務を明確化
- 教育委員会が活動状況の点検・評価を行うこと
- 教育委員の責務を明確化し、国や都道府県が教育委員の研修等を促進
- 教育委員の数の弾力化（※）  
※ 教育委員会は5人の委員で構成することを原則としつつ、条例の定めにより、都道府県及び市にあっては、6人以上で組織することができる（町村にあっては3人以上で構成することが可能となった。）。
- 保護者である者が教育委員のうちに必ず含まれるように義務化
- 地方公共団体の長が文化やスポーツの事務を担当できるようにしたこと

## 旧「教育委員会法」と「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の比較

| 区 分                 | 旧教育委員会法（昭和23年）                                                                                                                                 |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 設置単位                | ■ 都道府県、市町村及び町村の一部事務組合                                                                                                                          |
| 組織構成                | ■ 都道府県においては委員7人で組織する。<br>■ 市町村においては委員5人で組織する。                                                                                                  |
| 教育委員の選任方法           | ■ 住民による公選とする。<br>■ 委員のうち1名は当該地方公共団体の議会の議員のうちから、議会において選挙をする。                                                                                    |
| 委員長                 | ■ 委員のうちから、委員長及び副委員長を選挙する。                                                                                                                      |
| 会議                  | ■ 定例会及び臨時会があり、定例会は毎月1回招集する。<br>■ 会議は委員長が招集する。<br>■ 会議は公開とする（出席委員の2/3以上で秘密会も可）。                                                                 |
| 議決の方法               | ■ 出席委員の過半数とする。                                                                                                                                 |
| 教育長                 | ■ 教育長は、教員の免許状を有する者のうちから、教育委員会が任命する。（任期4年）<br>■ 教育長は、教育委員会の指揮監督を受け、教育委員会の処理するすべての教育事務をつかさどる。                                                    |
| 長との関係<br>（予算と議決事項等） | ■ 教育委員会は、教育に係る予算原案を編成し長へ送付。また、予算の執行権限も有する。<br>■ 教育委員会は、議会に提出すべき議決事項の原案を作成し、長へ送付する。<br>※ 長が、教育委員会作成の予算原案を減額又は議決事項の原案を修正しようとする際は、教育委員会の意見聴取を義務付け |
| 小中学校教員の人事           | ■ 市町村教育委員会が任命権者                                                                                                                                |

| 地教行法（昭和31年）                                                                                                                                                                                | 地教行法（平成26年）                                                                                                                                                                                         |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県、市町村、全部又は一部の事務を共同処理する市町村の組合</li> </ul>                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県、市町村、全部又は一部の事務を処理する地方公共団体の組合</li> </ul>                                                                                                                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>委員5人で組織する。ただし、町村は条例で定めるところにより、3人で組織することもできる。</li> </ul>                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>教育長及び4人の委員で組織する。ただし、条例の定めにより都道府県及び市は委員5人以上、町村は委員2人以上で構成することもできる。</li> </ul>                                                                                  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の長が議会の同意を得て委員を任命する。</li> </ul>                                                                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の長が議会の同意を得て委員を任命する。</li> </ul>                                                                                                                         |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>委員のうちから、委員長を選挙する。</li> <li>委員長は会議を主宰し、教育委員会を代表する。</li> </ul>                                                                                        | —                                                                                                                                                                                                   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>会議は委員長が招集する。</li> <li>会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</li> </ul>                                                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>会議は教育長が招集する。ただし、1/3以上の委員から招集を請求された場合には、遅滞なく招集する。</li> <li>会議は公開とする。ただし、人事案件等の場合は、公開しないことができる（出席の2/3以上の議決が要）。</li> <li>会議の終了後、遅滞なく、議事録を作成し、公表に努める。</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>出席委員の過半数とする。</li> </ul>                                                                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>出席委員の過半数とする。</li> </ul>                                                                                                                                      |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県及び指定都市は、文部大臣の承認を得て、教育長を任命する。（任期4年）</li> <li>市町村等は、当該市町村教育委員会の委員のうちから、都道府県教育委員会の承認を得て、教育長を任命する。</li> <li>教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、事務をつかさどる。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の長が議会の同意を得て教育長を任命する。（任期3年）</li> <li>教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。</li> </ul>                                                                           |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>予算編成権限及び議会の議決事項の議案作成権限は長が有する。ただし、長は、事前に教育委員会の意見を聞く必要がある。</li> </ul>                                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体の長は、地域の実情に応じ、教育、学術、文化の振興に関する総合的な施策の大綱を策定する。</li> <li>長は、総合教育会議を設置し、運営する。</li> <li>予算編成権限及び議会の議決事項の議案作成権限は長が有する。ただし、長は、事前に教育委員会の意見を聞く必要がある。</li> </ul>  |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県教育委員会が任命権者（指定都市については、指定都市教育委員会）。ただし、市町村教育委員会の内申をまっで行う。</li> </ul>                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>都道府県教育委員会が任命権者（指定都市については、指定都市教育委員会）。ただし、市町村教育委員会の内申をまっで行う。</li> </ul>                                                                                        |



## 第2 市町村立学校の教職員

|   |                   |    |
|---|-------------------|----|
| 1 | 市町村立学校の教職員        | 54 |
| 2 | 県費負担教職員の任命権と服務監督権 | 57 |
| 3 | 県費負担教職員の勤務条件等     | 58 |

教育委員会は、教育事業等の実施のため、学校や図書館、公民館などの教育機関を設置・管理運営している。地教行法では、教育機関に属する職員は当該機関の設置者が任命すると定めるなど、教育機関の設置管理や教職員に関する通則を定めているが、市町村立学校教職員については、例外的な取扱いが設けられている。

ここでは、市町村立学校教職員に係る特例について概説する。

## 1 市町村立学校の教職員

### (1) 市町村立学校に配置されている教職員の種類

市町村立学校には、様々な教職員が配置されている。

小・中学校においては、学校教育法に基づき、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員が配置とされている。さらに、同法に基づき、必要に応じて副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他の職員を配置することができると規定されている。「その他の職員」には、学校用務員、給食調理員、警備員といった職員も含まれる。

なお、高等学校・中等教育学校・特別支援学校においても、学校教育法における学校種に応じた規定に基づき、必要な職員の配置がなされている。

### (2) 県費負担教職員制度の概要

市町村立学校教職員のうち校長、副校長、教頭や教諭等の職員については、都道府県がその職員の給料や諸手当等の費用を負担している。都道府県が給与を負担している市町村立学校職員のことを「県費負担教職員」という（市町村立学校職員給与負担法）。

本来、市町村立学校の教職員は、市町村の職員としての身分を有するものであり、その身分取扱いや給与は、市町村がその権限を有し、責任を負うのが原則である。しかしながら、市町村の財政力の差異による教員給与の不統一を避け、一定水準を維持することにより、教職員の質を確保し、もって教育水準の維持向上を図るという観点から、市町村立学校の教職員については、その給与を都道府県が負担するなどの特例が設けられているところである。

### (3) 義務教育費国庫負担制度

この制度は、県費負担教職員制度を設けて、市町村立学校の教職員給与費を都道府県の負担とした上で、国が都道府県の実支出額の原則  $1/3$  を負担するものである（義務教育費国庫負担法）。

#### ア 義務教育費国庫負担制度の意義

憲法の要請に基づく義務教育の根幹（機会均等、水準確保、無償制）を支えるため、国は必要な制度を整備することを求められている。

義務教育費国庫負担制度は、義務教育無償の原則に則り、国民に対し義務教育の妥当な規模と内容を保障するため、国が必要な財源を安定的に確保する制度である。

#### イ 制度の変遷

義務教育費国庫負担制度は、教職員の確保と適正配置という目的を達成するために、国が制度創設以来、内容の変遷は伴いつつも最低限確保しなければならない教職員給与費については、一貫して保障しているものである。制度の変遷の概略は次のとおりである。

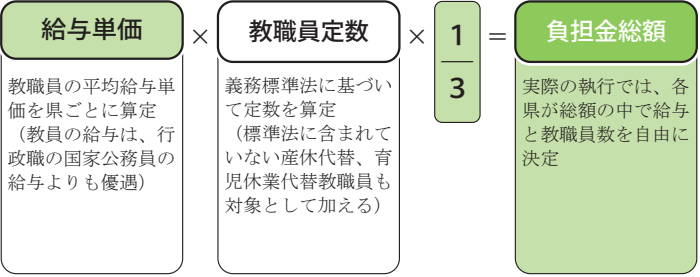
- 昭和28～29年、地方の教育条件の整備状況、国と地方の財政状況等を踏まえ、負担対象経費を拡大した。
- 昭和60～平成16年、国と地方の役割分担、国と地方の財政状況等を踏まえ、給料・諸手当以外の費用を一般財源化した。
- 平成16年、総額裁量制を導入した。
- 平成18年、国庫負担率を  $1/2 \rightarrow 1/3$  に変更した。

#### ウ 総額裁量制

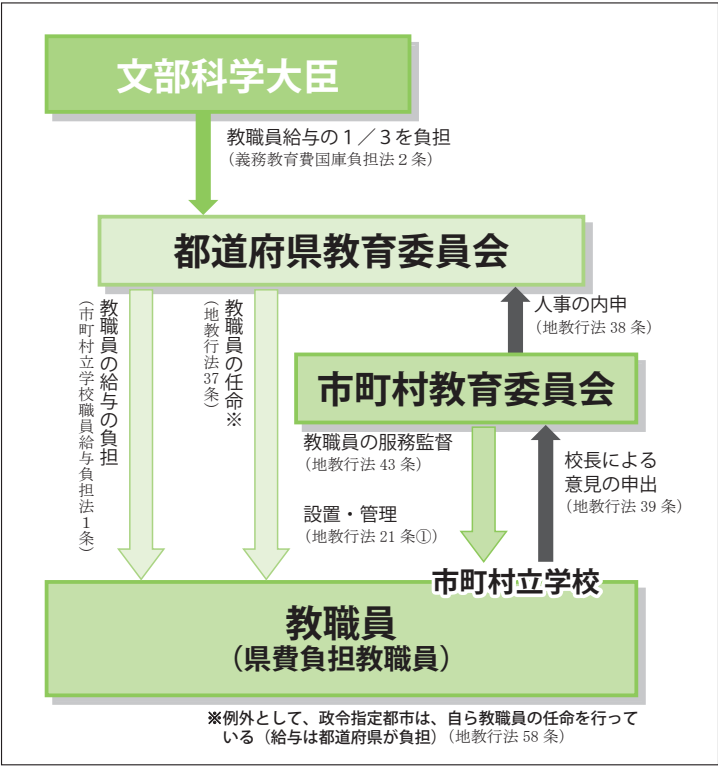
義務教育費国庫負担金の総額の範囲内で、各都道府県が教職員の給与と人数を自由に決定できる仕組みである。平成16年度から導入された。

従前は標準定数を超える部分は国庫負担の対象外であったが、制度導入後は、給与水準の引き下げにより生じた財源で標準定数を超える教職員数を確保することが可能となった。

義務教育費国庫負担金の算定式



県費負担教職員の身分取扱いと国庫負担制度の関係



※文部科学省ホームページを基に作成

## 2 県費負担教職員の任命権と服務監督権

県費負担教職員については、財政的要請及び広域人事行政の必要性から都道府県教育委員会が職員の任命を行い、その給与費等を負担する一方で、小・中学校の設置者である市町村教育委員会は職員の日常的な服務監督を行っている。都道府県教育委員会と市町村教育委員会がそれぞれ分担して人事管理を行いつつも、協働関係を維持することにより、人事の適正配置と教育水準の維持を図り、人事行政の円滑を期す仕組みとなっている。

### (1) 都道府県教育委員会の任命権

県費負担教職員は都道府県教育委員会が任命するとされている。

これは、都道府県が給与負担を行うことから、また、広く市町村をこえて人事を行うことにより教職員の適正配置と人事交流を図ることを目的として、都道府県教育委員会が任命権を持つこととしたものである。

任命権の及ぶ範囲については、任命のみにとどまらず、任用、免職、休職、復職、懲戒、給与の決定等身分上の事項一切を含む。ただし、県費負担教職員を都道府県教育委員会は直接服務監督しない。その限りにおいて、事務局職員や首長部局における任命権者とは異なる面をもつことになる。

なお、政令指定都市の県費負担教職員については、現行、給与等は都道府県が負担しているが、任命権は、都道府県教育委員会ではなく当該指定都市の教育委員会が有している。

なお、平成29年度を目途に道府県から指定都市へ給与負担等を移譲することで、指定都市と指定都市所在の道府県の間で合意がされている。

### (2) 市町村教育委員会の服務監督権

県費負担教職員の服務を監督するのは、市町村教育委員会である。

これらの教職員の勤務する学校は市町村立の学校であり、その従事する事務は市町村の事務であって、その身分は市町村に属する。市町村教育委員会は市町村立学校を設置し管理する権限を有することから、学校管理の実質を保持させるため、その学校に勤務する教職員の服務監督権を有している。

したがって県費負担教職員は、その職務遂行に当たって、法令、市町村の条例

及び規則、都道府県の条例等に従わなければならない、市町村教育委員会をはじめ、職務上の上司の命令に従わなければならない。

都道府県教育委員会は、県費負担教職員の任命権者であっても、それらの教職員が勤務する市町村立学校を所管するわけではないから、県費負担教職員に対しては職務上の指揮監督関係には立たない。

### (3) 県費負担教職員の任命権行使に当たっての配慮

都道府県教育委員会が県費負担教職員の採用・異動・退職等の任命権を行使するに当たっては、学校の管理者である市町村の教育委員会の「内申をまって」行うものとしている。この「内申をまって」は、内申がないのに任命権を行使することは違法とされるが、内申の内容には必ずしも拘束されない。

一方、市町村教育委員会の内申が県費負担教職員の同一市町村内の転任に係るものについては、原則、「内申に基づき」行うものとされており、この場合は内申の内容に拘束されると一般に解されている。ただし、都道府県内の教職員の適正な配置と円滑な交流の観点から、都道府県教育委員会が定める基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を他の市町村で採用する必要がある場合等には、内申にしばられるものではないと定められている。

これらは、服務監督者である市町村教育委員会の意見を、都道府県教育委員会の任命権行使に反映させるため設けられた仕組みである。

## 3 県費負担教職員の勤務条件等

### (1) 定数、給与、勤務時間その他の勤務条件

県費負担教職員の定数、給与、勤務時間その他の勤務条件は、都道府県の条例で定めるとされている。

本来、地方公共団体の職員定数は、当該地方公共団体の条例で定められるのが建前であるが、県費負担教職員については、給与を都道府県が負担すること、職員定数と給与費は相関関係にあることから、このように規定されている。給与、勤務時間その他の勤務条件についても同様である。

なお、県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数は、地教行法第41条第1項により定められた定数の範囲内で、都道府県教育委員会が、当該市町村

における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等を総合的に勘案して定めることとしている。

## (2) 研修

県費負担教職員の研修は、任命権者である都道府県教育委員会を中心に、国・都道府県・市町村で役割分担をして実施している。

都道府県教育委員会が実施する研修としては、教育公務員特例法で定められた初任者研修や10年経験者研修といった法定研修を始め、教職経験に応じた研修(5年経験者研修・20年経験者研修等)、職能に応じた研修(管理職研修・生徒指導主事研修等)、長期派遣研修(民間企業への派遣研修等)、専門的な知識・技能に関する研修等がある。

研修の実施主体としては任命権者である都道府県の教育委員会が中心となるが、地教行法では市町村教育委員会も研修を行うことができると規定されており、服務監督者として研修を実施している。また、市町村教育委員会は都道府県が行う研修に協力するものとされている。

なお、指定都市と中核市の県費負担教職員の研修については、それぞれ当該指定都市又は中核市の教育委員会が行うこととされている。

国は、都道府県等が行う研修事業に対する支援を行うとともに、独立行政法人教員研修センターにおいて、リーダー的役割を果たす教員を対象とした研修や学校教育に係る喫緊の課題に対応した研修を実施している。

## (3) 勤務評定

県費負担教職員の勤務成績の評定は、都道府県教育委員会の計画の下に、市町村教育委員会が行うものとされている。

本来、勤務成績の評定は人事管理の責任者がその適正を期するために行うものであることから任命権者が実施すべきものだが(地公法40条1項)、県費負担教職員の服務監督は市町村教育委員会が行っていることから特例を設けたものである。

一方で、任命権者は勤務評定の結果に応じた措置を講じなければならないとされていることから、任命権者である都道府県教育委員会が勤務成績評定の計画を定め、この計画に基づいて市町村の教育委員会が評定を行うことで人事管理の適正を期している。



## 学級編制基準について

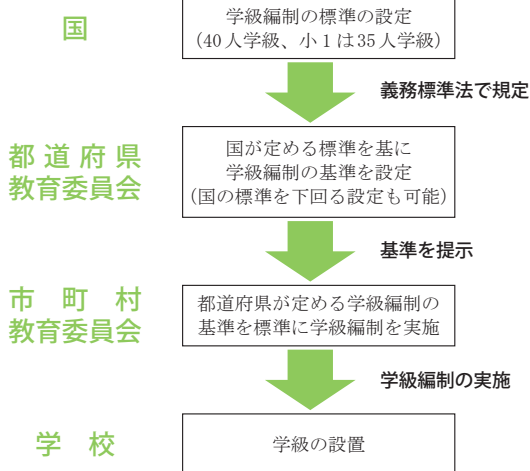
公立の小・中学校の学級編制の基準（＝１学級の児童・生徒の数の基準）は、国が定める標準（いわゆる４０人学級、なお小１は３５人学級）を基に、都道府県教育委員会が設定しています（義務標準法３条２項）。

都道府県教育委員会では、各自の判断により児童・生徒の実態等を考慮して基準を定めますが、国の標準を下回る設定も可能です（上回る水準を設定することは不可）。

市町村教育委員会では、都道府県教育委員会が定める基準を標準として、当該学校の児童・生徒の実態を考慮して小・中学校の学級編制を行います。都道府県教育委員会が定める基準はあくまで標準のため、市町村教育委員会が独自に市町村費で教職員を任用することにより、都道府県の基準を下回る学級編制を行うことも可能です。

なお、公立の高等学校についても、法で国が定める標準を基に、設置者である都道府県教育委員会や市町村教育委員会が学級編制を行います。

### 【小・中学校の学級編制に関する国、地方の役割】



## 第3 コミュニティ・スクール (学校運営協議会)

|            |    |
|------------|----|
| 1 目的・導入経緯等 | 62 |
| 2 制度の概要等   | 63 |

学校には、保護者や地域住民の意見や要望を的確に反映させ、家庭や地域社会と連携・協働していくことが求められている。同時に、保護者や地域住民が、学校と共に地域の教育に責任を負うとの認識の下、学校運営に積極的に協力していくことも重要となっている。

コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）は、平成16年6月の地教行法改正により導入されたものであり、この制度は、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って公立学校の運営に参画することを可能とするものとなっている。

## 1 目的・導入経緯等

### （１）目的

公立学校の運営についての地域住民や保護者などの意向等が多様化、高度化している状況に的確に対応し、公立学校教育に対する国民のニーズを学校運営により一層的に反映させる仕組みが求められることから、公立学校の管理運営の改善を図ることを目的として創設された。

### （２）導入経緯

平成12年12月の「教育改革国民会議報告書」において「新しいタイプの学校（“コミュニティ・スクール”等）の設置を促進する。」ことが打ち出され、これが平成15年12月の総合規制改革会議の第3次答申、平成16年3月の中央教育審議会答申等を経て、平成16年6月の地教行法改正により導入された。

## 【導入までの主な議論】

H12. 12. 22 教育改革国民会議

「教育改革国民会議報告－教育を変える17の提案－」を報告

H15. 12. 22 総合規制改革会議

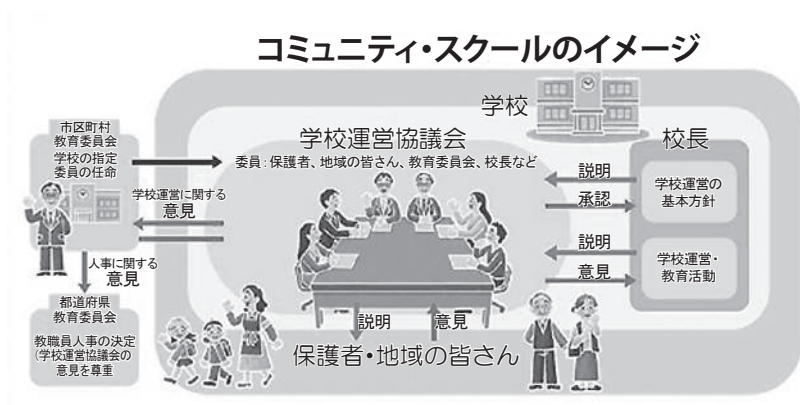
「規制改革の推進に関する第3次答申－活力ある日本の創造に向けて－」を答申

H16. 3. 4 中央教育審議会

「今後の学校の管理運営の在り方について」を答申

## 2 制度の概要等

コミュニティ・スクールには保護者や地域住民などから構成される学校運営協議会が設けられている。この協議会では、学校運営の基本方針の承認を行ったり、教育活動などについて意見を述べるといった取り組みが行われている。



※文部科学省ホームページより転載

## （１）学校運営協議会の設置

学校運営協議会は、地域に信頼される学校づくりを実現するため、公立学校の運営の在り方の選択肢を広げるものとされ、設置に当たっては次の事項が定められている。

### ア 設置対象

学校運営協議会の設置対象は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校である。

### イ 設置の判断

学校運営協議会を設置する学校の指定については、学校の管理運営の最終的な責任を有する教育委員会が判断する。

その際、各教育委員会は、地域の特色や学校の実態を踏まえつつ、地域の住民や保護者の要望を的確に反映して指定を行う必要がある。

#### 【参考条文】地教行法第47条の5第1項

教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

## (2) 学校運営協議会の委員

学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命することとされている。

なお、学校運営協議会の委員の人数や構成等については、学校の実態等に応じて教育委員会が判断することが望ましいと考えられることから、法律ではなく、各教育委員会の規則等で定めることとしている。

また、その任命に当たっての留意点などが次のように示されている。

### ア 学校運営協議会委員の任命

学校運営協議会の委員については、設置者である教育委員会の責任において人選が行われ、任命されることになる。

その際には、幅広く適任者を募る観点から、例えば、公募制の活用等、選考方法を工夫するとともに、地域の住民や保護者等へ広報、周知に努める必要がある。

なお、地域の住民、保護者以外の委員については、学校運営協議会を設置する学校の校長、教職員、学識経験者、関係機関の職員等が想定されている。

#### 【参考条文】地教行法第47条の5第2項

学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。

## イ 公正性、公平性等の確保と正しい理解の必要性

教育委員会は、公立学校としての運営の公正性、公平性、中立性の確保に留意しつつ、学校運営協議会の委員について適切な人材を幅広く求めて任命する必要がある。また、学校運営協議会が合議体として適切な意思形成を行えるよう、協議会の役割や責任について委員の正しい理解を得るための研修等に努めることとされている。

## ウ 守秘義務

委員については、児童・生徒や職員等に関する個人的な情報を職務上知り得る可能性があることから、教育委員会規則において守秘義務を定めるなどの適切な対応が必要とされている。



### 「コミュニティ・スクール」の名称の根拠

コミュニティ・スクールとの言葉がよく聞かれますが、一方で学校運営協議会制度という言葉も使われています。この名称に係る根拠はどうなっているのでしょうか？

実は、コミュニティ・スクールについては、そもそも法律上に規定はありません。法律上は「学校運営協議会」という名称で規定されています。なお、文部科学省の施行通知の中で、協議会を設置する学校の名称について、次のように記載されています。

「学校運営協議会を設置する学校については、各教育委員会の判断で「地域運営学校」、「コミュニティ・スクール」等と、適宜名称を付することも可能であること。」

(平成16年6月24日 16文科初第429号)



### (3) 学校運営協議会の主な役割

コミュニティ・スクールにおいては、学校運営の基盤である教育課程等について、保護者や地域住民が責任と権限を持って意見を述べることで制度的に保障され、その意見を踏まえた学校運営が進められることとなる。学校運営協議会の役割については、次の点が示されている。

#### ア 学校運営の基本方針の承認

校長は、当該学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、学校運営協議会の承認を得なければならないこととされる。

校長は、承認された学校運営に関する基本的な方針に沿い、その権限と責任において具体的な学校運営を行う。

なお、基本的な方針の対象としては、一般的には、教育課程、施設管理、組織編制、施設・設備等の整備、予算執行等に関する事項が考えられているが、具体的には、地域や学校の実態等に応じて教育委員会規則において定められることとされる。

#### 【参考条文】地教行法第47条の5第3項

指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

#### イ 意見の申出

学校運営協議会は、基本的な方針の承認に止まらず、当該学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して主体的に意見を申し出ることができる。

#### 【参考条文】地教行法第47条の5第4項

学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

## ウ 教職員の任用に関する意見

地域の住民や保護者等の学校運営に関する要望がより一層反映されるよう、当該学校の教職員人事について、地域の住民や保護者等が学校運営協議会を通じて直接任命権者に意見を述べることが可能となっている。

対象となる職員には、当該学校の職員がすべて含まれ、それらの職員に関する採用、転任、昇任に関する事項が対象となり、分限処分、懲戒処分等は対象外とされる。

なお、学校運営協議会の意見は、任命権者の任命権の行使を拘束するものではないが、学校運営協議会の意見を尊重し、合理的な理由がない限り、その内容を実現するよう努めるものとされている。

### 【参考条文】地教行法第47条の5

#### 第5項

学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第55条第1項、第58条第1項又は第61条第1項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

#### 第6項

指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

【参考】学校評議員制度と学校運営協議会制度の違い

|      | 学校評議員制度                                                                | 学校運営協議会制度                                                                                                                     |
|------|------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 目的   | 開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を学校運営に反映し、その協力を得るとともに、学校としての説明責任を果たす。 | 保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む。                                                   |
| 位置付け | 校長が、必要に応じて学校運営に関する保護者や地域の方々の意見を聞くための制度である。                             | 教育委員会により設置され、学校の運営について、一定範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関である。                                                                         |
| 根拠   | ○ 「学校教育法施行規則 第49条」<br>○ 平成12年4月1日施行                                    | ○ 「地教行法 第47条の5」<br>○ 平成16年9月9日施行                                                                                              |
| 資格等  | 当該学校の職員以外の者で、教育に関する理解及び識見を有する者                                         | 地域の住民・保護者その他教育委員会が必要と認める者                                                                                                     |
| 任命   | 校長が推薦し、設置者が委嘱                                                          | 教育委員会が任命<br>※非常勤特別職の地方公務員                                                                                                     |
| 主な内容 | ○ 学校評議員は、校長の求めに応じて、学校運営に関する意見を述べる。<br>○ 学校評議員に意見を求める事項は、校長が判断する。       | 以下の具体的な権限を有する。<br>○ 学校運営に関する基本的な方針について承認する。<br>○ 学校運営に関し、教育委員会又は校長に意見を述べるができる。<br>○ 教職員の採用等に関して任命権者に意見を述べることができ、任命権者はこれを尊重する。 |

【図表10】コミュニティ・スクール指定状況

| 校 種    | 指定校数  | 増加数（前年度比） |
|--------|-------|-----------|
| 幼稚園    | 94    | 32園増      |
| 小学校    | 1,240 | 212校増     |
| 中学校    | 565   | 102校増     |
| 高等学校   | 10    | 1校増       |
| 特別支援学校 | 10    | 2校増       |
| 合計     | 1,919 | 349校増     |

コミュニティ・スクールの指定状況（平成26年4月1日現在） 文部科学省

【図表11】コミュニティ・スクール指定状況の推移

| 基準日       | 指定校数   | 増加数（前年比） | 学校設置者数     | 都道府県数  |
|-----------|--------|----------|------------|--------|
| 平成17年4月1日 | 17校    |          | 6市区        | 4都府県   |
| 平成18年4月1日 | 53校    | 36校増     | 1県15市区町    | 13都府県  |
| 平成19年4月1日 | 197校   | 144校増    | 1県41市区町村   | 25都府県  |
| 平成20年4月1日 | 341校   | 144校増    | 2県63市区町村   | 29都府県  |
| 平成21年4月1日 | 475校   | 134校増    | 2県72市区町村   | 30都府県  |
| 平成22年4月1日 | 629校   | 154校増    | 2県82市区町村   | 31都府県  |
| 平成23年4月1日 | 789校   | 160校増    | 2県99市区町村   | 32都府県  |
| 平成24年4月1日 | 1,183校 | 394校増    | 3県122市区町村  | 38都道府県 |
| 平成25年4月1日 | 1,570校 | 387校増    | 4道県153市区町村 | 42都道府県 |
| 平成26年4月1日 | 1,919校 | 349校増    | 4道県187市区町村 | 42都道府県 |

コミュニティ・スクールの指定状況（平成26年4月1日現在） 文部科学省

## 第4 国、都道府県、市町村との関係

- |                        |    |
|------------------------|----|
| 1 国、都道府県、市町村の役割        | 72 |
| 2 文部科学大臣及び都道府県教育委員会の関与 | 75 |

地域における教育、文化、スポーツ等の振興を担う教育行政は、各地方公共団体がそれぞれの地域の実情に応じて行うことが基本であるが、各地方公共団体で行われる教育行政は、個々独立したものであってはならず、全国的な観点から、教育の機会均等や教育水準の確保を図る必要がある。

ここでは、そうした観点から、国、都道府県、市町村との役割と連携の関係について概説する。

## 1 国、都道府県、市町村の役割

教育行政は、地方自治の本旨に基づき、地方公共団体により行われることが基本となっている。

戦前、教育に関する事務は国の事務とされ、国の指揮監督下で行われてきたが、戦後の教育改革により、地域における教育、文化、スポーツ等の振興は、住民に、より身近な地方公共団体が実施主体となった。

さらに、平成18年の教育基本法の改正に当たっては、「教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない」（教育基本法16条①）とした上で、国は「全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図る」（同法16条②）こと、地方公共団体は「その地域における教育の振興を図る」（同法16条③）ことが明確に規定された。

国、都道府県、市町村のそれぞれの役割分担は、次のとおりである。

### （1）国の役割

国は、教育基本法で定められた役割分担の下で、「基本的な教育制度の枠組みの制定」、「全国的な基準の設定等」、「地方公共団体における教育条件整備のための支援」等を行う。

#### 【具体例】

##### ○ 基本的な教育制度の枠組みの制定

- （例）・地教行法等による地方教育行政制度の制定
- ・学校教育法等による学校教育制度の制定
- ・教育職員免許法等による教職員免許制度の制定

○ **全国的な基準の設定等**

- (例) ・ 各種学校の設置基準の設定
- ・ 学習指導要領等の教育課程の基準の設定
  - ・ 教員免許の基準の設定
  - ・ 学級編制及び教職員定数の標準の設定

○ **地方公共団体における教育条件整備のための支援**

- (例) ・ 教職員の給与費に対する国庫補助
- ・ 校舎の建設等に要する経費の国庫負担

○ **教育に関する事業の適正な実施のための支援措置等**

- (例) ・ 教育内容や学校運営等に関する指導・助言・援助
- ・ 教職員の研修の実施、支援

## (2) 都道府県の役割

都道府県は広域自治体として、「広域的な処理が必要な教育事業等の実施及び機関の設置・運営等」、「市町村における教育事業の適正な実施のための支援措置等」を行う。

### 【具体例】

○ **広域的な処理が必要な教育事業等の実施及び機関の設置・運営等**

- (例) ・ 高等学校、特別支援学校等の設置・管理
- ・ 県費負担教職員の給与費の負担
  - ・ 教職員の任免や交流人事等
  - ・ 公立小・中学校の学級編制基準の設定

○ **市町村における教育事業の適正な実施のための支援措置等**

- (例) ・ 教育内容や学校運営等に関する指導・助言・援助
- ・ 市町村立学校への指導主事の訪問指導

### (3) 市町村の役割

市町村は住民に最も身近な基礎自治体として、「学校等の機関の設置・管理」、「教育に関する事業の実施」を行う。

#### 【具体例】

##### ○ 学校等の機関の設置・運営

(例) ・ 学校の設置・運営

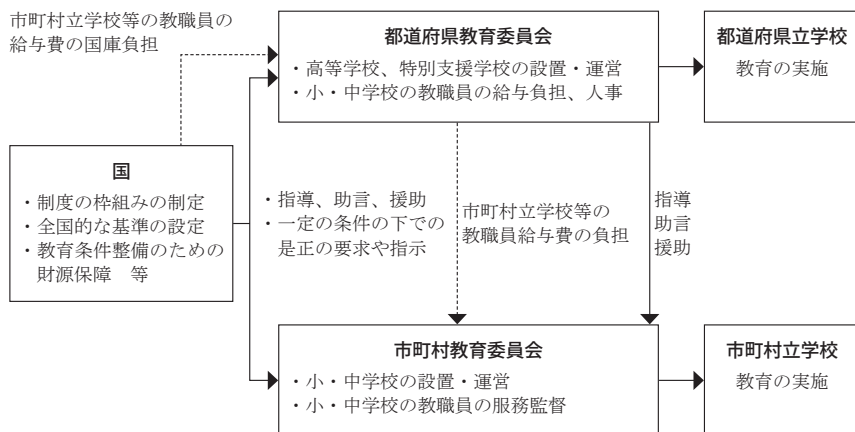
・ 図書館、博物館、公民館、体育館等の設置・運営

##### ○ 教育に関する事業の実施

(例) ・ 社会教育に関する各種の講座の開催

・ 文化・スポーツ事業の実施

#### 教育行政における国・都道府県・市町村の役割分担



## 2 文部科学大臣及び都道府県教育委員会の関与

各地域の教育の振興等については、各地方公共団体の自治事務として、それぞれの地域の実情に応じた施策を展開していくべきものであるが、同時に、それらは、相互に連携を保ち、全体として国の教育を支えていくものでもある。このため、各地方公共団体の教育行政の在り方は、各個に他との連携を無視したものであってはならず、国民全体の教育として必要な教育の水準を保持していかなければならないものである。

そうしたことから、国、都道府県、市町村の関係を規定するための条項が設けられている。

### (1) 指導、助言及び援助

一般に、国と地方公共団体の関係は対等の関係が基本であることから、地方公共団体に対する国又は都道府県の関与については、法律による根拠が必要とされている。また、その関与の在り方は目的を達成するため必要な最小限度のもの（地自法 245 条の 3）であるとともに、地方公共団体の自主性及び自立性に配慮しなければならないとされている。

地教行法においては、「指導、助言及び援助」を行うことが規定されており、具体的には、文部科学大臣が都道府県又は市町村に対し、また都道府県教育委員会は市町村に対し、教育の事務の適正な処理を図るため指導、助言及び援助を行うことができると規定されている。

地方自治法にも、地方公共団体へ技術的な助言・勧告が定められているが（地自法 245 条の 4「技術的な助言及び勧告」）、地教行法の規定は地方自治法の規定の適用を排除するものではなく、地方自治法と相並んで、教育事務処理の適正化を図るという観点に立ち、地方自治法の規定で及んでいない面へも、「指導、助言及び援助」を及ぼそうとするものである。

こうした規定が設けられているのは、教育行政への関与は非権力的なものであるべきであるが、その一方で、教育の機会均等と教育水準の維持向上を図ることが必要であり、そのためには、国、都道府県、市町村の相互連携が重要であることから、地方自治法で規定する「技術的」助言・勧告に限られることなく、将来においてなすべきこと又はすべきでないことを指し示し相手を一定の方向に導く

「指導」や、特定の事業を促進するため助力する「援助」が求められるのである。

指導等の運用に当たっては、都道府県及び市町村の主体性を重視する観点から、以下の点を重視すべきとされている。

- 都道府県や市町村の判断を過度に制約することのないようにすること
- 実証研究の成果や情報の収集・提供等の支援的機能を重視していくこと
- 教育基本法や学校教育法等の法令に违背する教育行政の執行や学校の管理運営の是正に重点を置いて行うこと

## （２）是正の要求

教育委員会の法令違反や事務の管理及び執行に怠るものがある場合に、児童・生徒の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかであるとして、文部科学大臣が教育委員会に対して是正の要求を行うことができるとされている。また、これは、教育委員会が講ずべき措置の内容を示して行うとしている。

本来、公立学校に関する事務は自治事務であり、各教育委員会の権限と責任において適切に処理されるべきものであり、法令違反等の事態が発生した場合には、教育委員会のもとより、教育長及び委員を任命した地方公共団体の長や同意を与えた地方議会が自浄作用を発揮すべきものである。

したがって、国が関与を行う場合には、非権力的なものであることが望ましく、「是正の要求」は、教育委員会が法令違反などにより、その責任を十分に果たせない場合に、国民の権利を守るため、文部科学大臣が必要最小限度の関与を行うとするものである。

地方自治法においても、「是正の要求」が規定されているが、地方自治法に規定する「是正の要求」は、事務処理の是正・改善のために必要な措置を講ずることを求めるものであり、各大臣が行う要求の内容等について具体的に講ずべき措置の内容等に関する特段の定めはされていない。このため、地方公共団体は、各大臣の要求に応じて裁量を働かせて具体的な裁量内容を決定することになる。

地教行法と地方自治法では、大臣が講ずべき措置の内容を示すことの規定の有無が異なっており、文部科学大臣が行う是正の要求は、教育委員会の講ずべき措

置の内容を示す必要があり、教育委員会はこの内容を踏まえて必要な措置を講じなければならないことから、措置内容に対して強い影響力をもっているものである。

ただし、措置内容を決定するのは、あくまで教育委員会であり、文部科学大臣の示す内容どおりに措置する義務まで課されているわけではない（この点、下記（３）に示す文部科学大臣の指示とは異なる。）。

これらのことから、地教行法の「是正の要求」を行うには、次の２つの要件を満たす場合に限られている。

- 法令の規定に違反するものがある場合又は事務の管理及び執行を怠るものがある場合
- 児童・生徒等の教育を受ける機会が妨げられていることその他の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかである場合

### （３）文部科学大臣の指示

上記（１）及び（２）と同様の国の関与の方法の一つであるが、異なる点としては、児童・生徒の生命等の保護のため、緊急の必要があつて、他の措置によることが困難な場合という点である。

具体的には、「文部科学大臣の指示」を行うには、次の３つの要件を満たす場合に限られている。

- 法令の規定に違反するものがある場合又は事務の管理及び執行を怠るものがある場合
- 児童・生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれ、その被害拡大又は発生を防止するため、緊急の必要がある場合
- 他の措置によっては、是正を図ることが困難である場合

文部科学大臣の指示は、教育委員会が取るべき措置内容を明示して行う必要があり、なおかつ、この指示は、指示の内容どおりに措置を行わなければならないという強い法的拘束力を有する。

なお、指示を受けた教育委員会は、当該「指示」に不服がある場合は、国地方係争処理委員会に対して審査の申出をすることができる。

文部科学大臣の指示は、平成19年改正で新たに設けられた規定であるが、平成23年に大津市で起きたいじめ自殺事案の際に、その発動に疑義が生じたため、平成26年改正で、事件発生後においても同種の事件の再発防止のために文部科学大臣が指示できることが明確化された。

平成26年改正（地教行法50条）の新旧対照表

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                             | 改正前                                                                                                                                                                                                                                          |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (文部科学大臣の指示)<br>第五十条 文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれ、その被害の拡大又は発生を防止するため、緊急の必要があるときは、当該教育委員会に対し、当該違反を是正し、又は当該怠る事務の管理及び執行を改めるべきことを指示することができる。ただし、他の措置によつては、その是正を図ることが困難である場合に限る。 | (文部科学大臣の指示)<br>第五十条 文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の生命又は身体 <u>の保護</u> のため、緊急の必要があるときは、当該教育委員会に対し、当該違反を是正し、又は当該怠る事務の管理及び執行を改めるべきことを指示することができる。ただし、他の措置によつては、その是正を図ることが困難である場合に限る。 |

#### (4) 調査の実施

文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、地教行法に基づく指導・助言・援助及び連絡・調整の権限を行うために、地方公共団体の長又は教育委員会が管理・執行する教育に関する事務について必要な調査を行うことができる。

ここで意味する調査とは、単に調査した結果の報告を受け取ることとは異なり、文部科学大臣及び都道府県教育委員会がその職務である指導・助言・援助等を行うために、自らが必要とする調査を行うことをさしている。

## (5) 資料又は報告の提出要求

文部科学大臣及び都道府県教育委員会は、教育委員会や地方公共団体の長に対し、調査・統計などの必要な資料又は報告の提出を求めることができる。資料又は報告の提出を求められた教育委員会や地方公共団体の長は、求められた資料又は報告を提出する法的義務を負う。

# 文部科学大臣の地方公共団体に対する関与について

|           | 根拠法律             | 対 象      | 内 容                                                                                                                                                                                                                 | 効 果                                                                                                                       |
|-----------|------------------|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指導・助言・援助  | 地教行法48条          | 首長<br>教委 | 相手方を一定方向に導いたり（指導）、必要な事項を進言したり（助言）、特定事業の促進を図るために助力（援助）したりすること。<br><br>（要 件）<br>教育に関する事務の適正な処理を図る必要があるとき                                                                                                              | 法的拘束力なし                                                                                                                   |
| 是正の要求     | 地自法245条の5（一般ルール） | 首長<br>教委 | 違反の是正・改善のための <u>必要な措置を講ずべきことを求める</u> ことが可能。<br><br>（要 件）<br>①事務の処理が法令の規定に <u>違反</u> 、又は<br>②著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているとき                                                                                              | 是正・改善のために必要な措置を講じなければならない義務を負う。<br>（ただし、是正・改善の具体的な内容は自治体の裁量）<br><br><b>何ら措置を講じないとき</b>                                    |
|           | 地教行法49条（特則）      | 教委       | 違反の是正・改善のための <u>具体的な内容を明示して必要な措置を講ずべきことを求める</u> ことが可能<br><br>（要 件）<br>①事務の処理が法令の規定に <u>違反</u> 、又は事務の管理・執行を怠っているときであって、<br>②教育を受ける権利を侵害されていることが明らかな場合                                                                | 是正・改善のために必要な措置を講じなければならない義務を負う。<br>（最終的な措置の内容は自治体の判断であるが、具体的な措置内容が明示されているため、教育委員会の措置に強い影響を与える。）<br><br><b>何ら措置を講じないとき</b> |
| 指 示       | 地教行法50条          | 教委       | 相手方に一定の <u>作為又は不作為の義務を課す</u> ことが可能<br><br>（要 件）<br>①事務処理が法令の規定に <u>違反</u> 、又は事務の管理・執行を怠っているときであって、<br>②児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれ、その被害の拡大又は発生を防止するため、緊急の必要がある場合であり、<br>③他の措置によっては、是正を図ることが困難である場合 | 指示された内容に従い、 <u>是正又は改善の措置を講じなければならない。</u>                                                                                  |
| 調査・資料及び報告 | 地 教 行 法 53・54条   | 首長<br>教委 | ・第48条等に規定する権限を行う必要があるとき、必要な調査を行うことができる。<br>・必要な調査・統計その他の資料又は報告の提出を求めることができる。                                                                                                                                        | 求められた資料又は報告を提出すべき法律上の義務を負う。                                                                                               |

※文部科学省ホームページを基に作成

## 国等による違法確認訴訟

（地自法第251条の7） ※平成25年3月1日から施行

国等は是正の要求等をした場合に、地方公共団体がこれに応じた措置を講じず、かつ、国地方係争処理委員会等への審査の申出もしないとき等に、国等は、「違法確認訴訟」を提起することができる。

## 第5 法令及び施行通知

- |   |                                           |     |
|---|-------------------------------------------|-----|
| 1 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律                       | 82  |
| 2 | 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の<br>一部を改正する法律について（通知） | 111 |

## 1 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(昭和三十一年六月十三日法律第百六十二号 最終改正：平成二六年六月二〇日法律第七六号)

### 第一章 総則（第一条 — 第一条の四）

### 第二章 教育委員会の設置及び組織

#### 第一節 教育委員会の設置、教育長及び委員並びに会議（第二条 — 第十六条）

#### 第二節 事務局（第十七条 — 第二十条）

### 第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限（第二十一条 — 第二十九条）

### 第四章 教育機関

#### 第一節 通則（第三十条 — 第三十六条）

#### 第二節 市町村立学校の教職員（第三十七条 — 第四十七条の四）

#### 第三節 学校運営協議会（第四十七条の五）

### 第五章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等（第四十八条 — 第五十五条の二）

### 第六章 雑則（第五十六条 — 第六十三条）

### 附則（省略）

## 第一章 総則

（この法律の趣旨）

**第一条** この法律は、教育委員会の設置、学校その他の教育機関の職員の身分取扱その他地方公共団体における教育行政の組織及び運営の基本を定めることを目的とする。

（基本理念）

**第一条の二** 地方公共団体における教育行政は、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の趣旨にのっとり、教育の機会均等、教育水準の維持向上及び地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

（大綱の策定等）

**第一条の三** 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振

興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。
- 3 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 第一項の規定は、地方公共団体の長に対し、第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

（総合教育会議）

**第一条の四** 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

- 2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

- 3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

- 4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

- 5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

- 6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

- 7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

- 8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

## 第二章 教育委員会の設置及び組織

### 第一節 教育委員会の設置、教育長及び委員並びに会議

(設置)

**第二条** 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）町村及び第二十一条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

(組織)

**第三条** 教育委員会は、教育長及び四人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び五人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び二人以上の委員をもつて組織することができる。

(任命)

**第四条** 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。
- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に一を加えた数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。
- 5 地方公共団体の長は、第二項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、

性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の五第二項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

**第五条** 教育長の任期は三年とし、委員の任期は四年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。

（兼職禁止）

**第六条** 教育長及び委員は、地方公共団体の議会の議員若しくは長、地方公共団体に執行機関として置かれる委員会の委員（教育委員会にあつては、教育長及び委員）若しくは委員又は地方公共団体の常勤の職員若しくは地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員と兼ねることができない。

（罷免）

**第七条** 地方公共団体の長は、教育長若しくは委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他教育長若しくは委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該地方公共団体の議会の同意を得て、その教育長又は委員を罷免することができる。

2 地方公共団体の長は、教育長及び委員のうち委員の定数に一を加えた数の二分の一から一を減じた数（その数に一人未満の端数があるときは、これを切り上げて得た数）の者が既に所属している政党に新たに所属するに至つた教育長又は委員があるときは、その教育長又は委員を直ちに罷免するものとする。

3 地方公共団体の長は、教育長及び委員のうち委員の定数に一を加えた数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつた場合（前項の規定に該当する場合を除く。）には、同一の政党に所属する教育長及び委員の数が委員の定数に一を加えた数の二分の一から一を減じた数（その数に一人未満の端数があるときは、これを切り上げて得た数）になるように、当該地方公共団体の議会の同意を得て、教育長又は委員を罷免するものとする。ただし、政党所属関係について異動のなかつた教育長又は委員を罷免することはできない。

4 教育長及び委員は、前三項の場合を除き、その意に反して罷免されることがない。

(解職請求)

**第八条** 地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、教育長又は委員の解職を請求することができる。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十六条第二項、第三項及び第四項前段、第八十七条並びに第八十八条第二項の規定は、前項の規定による教育長又は委員の解職の請求について準用する。この場合において、同法第八十七条第一項中「前条第一項に掲げる職に在る者」とあるのは「教育委員会の教育長又は委員」と、同法第八十八条第二項中「第八十六条第一項の規定による選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求」とあるのは「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項の規定による教育委員会の教育長又は委員の解職の請求」と読み替えるものとする。

(失職)

**第九条** 教育長及び委員は、前条第二項において準用する地方自治法第八十七条の規定によりその職を失う場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その職を失う。

一 第四条第三項各号のいずれかに該当するに至つた場合

二 前号に掲げる場合のほか、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者でなくなつた場合

2 地方自治法第百四十三条第一項 後段及び第二項の規定は、前項第二号に掲げる場合における地方公共団体の長の被選挙権の有無の決定及びその決定に関する争訟について準用する。

(辞職)

**第十条** 教育長及び委員は、当該地方公共団体の長及び教育委員会の同意を得て、辞職することができる。

(服務等)

**第十一条** 教育長は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

2 教育長又は教育長であつた者が法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を発表する場合においては、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に特別の定めがある場合を除き、これを拒むことができない。

4 教育長は、常勤とする。

5 教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために使い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

6 教育長は、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

7 教育長は、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

8 教育長は、その職務の遂行に当たっては、自らが当該地方公共団体の教育行政の運営について負う重要な責任を自覚するとともに、第一条の二に規定する基本理念及び大綱に則して、かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない。

**第十二条** 前条第一項から第三項まで、第六項及び第八項の規定は、委員の服務について準用する。

2 委員は、非常勤とする。

(教育長)

**第十三条** 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

(会議)

**第十四条** 教育委員会の会議は、教育長が招集する。

- 2 教育長は、委員の定数の三分の一以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集しなければならない。
- 3 教育委員会は、教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第六項の規定による除外のため過半数に達しないとき、又は同一の事件につき再度招集しても、なお過半数に達しないときは、この限りでない。
- 4 教育委員会の会議の議事は、第七項ただし書の発議に係るものを除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、教育長の決するところによる。
- 5 教育長に事故があり、又は教育長が欠けた場合の前項の規定の適用については、前条第二項の規定により教育長の職務を行う者は、教育長とみなす。
- 6 教育委員会の教育長及び委員は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。
- 7 教育委員会の会議は、公開する。ただし、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。
- 8 前項ただし書の教育長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。
- 9 教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、教育委員会規則で定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

(教育委員会規則の制定等)

**第十五条** 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、教育委員会規則を制定することができる。

- 2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教育委員会の議事運営)

**第十六条** この法律に定めるもののほか、教育委員会の会議その他教育委員会の議事

の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

## 第二節 事務局

(事務局)

**第十七条** 教育委員会の権限に属する事務を処理させるため、教育委員会に事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

(指導主事その他の職員)

**第十八条** 都道府県に置かれる教育委員会（以下「都道府県委員会」という。）の事務局に、指導主事、事務職員及び技術職員を置くほか、所要の職員を置く。

2 市町村に置かれる教育委員会（以下「市町村委員会」という。）の事務局に、前項の規定に準じて指導主事その他の職員を置く。

3 指導主事は、上司の命を受け、学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）をいう。以下同じ。）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。

4 指導主事は、教育に関し識見を有し、かつ、学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。指導主事は、大学以外の公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。以下同じ。）の教員（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）第二条第二項に規定する教員をいう。以下同じ。）をもつて充てることができる。

5 事務職員は、上司の命を受け、事務に従事する。

6 技術職員は、上司の命を受け、技術に従事する。

7 第一項及び第二項の職員は、教育委員会が任命する。

8 教育委員会は、事務局の職員のうち所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定するものとする。

9 前各項に定めるもののほか、教育委員会の事務局に置かれる職員に関し必要な事

項は、政令で定める。

(事務局職員の定数)

**第十九条** 前条第一項及び第二項に規定する事務局の職員の定数は、当該地方公共団体の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(事務局職員の身分取扱)

**第二十条** 第十八条第一項及び第二項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定めがあるものを除き、地方公務員法の定めるところによる。

### 第三章 教育委員会及び地方公共団体の長の職務権限

(教育委員会の職務権限)

**第二十一条** 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

- 一 教育委員会の所管に属する第三十条に規定する学校その他の教育機関(以下「学校その他の教育機関」という。)の設置、管理及び廃止に関すること。
- 二 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産(以下「教育財産」という。)の管理に関すること。
- 三 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
- 四 学齢生徒及び学齢児童の就学並びに生徒、児童及び幼児の入学、転学及び退学に関すること。
- 五 教育委員会の所管に属する学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導及び職業指導に関すること。
- 六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。
- 七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関すること。
- 八 校長、教員その他の教育関係職員の研修に関すること。
- 九 校長、教員その他の教育関係職員並びに生徒、児童及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関すること。
- 十 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の環境衛生に関すること。

- 十一 学校給食に関する事。
- 十二 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事。
- 十三 スポーツに関する事。
- 十四 文化財の保護に関する事。
- 十五 ユネスコ活動に関する事。
- 十六 教育に関する法人に関する事。
- 十七 教育に係る調査及び基幹統計その他の統計に関する事。
- 十八 所掌事務に係る広報及び所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事。
- 十九 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する事。

(長の職務権限)

**第二十二條** 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する事務のほか、次の各号に掲げる教育に関する事務を管理し、及び執行する。

- 一 大学に関する事。
- 二 幼保連携型認定こども園に関する事。
- 三 私立学校に関する事。
- 四 教育財産を取得し、及び処分する事。
- 五 教育委員会の所掌に係る事項に関する契約を結ぶ事。
- 六 前号に掲げるもののほか、教育委員会の所掌に係る事項に関する予算を執行する事。

(職務権限の特例)

**第二十三條** 前二条の規定にかかわらず、地方公共団体は、前条各号に掲げるもののほか、条例の定めるところにより、当該地方公共団体の長が、次の各号に掲げる教育に関する事務のいずれか又は全てを管理し、及び執行することとすることができる。

- 一 スポーツに関する事（学校における体育に関する事を除く。）。
  - 二 文化に関する事（文化財の保護に関する事を除く。）。
- 2 地方公共団体の議会は、前項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(事務処理の法令準拠)

**第二十四條** 教育委員会及び地方公共団体の長は、それぞれ前三条の事務を管理し、

及び執行するに当たっては、法令、条例、地方公共団体の規則並びに地方公共団体の機関の定める規則及び規程に基づかなければならない。

(事務の委任等)

**第二十五条** 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

一 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

二 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

三 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。

四 教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。

五 次条の規定による点検及び評価に関すること。

六 第二十七条及び第二十九条に規定する意見の申出に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

(教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等)

**第二十六条** 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

(幼保連携型認定こども園に関する意見聴取)

**第二十七条** 地方公共団体の長は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こ

ども園に関する事務のうち、幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の策定その他の当該地方公共団体の教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有するものとして当該地方公共団体の規則で定めるものの実施に当たっては、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。

- 2 地方公共団体の長は、前項の規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の教育委員会の意見を聴かなければならない。

(幼保連携型認定こども園に関する意見の陳述)

**第二十七条の二** 教育委員会は、当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務の管理及び執行について、その職務に関して必要と認めるときは、当該地方公共団体の長に対し、意見を述べることができる。

(幼保連携型認定こども園に関する資料の提供等)

**第二十七条の三** 教育委員会は、前二条の規定による権限を行うため必要があるときは、当該地方公共団体の長に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

(幼保連携型認定こども園に関する事務に係る教育委員会の助言又は援助)

**第二十七条の四** 地方公共団体の長は、第二十四条第二号に掲げる幼保連携型認定こども園に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該地方公共団体の教育委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(私立学校に関する事務に係る都道府県委員会の助言又は援助)

**第二十七条の五** 都道府県知事は、第二十二条第三号に掲げる私立学校に関する事務を管理し、及び執行するに当たり、必要と認めるときは、当該都道府県委員会に対し、学校教育に関する専門的事項について助言又は援助を求めることができる。

(教育財産の管理等)

**第二十八条** 教育財産は、地方公共団体の長の総括の下に、教育委員会が管理するものとする。

- 2 地方公共団体の長は、教育委員会の申出をまつて、教育財産の取得を行うものとする。
- 3 地方公共団体の長は、教育財産を取得したときは、すみやかに教育委員会に引き継がなければならない。

(教育委員会の意見聴取)

**第二十九条** 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

## 第四章 教育機関

### 第一節 通則

(教育機関の設置)

**第三十条** 地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか、条例で、教育に関する専門的、技術的事項の研究又は教育関係職員の研修、保健若しくは福利厚生に関する施設その他の必要な教育機関を設置することができる。

(教育機関の職員)

**第三十一条** 前条に規定する学校に、法律で定めるところにより、学長、校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

2 前条に規定する学校以外の教育機関に、法律又は条例で定めるところにより、事務職員、技術職員その他の所要の職員を置く。

3 前二項に規定する職員の定数は、この法律に特別の定がある場合を除き、当該地方公共団体の条例で定めなければならない。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

(教育機関の所管)

**第三十二条** 学校その他の教育機関のうち、大学及び幼保連携型認定こども園は地方公共団体の長が、その他のものは教育委員会が所管する。ただし、第二十三条第一項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が管理し、及び執行することとされた事務のみに係る教育機関は、地方公共団体の長が所管する。

(学校等の管理)

**第三十三条** 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その所管に属する学校その他の教育機関の施設、設備、組織編制、教育課程、教材の取扱その他学校その他の教育機関の管理運営の基本的事項について、必要な教育委員会規則を

定めるものとする。この場合において、当該教育委員会規則で定めようとする事項のうち、その実施のためには新たに予算を伴うこととなるものについては、教育委員会は、あらかじめ当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

- 2 前項の場合において、教育委員会は、学校における教科書以外の教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとする。

(教育機関の職員の任命)

**第三十四条** 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の校長、園長、教員、事務職員、技術職員その他の職員は、この法律に特別の定めがある場合を除き、教育委員会が任命する。

(職員の身分取扱)

**第三十五条** 第三十一条第一項又は第二項に規定する職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び他の法律に特別の定がある場合を除き、地方公務員法の定めるところによる。

(所属職員の進退に関する意見の申出)

**第三十六条** 学校その他の教育機関の長は、この法律及び教育公務員特例法に特別の定がある場合を除き、その所属の職員の任免その他の進退に関する意見を任命権者に対して申し出ることができる。この場合において、大学附置の学校の校長にあつては、学長を経由するものとする。

## 第二節 市町村立学校の教職員

(任命権者)

**第三十七条** 市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「県費負担教職員」という。）の任命権は、都道府県委員会に属する。

- 2 前項の都道府県委員会の権限に属する事務に係る第二十五条第二項の規定の適用については、同項第四号中「職員」とあるのは、「職員並びに第三十七条第一項に規定する県費負担教職員」とする。

(市町村委員会の内申)

**第三十八条** 都道府県委員会は、市町村委員会の内申をまつて、県費負担教職員の任免その他の進退を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県委員会は、同項の内申が県費負担教職員の転任（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により教育委員会を共同設置する一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該教育委員会を共同設置する他の市町村の県費負担教職員に採用する場合を含む。以下この項において同じ。）に係るものであるときは、当該内申に基づき、その転任を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 都道府県内の教職員の適正な配置と円滑な交流の観点から、一の市町村（地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定により教育委員会を共同設置する場合における当該教育委員会を共同設置する他の市町村を含む。以下この号において同じ。）における県費負担教職員の標準的な在職期間その他の都道府県委員会が定める県費負担教職員の任用に関する基準に従い、一の市町村の県費負担教職員を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用する必要がある場合

二 前号に掲げる場合のほか、やむを得ない事情により当該内申に係る転任を行うことが困難である場合

3 市町村委員会は、教育長の助言により、前二項の内申を行うものとする。

4 市町村委員会は、次条の規定による校長の意見の申出があつた県費負担教職員について第一項又は前項の内申を行うときは、当該校長の意見を付するものとする。

**第三十九条** 市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する学校の校長は、所属の県費負担教職員の任免その他の進退に関する意見を市町村委員会に申し出ることができる。

(県費負担教職員の任用等)

**第四十条** 第三十七条の場合において、都道府県委員会（この条に掲げる一の市町村に係る県費負担教職員の免職に関する事務を行う者及びこの条に掲げる他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う者の一方又は双方が第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により当該事務を行うこととされた市町村委員会である場合にあつては、当該一の市町村に係る県費負担教職

員の免職に関する事務を行う教育委員会及び当該他の市町村に係る県費負担教職員の採用に関する事務を行う教育委員会）は、地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八条第一項の規定にかかわらず、一の市町村の県費負担教職員（非常勤の講師（同法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。以下同じ。）を除く。以下この条、第四十二条、第四十三条第三項、第四十四条、第四十五条第一項、第四十六条、第四十七条、第五十八条第二項、第五十九条及び第六十一条第二項において同じ。）を免職し、引き続いて当該都道府県内の他の市町村の県費負担教職員に採用することができるものとする。この場合において、当該県費負担教職員が当該免職された市町村において同法第二十二条第一項（教育公務員特例法第十二条第一項の規定において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により正式任用になっていた者であるときは、当該県費負担教職員の当該他の市町村における採用については、地方公務員法第二十二条第一項の規定は、適用しない。（県費負担教職員の定数）

**第四十一条** 県費負担教職員の定数は、都道府県の条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職員については、この限りでない。

- 2 県費負担教職員の市町村別の学校の種類ごとの定数は、前項の規定により定められた定数の範囲内で、都道府県委員会が、当該市町村における児童又は生徒の実態、当該市町村が設置する学校の学級編制に係る事情等を総合的に勘案して定める。
- 3 前項の場合において、都道府県委員会は、あらかじめ、市町村委員会の意見を聴き、その意見を十分に尊重しなければならない。

（県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件）

**第四十二条** 県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第二十四条第六項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

（服務の監督）

**第四十三条** 市町村委員会は、県費負担教職員の服務を監督する。

- 2 県費負担教職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、当該市町村の条例及び規則並びに当該市町村委員会の定める教育委員会規則及び規程（前条又は次項の規定によつて都道府県が制定する条例を含む。）に従い、かつ、市町村委員会その他職務上の上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

3 県費負担教職員の任免、分限又は懲戒に関して、地方公務員法の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

4 都道府県委員会は、県費負担教職員の任免その他の進退を適切に行うため、市町村委員会の行う県費負担教職員のサービスの監督又は前条、前項若しくは第四十七条の三第一項の規定により都道府県が制定する条例若しくは同条第二項の都道府県の定めの実施について、技術的な基準を設けることができる。

(職階制)

**第四十四条** 県費負担教職員の職階制は、地方公務員法第二十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県内の県費負担教職員を通じて都道府県が採用するものとし、職階制に関する計画は、都道府県の条例で定める。

(研修)

**第四十五条** 県費負担教職員の研修は、地方公務員法第三十九条第二項の規定にかかわらず、市町村委員会も行うことができる。

2 市町村委員会は、都道府県委員会が行う県費負担教職員の研修に協力しなければならない。

(勤務成績の評定)

**第四十六条** 県費負担教職員の勤務成績の評定は、地方公務員法第四十条第一項の規定にかかわらず、都道府県委員会の計画の下に、市町村委員会が行うものとする。

(地方公務員法の適用の特例)

**第四十七条** この法律に特別の定めがあるもののほか、県費負担教職員に対して地方公務員法を適用する場合においては、同法中次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

| 規定            | 読み替えられる字句 | 読み替える字句                                                                                                                                                                |
|---------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第十六条各号列記以外の部分 | 職員        | 職員（第三号の場合にあつては、都道府県教育委員会又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五条第一項、第五十八条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により同法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員の任用に関する事務を行うこととされた市町村教育委員会の任命に係る職員及び懲戒免職の処分を受けた当時属していた地方公共団体の職員） |

|                        |                            |                                                                                                                        |
|------------------------|----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第十六条第三号                | 当該地方公共団体において               | 都道府県教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により同法第三十七条第一項に規定する県費負担教職員の懲戒に関する事務を行うこととされた市町村教育委員会を含む。）により |
| 第二十六条の二第一項及び第二十六条の三第一項 | 任命権者                       | 市町村教育委員会                                                                                                               |
| 第二十八条の四第一項             | 当該地方公共団体                   | 市町村                                                                                                                    |
|                        | 常時勤務を要する職                  | 当該市町村を包括する都道府県の区域内の市町村の常時勤務を要する職                                                                                       |
| 第二十八条の五第一項             | 当該地方公共団体                   | 市町村                                                                                                                    |
|                        | 短時間勤務の職（                   | 当該市町村を包括する都道府県の区域内の市町村の短時間勤務の職（                                                                                        |
| 第二十九条第一項第一号            | この法律若しくは第五十七条に規定する特例を定めた法律 | この法律、第五十七条に規定する特例を定めた法律若しくは地方教育行政の組織及び運営に関する法律                                                                         |
| 第三十四条第二項               | 任命権者                       | 市町村教育委員会                                                                                                               |
| 第三十七条                  | 地方公共団体                     | 都道府県及び市町村                                                                                                              |
| 第三十八条                  | 任命権者                       | 市町村教育委員会                                                                                                               |

- 2 前項に定めるもののほか、県費負担教職員に対して地方公務員法の規定を適用する場合における技術的読替は、政令で定める。

（県費負担教職員の免職及び都道府県の職への採用）

**第四十七条の二** 都道府県委員会は、地方公務員法第二十七条第二項及び第二十八条第一項の規定にかかわらず、その任命に係る市町村の県費負担教職員（教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭及び養護助教諭（同法第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用された者（以下この項において「再任用職員」という。）を除く。）並びに講師（再任用職員及び非常勤の講師を除く。）に限る。）で次の各号のいずれにも該当するもの（同法第二十八条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者を除く。）を免職し、引き続いて当該都道府県の常時勤務を要する職（指導主事並びに校長、園長及び教員の職を除く。）に採用することができる。

- 一 児童又は生徒に対する指導が不適切であること。
- 二 研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認められること。

- 2 事実の確認の方法その他前項の県費負担教職員が同項各号に該当するかどうかを判断するための手続に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定めるもの

とする。

- 3 都道府県委員会は、第一項の規定による採用に当たっては、公務の能率的な運営を確保する見地から、同項の県費負担教職員の適性、知識等について十分に考慮するものとする。

- 4 第四十条後段の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同条後段中「当該他の市町村」とあるのは、「当該都道府県」と読み替えるものとする。

(県費負担教職員のうち非常勤講師の報酬等及び身分取扱い)

**第四十七条の三** 県費負担教職員のうち非常勤の講師の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額並びにその支給方法については、都道府県の条例で定める。

- 2 この章に規定するもののほか、県費負担教職員のうち非常勤の講師の身分取扱いについては、都道府県の定め適用があるものとする。

(初任者研修に係る非常勤講師の派遣)

**第四十七条の四** 市(地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))を除く。以下この条において同じ。)町村の教育委員会は、都道府県委員会が教育公務員特例法第二十三条第一項の初任者研修を実施する場合において、市町村の設置する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校(後期課程に定時制の課程(学校教育法第四条第一項に規定する定時制の課程をいう。以下同じ。))のみを置くものに限る。)又は特別支援学校に非常勤の講師(高等学校にあつては、定時制の課程の授業を担当する非常勤の講師に限る。)を勤務させる必要があると認めるときは、都道府県委員会に対し、当該都道府県委員会の事務局の非常勤の職員の派遣を求めることができる。

- 2 前項の規定による求めに応じて派遣される職員(第四項において「派遣職員」という。)は、派遣を受けた市町村の職員の身分を併せ有することとなるものとし、その報酬及び職務を行うために要する費用の弁償は、当該職員の派遣をした都道府県の負担とする。

- 3 市町村の教育委員会は、第一項の規定に基づき派遣された非常勤の講師の服務を監督する。

- 4 前項に規定するもののほか、派遣職員の身分取扱いに関しては、当該職員の派遣をした都道府県の非常勤の講師に関する定め適用があるものとする。

### 第三節 学校運営協議会

**第四十七条の五** 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

- 2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。
- 3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。
- 4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
- 5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。
- 6 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。
- 7 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならない。
- 8 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

## 第五章 文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係等

(文部科学大臣又は都道府県委員会の指導、助言及び援助)

**第四十八条** 地方自治法第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

2 前項の指導、助言又は援助を例示すると、おおむね次のとおりである。

一 学校その他の教育機関の設置及び管理並びに整備に関し、指導及び助言を与えること。

二 学校の組織編制、教育課程、学習指導、生徒指導、職業指導、教科書その他の教材の取扱いその他学校運営に関し、指導及び助言を与えること。

三 学校における保健及び安全並びに学校給食に関し、指導及び助言を与えること。

四 教育委員会の委員及び校長、教員その他の教育関係職員の研究集会、講習会その他研修に関し、指導及び助言を与え、又はこれらを主催すること。

五 生徒及び児童の就学に関する事務に関し、指導及び助言を与えること。

六 青少年教育、女性教育及び公民館の事業その他社会教育の振興並びに芸術の普及及び向上に関し、指導及び助言を与えること。

七 スポーツの振興に関し、指導及び助言を与えること。

八 指導主事、社会教育主事その他の職員を派遣すること。

九 教育及び教育行政に関する資料、手引書等を作成し、利用に供すること。

十 教育に係る調査及び統計並びに広報及び教育行政に関する相談に関し、指導及び助言を与えること。

十一 教育委員会の組織及び運営に関し、指導及び助言を与えること。

3 文部科学大臣は、都道府県委員会に対し、第一項の規定による市町村に対する指導、助言又は援助に関し、必要な指示をすることができる。

4 地方自治法第二百四十五条の四第三項の規定によるほか、都道府県知事又は都道府県委員会は文部科学大臣に対し、市町村長又は市町村委員会は文部科学大臣又は都道府県委員会に対し、教育に関する事務の処理について必要な指導、助言又は援助を求めることができる。

(是正の要求の方式)

**第四十九条** 文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の教育を受ける機会が妨げられていることその他の教育を受ける権利が侵害されていることが明らかであるとして地方自治法第二百四十五条の五第一項若しくは第四項の規定による求め又は同条第二項の指示を行うときは、当該教育委員会が講ずべき措置の内容を示して行うものとする。

(文部科学大臣の指示)

**第五十条** 文部科学大臣は、都道府県委員会又は市町村委員会の教育に関する事務の管理及び執行が法令の規定に違反するものがある場合又は当該事務の管理及び執行を怠るものがある場合において、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれ、その被害の拡大又は発生を防止するため、緊急の必要があるときは、当該教育委員会に対し、当該違反を是正し、又は当該怠る事務の管理及び執行を改めるべきことを指示することができる。ただし、他の措置によつては、その是正を図ることが困難である場合に限る。

(文部科学大臣の通知)

**第五十条の二** 文部科学大臣は、第四十九条に規定する求め若しくは指示又は前条の規定による指示を行つたときは、遅滞なく、当該地方公共団体（第四十九条に規定する指示を行つたときにあつては、当該指示に係る市町村）の長及び議会に対して、その旨を通知するものとする。

(文部科学大臣及び教育委員会相互間の関係)

**第五十一条** 文部科学大臣は都道府県委員会又は市町村委員会相互の間の、都道府県委員会は市町村委員会相互の間の連絡調整を図り、並びに教育委員会は、相互の間の連絡を密にし、及び文部科学大臣又は他の教育委員会と協力し、教職員の適正な配置と円滑な交流及び教職員の勤務能率の増進を図り、もつてそれぞれその所掌する教育に関する事務の適正な執行と管理に努めなければならない。

**第五十二条** 削除

(調査)

**第五十三条** 文部科学大臣又は都道府県委員会は、第四十八条第一項及び第五十一条

の規定による権限を行うため必要があるときは、地方公共団体の長又は教育委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、必要な調査を行うことができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の調査に関し、都道府県委員会に対し、市町村長又は市町村委員会が管理し、及び執行する教育に関する事務について、その特に指定する事項の調査を行うよう指示をすることができる。

(資料及び報告)

**第五十四条** 教育行政機関は、的確な調査、統計その他の資料に基いて、その所掌する事務の適切かつ合理的な処理に努めなければならない。

- 2 文部科学大臣は地方公共団体の長又は教育委員会に対し、都道府県委員会は市町村長又は市町村委員会に対し、それぞれ都道府県又は市町村の区域内の教育に関する事務に関し、必要な調査、統計その他の資料又は報告の提出を求めることができる。

(幼保連携型認定こども園に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等)

**第五十四条の二** 地方公共団体の長が管理し、及び執行する当該地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園に関する事務に係る第四十八条から第五十条の二まで、第五十三条及び前条第二項の規定の適用については、これらの規定（第四十八条第四項を除く。）中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第四十八条第四項中「都道府県委員会に」とあるのは「都道府県知事に」と、第四十九条及び第五十条中「市町村委員会」とあるのは「市町村長」と、「当該教育委員会」とあるのは「当該地方公共団体の長」と、第五十条の二中「長及び議会」とあるのは「議会」と、第五十三条第一項中「第四十八条第一項及び第五十一条」とあるのは「第四十八条第一項」と、「地方公共団体の長又は教育委員会」とあるのは「地方公共団体の長」と、同条第二項中「市町村長又は市町村委員会」とあるのは「市町村長」と、前条第二項中「地方公共団体の長又は教育委員会」とあるのは「地方公共団体の長」と、「市町村長又は市町村委員会」とあるのは「市町村長」とする。

(職務権限の特例に係る事務の処理に関する指導、助言及び援助等)

**第五十四条の三** 第二十三条第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務に係る第四十八条、第五十三条及び第五十四条第二項の規定

の適用については、これらの規定（第四十八条第四項を除く。）中「都道府県委員会」とあるのは「都道府県知事」と、第四十八条第四項中「都道府県委員会に」とあるのは「都道府県知事に」と、第五十三条第一項中「第四十八条第一項及び第五十一条」とあるのは「第四十八条第一項」とする。

（条例による事務処理の特例）

**第五十五条** 都道府県は、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の教育委員会が管理し及び執行するものとする。

- 2 前項の条例を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、当該都道府県委員会の権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。
- 3 市町村長は、前項の規定による協議を受けたときは、当該市町村委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。ただし、第二十三条第一項の条例の定めるところにより、当該市町村委員会が、当該市町村が処理し又は処理することとする事務の全てを管理し、及び執行しない場合は、この限りでない。
- 4 都道府県の議会は、第一項の条例の制定又は改廃の議決をする前に、当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 第一項の規定により都道府県委員会の権限に属する事務（都道府県の教育委員会規則に基づくものに限る。）の一部を市町村が処理し又は処理することとする場合であつて、同項の条例の定めるところにより教育委員会規則に委任して当該事務の範囲を定める場合には、都道府県委員会は、当該教育委員会規則を制定し又は改廃しようとするときは、あらかじめ、当該事務を処理し又は処理することとなる市町村委員会に協議しなければならない。この場合において、当該事務が第二十三条第一項の条例の定めるところにより当該市町村の長が処理し又は処理することとなるものであるときは、当該協議を受けた市町村委員会は、当該市町村長に通知するとともに、その意見を踏まえて当該協議に応じなければならない。
- 6 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定により当該都道府県委員会の権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとす

るよう要請することができる。

- 7 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該都道府県委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて当該市町村の長と協議しなければならない。
- 8 市町村の議会は、第六項の議決をする前に、当該市町村委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第二十三条第一項の条例の定めるところにより、当該市町村委員会が、第六項の要請に係る事務の全てを管理し、及び執行しない場合は、この限りでない。
- 9 地方自治法第二百五十二条の十七の三並びに第二百五十二条の十七の四第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項の条例の定めるところにより、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、「市町村長」とあるのは「市町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところにより当該市町村の長が管理し、及び執行する事務については、市町村長）」と読み替えるものとする。
- 10 第二十三条第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務については、当該事務を都道府県委員会が管理し、及び執行する事務とみなして、第一項から第三項まで及び第六項から前項までの規定を適用する。この場合において、第七項中「速やかに、当該都道府県委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて」とあるのは「速やかに、」と、前項中「これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、」とあるのは「同条第四項中」とする。

（市町村の教育行政の体制の整備及び充実）

- 第五十五条の二** 市町村は、近隣の市町村と協力して地域における教育の振興を図るため、地方自治法第二百五十二条の七第一項の規定による教育委員会の共同設置その他の連携を進め、地域における教育行政の体制の整備及び充実に努めるものとする。
- 2 文部科学大臣及び都道府県委員会は、市町村の教育行政の体制の整備及び充実に資するため、必要な助言、情報の提供その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第六章 雑則

(抗告訴訟等の取扱い)

**第五十六条** 教育委員会は、教育委員会若しくはその権限に属する事務の委任を受けた行政庁の処分（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第二項に規定する処分をいう。以下この条において同じ。）若しくは裁決（同条第三項に規定する裁決をいう。以下この条において同じ。）又は教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の処分若しくは裁決に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による地方公共団体を被告とする訴訟について、当該地方公共団体を代表する。

(保健所との関係)

**第五十七条** 教育委員会は、健康診断その他学校における保健に関し、政令で定めるところにより、保健所を設置する地方公共団体の長に対し、保健所の協力を求めるものとする。

- 2 保健所は、学校の環境衛生の維持、保健衛生に関する資料の提供その他学校における保健に関し、政令で定めるところにより、教育委員会に助言と援助を与えるものとする。

(指定都市に関する特例)

**第五十八条** 指定都市の県費負担教職員の任免、給与（非常勤の講師にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額）の決定、休職及び懲戒に関する事務は、第三十七条第一項の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。

- 2 指定都市の県費負担教職員の研修は、第四十五条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条及び第二十五条の二の規定にかかわらず、当該指定都市の教育委員会が行う。

(中核市に関する特例)

**第五十九条** 地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）の県費負担教職員の研修は、第四十五条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項、第二十五条及び第二十五条の二の規定にかかわらず、当該中核市の教育委員会が行う。

(組合に関する特例)

**第六十条** 地方公共団体が第二十一条に規定する事務の全部を処理する組合を設ける場合においては、当該組合を組織する地方公共団体には教育委員会を置かず、当該組合に教育委員会を置くものとする。

- 2 地方公共団体が第二十一条に規定する事務の一部を処理する組合を設ける場合において、当該組合を組織する地方公共団体のうち、第二十三条第一項の条例の定めるところにより、その自ら処理する第二十一条に規定する事務の全てをその長が管理し、及び執行することとしたものには、教育委員会を置かない。
- 3 第二十一条に規定する事務の一部を処理する組合のうち、第二十三条第一項の条例の定めるところにより、その処理する第二十一条に規定する事務の全てをその管理者（地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会）又は長（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会。第八項及び第十項において同じ。）が管理し、及び執行するものとしたものには、教育委員会を置かない。
- 4 地方公共団体が第二十一条に規定する事務の全部又は一部を処理する組合を設けようとする場合において、当該地方公共団体に教育委員会が置かれているときは、当該地方公共団体の議会は、地方自治法第二百九十条又は第二百九十一条の十一の議決をする前に、当該教育委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第二十三条第一項の条例の定めるところにより、当該地方公共団体の教育委員会が、当該組合が処理することとなる第二十一条に規定する事務を管理し、及び執行していないときは、この限りでない。
- 5 総務大臣又は都道府県知事は、第二十一条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合の設置について、地方自治法第二百八十四条第二項の許可の処分又は同条第二項若しくは第三項の許可の処分をする前に、総務大臣にあつては文部科学大臣、都道府県知事にあつては当該都道府県委員会の意見を聴かなければならない。ただし、第二十三条第一項の条例の定めるところにより、当該都道府県委員会が、当該組合（当該都道府県が加入しないものに限る。）が処理することとなる第二十一条に規定する事務を管理し、及び執行していないときは、都道府県委員会の意見を聴くことを要しない。

- 6 第二十一条に規定する事務の一部を処理する地方公共団体の組合に置かれる教育委員会の教育長又は委員は、第六条の規定にかかわらず、その組合を組織する地方公共団体の教育委員会の教育長又は委員と兼ねることができる。
- 7 地方自治法第二百九十一条の二第二項の条例の定めるところにより、都道府県が、都道府県委員会の権限に属する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務に関連するものを当該広域連合において処理することとする場合については、同条第三項の規定にかかわらず、第五十五条第二項から第五項まで及び第九項の規定を準用する。
- 8 地方自治法第二百九十一条の二第五項の規定により、都道府県の加入しない広域連合の長が、都道府県に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する都道府県委員会の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請する場合については、第五十五条第八項の規定を準用する。この場合において、当該要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該都道府県委員会に通知しなければならない。
- 9 地方自治法第二百九十一条の二第二項の条例の定めるところにより、都道府県が、第二十三条第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務に関連するものを当該広域連合において処理することとする場合については、同法第二百九十一条の二第三項の規定にかかわらず、第五十五条第二項、第三項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同項中「これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、とあるのは、「同条第四項中」と読み替えるものとする。
- 10 地方自治法第二百九十一条の二第五項の規定により、都道府県の加入しない広域連合の長が、都道府県に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する第二十三条第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請する場合については、第五十五条第八項の規定を準用する。
- 11 前各項に定めるもののほか、第二十一条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合の設置、解散その他の事項については、地方自治法第三編第三章の規定によるほか、政令で特別の定めをすることができる。

(中等教育学校を設置する市町村に関する特例)

**第六十一条** 市（指定都市を除く。以下この項において同じ。）町村の設置する中等教育学校（後期課程に定時制の課程のみを置くものを除く。次項において同じ。）の県費負担教職員の任免、給与（非常勤の講師にあつては、報酬及び職務を行うために要する費用の弁償の額）の決定、休職及び懲戒に関する事務は、第三十七条第一項の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。

2 市（指定都市及び中核市を除く。以下この項において同じ。）町村が設置する中等教育学校の県費負担教職員の研修は、第四十五条、教育公務員特例法第二十一条第二項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第二十五条の規定にかかわらず、当該市町村の教育委員会が行う。

(政令への委任)

**第六十二条** この法律に定めるもののほか、市町村の廃置分合があつた場合及び指定都市の指定があつた場合におけるこの法律の規定の適用の特例その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(事務の区分)

**第六十三条** 都道府県が第四十八条第一項（第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務又は同条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務である場合においては、第四十八条第三項（第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する文部科学大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第五十三条第二項（第五十四条の二及び第五十四条の三の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務、第六十条第五項の規定により処理することとされている事務（都道府県委員会の意見を聴くことに係るものに限る。）並びに第五十五条第九項（同条第十項により読み替えて適用する場合並びに第六十条第七項において準用する場合及び同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する同法第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項及び第三項の規定により処理することとされている事務は、同法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

26文科初第490号  
平成26年7月17日

各都道府県知事  
各都道府県教育委員会  
各指定都市市長  
各指定都市教育委員会  
殿

文部科学省初等中等教育局長  
前川 喜平

(印影印刷)

## 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の 一部を改正する法律について(通知)

このたび、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）」（以下「改正法」という。）が、本年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行されることとなりました（別添1及び別添2）。

今回の改正は、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的な改革を行うものであります。

改正法の概要及び留意事項は下記のとおりですので、関係する規定の整備等事務処理上遺漏のないよう願います。

都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村長及び市町村教育委員会に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう配慮願います。

なお、改正法は、関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、御参照ください。また、関係する政令の改正については、追ってこれを行い、別途通知する予定ですので、あらかじめ御承知おきます。

記

### 第一 新「教育長」について

#### 1 改正法の概要

##### (1) 新「教育長」の任命等

- ① 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育

行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命することとしたこと。(改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下単に「法」という。)第4条第1項)

- ② 教育長の任期は、3年としたこと。(法第5条第1項)

## (2) 新「教育長」の職務及び服務

- ① 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表することとしたこと。

(法第13条第1項)

- ② 教育長は、教育委員会の委員長に代わり、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは、議場に出席しなければならないこととしたこと。(改正法による改正後の地方自治法第121条)

- ③ 教育長は常勤とし、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないこととしたこと。(法第11条第4項及び第5項)

また、教育委員会の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならないこととしたこと。(法第11条第7項)

## (3) 新「教育長」の代理

教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うこととしたこと。(法第13条第2項)

## 2 留意事項

今回の改正は、教育委員会を引き続き執行機関としつつ、その代表者である委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新「教育長」を置くことにより、迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め教育行政の第一義的な責任者を明確化することとしている。

### (1) 新「教育長」の任命等

- ① 現行の教育長が教育委員会の委員の一人であるのに対し、新「教育長」は教育委員会の構成員であるが、委員ではないこと。

- ② 現行の教育長は、任命に議会同意を必要とする教育委員会の委員として特別職の身分を有するとともに、併せて教育委員会が任命する教育長として一般職の身分を有するものであったが、新「教育長」は、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する職であることから、特別職の身分のみを有するものとなり、法律に特別の定めがある場合を除くほか、地方公務員法は適用されないこと。

- ③ 新「教育長」は、「教育行政に識見を有するもの」のうちから任命することとされているが、これは教育委員会事務局職員や教職員経験者に限らず、行政法規や組

織マネジメントに識見があるなど、教育行政を行うにあたり、必要な資質を備えていれば、幅広く該当するものであること。

- ④ 教育長の任命の議会同意に際しては、新「教育長」の担う重要な職責に鑑み、新「教育長」の資質・能力を十全にチェックするため、例えば、候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど、丁寧な手続を経ることが考えられること。
- ⑤ 新「教育長」の任期については、(1)地方公共団体の長の任期（４年）よりも１年短くすることで、地方公共団体の長の任期中少なくとも１回は自らが教育長を任命できること、(2)教育長の権限が大きくなることを踏まえ、委員よりも任期を短くすることで、委員によるチェック機能と議会同意によるチェック機能を強化できること、(3)計画性を持って一定の仕事を行うためには３年は必要と考えられることから、３年とするものであること。

## (２) 新「教育長」の職務

- ① 新「教育長」の職務について規定する法第13条第１項の「教育委員会の会務を総理」とは、改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下単に「現行法」という。）における委員長の職務である「教育委員会の会議を主宰」すること（現行法第12条第３項）並びに現行法における教育長の職務である「教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる」こと（現行法第17条第１項）及び「事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督する」こと（現行法第20条第１項）を意味するものであること。
- ② 新「教育長」は、執行機関である教育委員会の補助機関ではなく、教育委員会の構成員であり、代表者であることから、教育委員会による教育長への指揮監督権は法律上規定されていないが、教育委員会は引き続き合議体の執行機関であるため、教育長は教育委員会の意思決定に基づき事務をつかさどる立場にあることに変わりではなく、教育委員会の意思決定に反する事務執行を行うことはできないものであること。

## (３) 新「教育長」の代理

- ① 新「教育長」は教育委員会の構成員となり、かつ代表者となることから、その代理は教育委員会事務局職員の中からではなく、委員の中から選任することとしたこと。
- ② 職務代理者が行う職務のうち、具体的な事務の執行等、職務代理者が自ら事務局を指揮監督して事務執行を行うことが困難である場合には、法第25条第４項に基づき、その職務を教育委員会事務局職員に委任することが可能であること。
- ③ 新「教育長」の職務代理者たる委員は、法律上教育長の権限に属する一切の職務を行うものであるが、その場合でも、教育長の身分に関する規定は適用されず、職務については法第12条が適用されるものであること。

## (４) 新「教育長」の資質・能力の向上

新「教育長」は、教育行政に大きな権限と責任を有することとなるため、その資質

・能力の向上は、極めて重要であり、強い使命感を持ち、各種研修会への参加などに自己研鑽に励む必要があること。

## 第二 教育委員会について

### 1 改正法の概要

- ① 教育委員会は、教育長及び委員をもって組織することとしたこと。(法第3条)
- ② 教育委員会の会議は教育長が招集し、教育委員会の会議の議事は出席者の過半数で決し、可否同数のときは教育長の決するところによることとしたこと。(法第14条第1項及び第4項)
- ③ 教育長は、委員の定数の三分の一以上の委員から会議に付議すべき事件を示して会議の招集を請求された場合には、遅滞なく、これを招集しなければならないこととしたこと。(法第14条第2項)
- ④ 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会から委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないこととしたこと。(法第25条第3項)
- ⑤ 教育長は、教育委員会の会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならないこととしたこと。(法第14条第9項)
- ⑥ 教育長及び委員は、その職務の遂行に当たっては、法第1条の2に規定する基本理念及び大綱に則して、かつ、児童、生徒等の教育を受ける権利の保障に万全を期して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならないこととしたこと。(法第11条第8項、第12条第1項)

### 2 留意事項

今回の改正においては、新「教育長」が教育行政に大きな権限と責任を有することとなることを踏まえ、教育委員会の委員による教育長のチェック機能を強化するとともに、住民に対して開かれた教育行政を推進する観点から、会議の透明化を図ることとしている。

#### (1) 教育委員会の委員による教育長に対するチェック機能の強化

- ① 改正後においても、教育委員会は合議制の執行機関であるため、その意思決定は、教育長及び委員による会議において、出席者の多数決によって決せられるものであり、委員の役割が引き続き重要なものであること。
- ② 改正法における委員の側からの教育委員会会議の招集の請求や教育長に委任した事務の執行状況に関する報告の規定は、委員による教育長の事務執行に対するチェック機能を強化するという観点から、設けられたものであること。
- ③ 法第14条第2項における「遅滞なく」とは、請求があれば直ちに招集するという意味ではないが、一般的には、教育長は次の定例会より前の合理的な期間内に教育

委員会会議を招集する必要があること。

- ④ 教育長による報告の在り方については、各教育委員会の実情に応じ、委員によるチェック機能を発揮できるよう、報告の時期や対象となる事項について、教育委員会規則において、適切に定める必要があること。
- ⑤ 教育委員会は、必要に応じて、教育長に委任する事項についての方針を定めることや、委任した事務について教育長から報告を求め、教育委員会で議論し、必要に応じて事務の執行を是正し、又は委任を解除することが可能であること。

## (2) 会議の透明化

改正法において教育委員会会議の議事録の作成及び公表を努力義務にとどめた趣旨は、職員数が少ない小規模な地方公共団体における事務負担等を考慮したものであるが、原則として、会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表することが強く求められること。

また、教育委員会会議の開催時間や場所等の運営上の工夫を行うことにより、教育委員会会議をより多くの住民が傍聴できるようにすることが望ましいこと。

## (3) 委員の責任と資質・能力の向上

- ① 改正後においても、委員は、執行機関の一員であり、教育委員会の重要事項の意思決定を行う責任者であるという意識を持ち、教育委員会における審議を活性化するとともに、教育長及び教育委員会事務局のチェックを行うという役割を従来以上に果たすことが期待されること。また、このような職責を担う委員の資質向上のため、各委員への研修の充実が期待されること。
- ② 法第11条第8項及び第12条第1項は、深刻ないじめや体罰の問題など、児童、生徒等の教育を受ける権利に関わる問題の発生を防止することの重要性を踏まえ、教育長及び委員は教育を受ける権利の保障に万全を期して、教育行政の運営を行う必要がある旨を法律に明記することとしたものであること。

また、この規定は、職務遂行に当たっての留意事項について、訓示的に規定したものであり職務上の義務を課すものではないので、当該規定に反したとしても、罷免事由である「職務上の義務違反」とすることはできないこと。

## (4) 委員の任命

- ① 改正後においても委員の資格要件は変更していないが、委員には、単に一般的な識見があるというだけではなく、教育に対する深い関心や熱意が求められるところであり、例えば、PTAや地域の関係者、コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会の委員、スポーツ・文化の関係者を選任したり、教育に関する高度な知見を有する者を含めるなど、教育委員会の委員たるにふさわしい幅広い人材を得ることが必要であること。
- ② また、同様の観点から、改正後の委員の数については、町村及び町村のみが加入する組合においては、条例で定めるところにより、2名以上とすることが可能であるが、教育長の事務執行をチェックするという委員の役割に鑑み、可能な限り4名

とすることが望ましいこと。

さらに、各地方公共団体の条例で定めるところにより、委員を5名以上とすることも可能であり、委員数の上限は法律上定められていないことから、教育委員会が行う施策について多様な民意を幅広く反映させる等のため、委員の数を5名以上とすることも積極的に考慮されるべきこと。

- ③ なお、保護者委員の選任が、平成20年度より法律上の義務とされていることから（現行法第4条第4項（法第4条第5項））、保護者委員を任命していない教育委員会においては、速やかに選任する必要があること。

#### （5）自己点検・評価の活用

教育委員会が、効果的な教育行政の推進を図り、地域住民への説明責任を果たす観点から、平成20年度より、教育委員会は、毎年、自らの活動状況の点検及び評価を行うことが法律上の義務とされていることから（現行法第27条（法第26条））、実施していない地方公共団体においては、速やかに実施する必要があること。

また、すでに実施している地方公共団体においては、点検及び評価の客観性を確保する観点から、法律において、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされている趣旨に鑑み、学識経験者として、保護者や地域住民の意見も聴くこととするなど、更なる改善を図ることも考えられること。

#### （6）その他

教育委員会における審議を活性化し、地域住民の民意を十分に反映するためには、「教育委員会の現状に関する調査」（文部科学省実施）の調査項目となっている学校や教育委員会事務局に寄せられた意見の教育委員会会議における紹介、アンケートの実施、公聴会や意見交換会の開催、所管施設の訪問等の取組が有効であることから、これらの機会を積極的に設ける必要があること。

### 第三 大綱の策定について

#### 1 改正法の概要

- ① 地方公共団体の長は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする事としたこと。（法第1条の3第1項）
- ② 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、総合教育会議において協議するものとする事としたこと。（法第1条の3第2項）
- ③ 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととしたこと。（法第1条の3第3項）

- ④ 法第1条の3第1項の規定は、地方公共団体の長に対し、法第21条に規定する事務（教育委員会が管理し、執行する事務）を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならないものとしたこと。（法第1条の3第4項）

## 2 留意事項

地方公共団体の長は民意を代表する立場であるとともに、教育行政においては、大学及び私立学校を直接所管し、教育委員会の所管事項に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している。また、近年の教育行政においては福祉や地域振興などの一般行政との密接な連携が必要となっている。これらを踏まえ、今回の改正においては、地方公共団体の長に大綱の策定を義務付けることにより、地域住民の意向のより一層の反映と地方公共団体における教育、学術及び文化の振興に関する施策の総合的な推進を図ることとしている。

### （1）大綱の定義

- ① 大綱は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものであり、詳細な施策について策定することを求めているものではないこと。
- ② 大綱は、教育基本法に基づき策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされている。「参酌」とは参考にするという意味であり、教育の課題が地域によって様々であることを踏まえ、地方公共団体の長は、地域の実情に応じて大綱を策定するものであること。
- ③ 国の第2期教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）においては、主に第1部及び第2部のうち成果目標の部分が、大綱策定の際に参酌すべき主たる対象となること。
- ④ 大綱が対象とする期間については、法律では定められていないが、地方公共団体の長の任期が4年であることや、国の教育振興基本計画の対象期間が5年であることに鑑み、4年～5年程度を想定しているものであること。
- ⑤ 法第1条の3第4項は、教育委員会が今回の改正後も引き続き執行機関であることから、大綱に記載された事項を含め、教育委員会の所管に属する事務については、自らの権限と責任において、管理し、執行すべきものであり、地方公共団体の長が有する大綱の策定権限は、教育委員会の権限に属する事務を管理し、執行する権限を地方公共団体の長に与えたものではないことを確認的に規定したものであること。

### （2）大綱の記載事項

- ① 大綱の主たる記載事項は、各地方公共団体の判断に委ねられているものであるが、主として、学校の耐震化、学校の統廃合、少人数教育の推進、総合的な放課後対策、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の充実等、予算や条例等の地方公共団体の長の有する権限に係る事項についての目標や根本となる方針が考えられること。

- ② 大綱は、教育行政における地域住民の意向をより一層反映させる等の観点から、地方公共団体の長が策定するものとしているが、教育行政に混乱を生じることがないようにするため、総合教育会議において、地方公共団体の長と教育委員会が、十分に協議・調整を尽くすことが肝要であること。
- ③ 地方公共団体の長が、教育委員会と協議・調整の上、調整がついた事項を大綱に記載した場合には、法第1条の4第8項により、地方公共団体の長及び教育委員会の双方に尊重義務がかかるものであること。なお、会議で調整した方針に基づいて事務執行を行ったが、結果として大綱に定めた目標を達成できなかった場合については、尊重義務違反には該当しないこと。
- ④ 地方公共団体の長が、教育委員会と調整のついていない事項を大綱に記載したとしても、教育委員会は当該事項を尊重する義務を負うものではないこと。なお、法第21条（現行法第23条）に定められた教育に関する事務の執行権限は、引き続き教育委員会が有しているものであることから、調整のついていない事項の執行については、教育委員会が判断するものであること。
- ⑤ 教育長及び教育委員には、法第11条第8項及び第12条第1項において、大綱に則った教育行政を行うよう訓示的に規定しているものの、調整がついていない事項についてまで、大綱に則して教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならないものではないこと。
- ⑥ 大綱には、地方公共団体の長の権限に関わらない事項（教科書採択の方針、教職員の人事の基準等）について、教育委員会が適切と判断して記載することも考えられること。
- ⑦ 都道府県教育委員会は、市町村立学校に設置される県費負担教職員の人事や研修を行う権限を有し、法第48条に基づき、市町村に対し、必要な指導、助言、援助を行うことができるものであることから、そのような権限の範囲内で、都道府県の大綱において、市町村立学校等に係る施策について記載することは可能であること。
- ⑧ 全国学力・学習状況調査の結果の公表については、その実施要領により、市町村教育委員会は、それぞれの判断に基づき、当該市町村における公立学校全体の結果や当該市町村が設置管理する学校の状況を公表することが可能であり、都道府県教育委員会がこれらの結果を公表することについては、当該市町村教育委員会の同意が必要とされている。このため、域内の市町村における公立学校全体の結果や市町村が設置管理する学校の結果の公表について、市町村教育委員会が当該市町村の大綱に記載してもよいと判断した場合には、大綱に記載することもあり得ると考えられる一方、都道府県の大綱に記載する事項としては馴染まないものと考えられること。

ただし、全国学力・学習状況調査の公表の是非ではなく、学力向上の観点から都道府県が実施する各種施策については、⑦で示したとおり、大綱に記載することが可能であること。

### （３）地方教育振興基本計画その他の計画との関係

- ① 地方公共団体において、教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画そ

他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置付けることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって人綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

- ② 新たな地方公共団体の長が就任し、新たな大綱を定めた場合において、その内容が既存の教育振興基本計画等と大きく異なるときには、新たな大綱に即して、当該計画を変更することが望ましいこと。

## 第四 総合教育会議について

### 1 改正法の概要

#### (1) 会議の設置、構成員等

- ① 地方公共団体の長は、総合教育会議を設けるものとする事としたこと。(法第1条の4第1項)
- ② 総合教育会議は、地方公共団体の長及び教育委員会により構成することとしたこと。(法第1条の4第2項)
- ③ 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集することとしたこと。また、教育委員会は、協議する必要があると思料するときは、総合教育会議の招集を求めることができることとしたこと。(法第1条の4第3項及び第4項)

#### (2) 会議における協議事項、協議・調整事項

総合教育会議においては、(1)大綱の策定に関する協議、(2)教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議、及び(3)児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議、並びにこれらに関する構成員の事務の調整を行うこととしたこと。(法第1条の4第1項)

#### (3) 調整の結果の尊重義務

総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならないこととしたこと。(法第1条の4第8項)

#### (4) 会議の公開と議事録の作成及び公表

- ① 総合教育会議は、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときを除き、公開することとしたこと。(法第1条の4第6項)
- ② 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定める

ところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならないこととしたこと。(法第1条の4第7項)

(5) その他

- ① 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができることとしたこと。(法第1条の4第5項)
- ② 総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定めることとしたこと。(法第1条の4第9項)

## 2 留意事項

今回の改正は、総合教育会議を設置することにより、教育に関する予算の編成・執行や条例提案など重要な権限を有している地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることとしている。

(1) 会議の位置付けと構成員

- ① 総合教育会議は、地方公共団体の長と教育委員会という対等な執行機関同士の協議・調整の場であり、地方自治法（昭和22年法律第67号）上の附属機関には当たらないものであること。
- ② 地方公共団体の長及び教育委員会は、総合教育会議で協議・調整し、合意した方針の下に、それぞれが所管する事務を執行することとなること。
- ③ 総合教育会議の構成員は、地方公共団体の長及び教育委員会であり、教育委員会からは、教育長及び全ての委員が出席することが基本と考えられるが、緊急の場合には、地方公共団体の長と教育長のみで総合教育会議を開くことも可能であること。
- ④ 緊急の場合に、教育委員会から教育長のみが出席する場合には、事前に対応の方向性について教育委員会の意思決定がなされている場合や教育長に対応を一任している場合には、その範囲内で、教育長は調整や決定を行うことが可能であると考えられるが、そうではない場合には、総合教育会議においては一旦態度を保留し、教育委員会において再度検討した上で、改めて地方公共団体の長と協議・調整を行うことが必要であること。

(2) 会議における協議事項、協議・調整事項

- ① 法第1条の4第1項における「調整」とは、教育委員会の権限に属する事務について、予算の編成・執行や条例提案、大学、私立学校、児童福祉、青少年健全育成などの地方公共団体の長の権限に属する事務との調和を図ることを意味し、「協議」とは、調整を要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるものを意味するものであること。
- ② 総合教育会議は、地方公共団体の長又は教育委員会が、特に協議・調整が必要な

事項があると判断した事項について協議又は調整を行うものであり、教育委員会が所管する事務の重要事項の全てを総合教育会議で協議し、調整するという趣旨で設置するものではないこと。

- ③ 総合教育会議においては、教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請が高い事項については、協議題とすべきではないこと。
- ④ 一方、教科書採択の方針、教職員の人事の基準については、予算等の地方公共団体の長の権限に関わらない事項であり、調整の対象にはならないものの、協議することは考えられるものであること。
- ⑤ 総合教育会議において、協議し、調整する対象とすべきかどうかは、当該予算措置が政策判断を要するような事項か否かによって判断すべきものであり、少しでも経常費を支出していれば、日常の学校運営に関する些細なことまで総合教育会議において協議・調整できるという趣旨ではないこと。

### (3) 会議における協議事項、協議・調整事項の具体的な例

- ① 法第1条の4第1項第1号に該当する事項として想定されるものは、例えば、以下のようなものが考えられること。
  - ・ 学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項
  - ・ 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項
- ② 法第1条の4第1項第2号における「児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合」に該当する事項として想定されるものは、例えば、以下のようなものが考えられること。
  - ・ いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
  - ・ 通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
- ③ また、法第1条の4第1項第2号における「等の緊急の場合」に該当する事項として想定されるものは、児童、生徒等の生命又は身体の保護に類するような緊急事態であり、例えば、以下のようなものが考えられること。
  - ・ 災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
  - ・ 災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要がある、福祉担当部局と連携する場合
  - ・ 犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合
  - ・ いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条の重大事態の場合

#### (4) 協議・調整した結果の尊重義務

総合教育会議において調整が行われた場合とは、地方公共団体の長及び教育委員会が合意した場合であり、双方が合意をした事項については、互いにその結果を尊重しなければならないものであること。なお、調整のついていない事項の執行については、法第21条（現行法第23条）及び法第22条（現行法第24条）に定められた執行権限に基づき、教育委員会及び地方公共団体の長それぞれが判断するものであること。

#### (5) 会議の公開と議事録の作成及び公表

- ① 総合教育会議における議論を公開し、住民への説明責任を果たすとともに、その理解と協力の下で教育行政を行う趣旨を徹底するため、会議は原則として公開するものであること。非公開とする場合は、例えば、いじめ等の個別事案における関係者の個人情報等を保護する必要がある場合や、次年度の新規予算事業に関する具体的な補助金の額や対象の選定等、意思決定の前に情報を公開することで公益を害する場合等が想定されるものであること。
- ② 今回の改正において総合教育会議の議事録の作成及び公表を努力義務にとどめた趣旨は、職員数が少ない小規模な地方公共団体における事務負担等を考慮したものであるが、原則として、会議の議事録を作成し、ホームページ等を活用して公表することが強く求められること。

#### (6) その他

##### ①会議の招集

総合教育会議は、地方公共団体の長が招集するものであるが、教育委員会の側から総合教育会議を招集を求めることも可能であり、教職員定数の確保、教材費や学校図書費の充実、ICT環境の整備、就学援助の充実、学校への専門人材や支援員の配置等、政策の実現に予算等の権限を有する地方公共団体の長との調整が特に必要となる場合には、教育委員会の側からも積極的に総合教育会議の招集を求めることができるものであること。

##### ②会議の事務局

総合教育会議の運営にあたり必要となる、開催日時や場所の決定、協議題の調整、意見聴取者との連絡調整、議事録の作成及び公表等の事務は、地方公共団体の長が総合教育会議を設け、招集するとしていることに鑑み、地方公共団体の長の部局で行うことが原則であること。なお、地方自治法の規定に基づき、各地方公共団体の実情に応じて、総合教育会議に係る事務を教育委員会事務局に委任又は補助執行させることが可能であること。

##### ③総合教育会議における意見聴取者

法第1条の4第5項において、意見を聴くことができる関係者又は学識経験者とは、大学教員や、コミュニティ・スクールにおける学校運営協議会の委員、PTA関係者、地元の企業関係者等が想定されるものであること。

##### ④会議の具体的運営

総合教育会議の運営に関し必要な事項は、法第1条の4第9項により、総合教育会議の構成員である地方公共団体の長と教育委員会の協議の結果、双方の合意をもって決定されるものであること。具体的には、地方公共団体の長による招集手続、協議題の提示及び決定方法、総合教育会議の事務局を担当する部署、議事録の作成及び公表に係る実施方法、非公開とする議題についての指針等が想定されるものであること。

#### ⑤議会に対する説明

総合教育会議における協議の結果や大綱について、民意を代表する議会に対する説明を通じ、住民への説明責任や議会によるチェック機能が果たされることは重要であること。

## 第五 国の関与の見直しについて

### 1 改正法の概要

教育委員会の法令違反や事務の管理及び執行に怠りがある場合において、児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれ、その被害の拡大又は発生を防止するため、緊急の必要があり、他の措置によってはその是正を図ることが困難なときは、文部科学大臣は、教育委員会に対し指示することができることとしたこと。(法第50条)

### 2 留意事項

法第50条の改正は、現行法における指示の要件を拡大して国の関与を強化しようとするものではなく、いじめ自殺等の事件発生後においても、同種の事件の再発を防止するために指示ができることを明確にすることを趣旨として行うものである。

## 第六 経過措置等について

### 1 改正法の概要

(1) この法律の施行の際現に在職する教育長（以下「旧教育長」という。）は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職することとしたこと。(改正法附則第2条第1項)

この場合、現行法第2章等の関係規定はなおその効力を有することとしたこと。(改正法附則第2条第2項)

(2) (1) により旧教育長が在職する場合に、教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期は、現行法第12条第2項の規定にかかわらず、旧教育長の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧教育長が欠けた場合にあっては、

当該欠けた日。)において満了することとしたこと。(改正法附則第2条第3項)

(3) 新「教育長」の任命のために必要な行為は、改正法の施行の日前においても行うことができることとしたこと。(改正法附則第3条)

(4) 施行の日から4年を経過するまでの間に任命される委員の任期は、法第5条第1項の規定にかかわらず、当該委員の任期の満了の期日が特定の年に偏ることのないよう、1年以上4年以内で当該地方公共団体の長が定めるものとしたこと。(改正法附則第4条)

(5) その他所要の規定の整備を行ったこと。

(6) 改正法は、一部の規定を除き、平成27年4月1日から施行することとしたこと。  
(改正法附則第1条)

## 2 留意事項

(1) 改正法における経過措置

### ①新「教育長」の任命

現行法の下で任命された旧教育長は、施行の日以後であっても、委員としての任期が満了する日までの間は、在職するものとしていること。この場合には、教育委員会の委員長に係る規定等、現行法の一部の規定がなお効力を有するものとしていることから、委員長の任期が満了した場合には改めて委員長を選任する等、適切な対応を行う必要があること。

### ②委員長の任期

改正法の施行の日以後、旧教育長が在職している場合であって、当該教育長が委員として任期満了(辞職、罷免等により欠けた場合を含む。)となった場合には、教育委員会の委員長である者の当該委員長としての任期も、同時に満了するものであること。

### ③新「教育長」の任命に係る準備行為

新「教育長」の任命のために必要な行為について規定した改正法附則第3条の施行日は、公布の日(平成26年6月20日)であることから、新「教育長」の任命に關し必要となる議会同意等については、公布の日から行えるものであること。

### ④施行日以後新たに任命する委員の任期

教育委員会の委員については、制度創設時に、最初に任命される委員の任期は、2人は4年、1人は3年、1人は2年、1人は1年とする特例が設けられており(現行法附則第8条)、原則として教育委員会の委員は一斉に交代しない仕組みとなっている。

新制度においても教育行政の継続性・安定性を確保する観点からは、任期が異なる教育長を除き、4年の任期である委員が、なるべく毎年一人ずつとなるように異

なる年に交代することが必要であるが、旧教育長が委員でなくなるにより、ある年には交代する委員がいないが、ある年には2人の委員が交代するという場合も想定される。このため、施行の日から4年間の間に、一部の委員を4年より短い任期で任命することにより、各委員がなるべく異なる年に交代するよう調整する必要があること。

## (2) 事務局機能の強化

### ①職員の資質向上

教育委員会が期待されている役割を十分に果たすためには、教育委員会を支える事務局職員の資質能力をさらに向上させることが必要であること。また、教育委員会事務局職員は、教育長及び委員が適切な判断を行えるよう、教育長及び委員に適切に情報を提供するよう努めなければならないものであること。

さらに、教育委員会においては、教職員経験者のみならず、教育行政の専門性を有する行政職員を計画的に育成するため、一般行政部局との人事交流や行政職員の長期間にわたる教育委員会事務局への配置など、適切な人材育成が行われる工夫が必要であること。あわせて、各教育委員会においては、事務局職員に対する研修を充実させる必要があること。

### ②事務局体制の強化

特に小規模な教育委員会の事務局においては、指導主事が配置されていないなど、事務体制が脆弱であるため、学校指導などが十分に行き届いていないことが課題となっているため、各都道府県教育委員会においては、小規模な教育委員会事務局の支援に取り組まれないこと。この際、「平成26年度文教関係地方財政措置予定及び東日本大震災関連の財政措置の状況について」（平成26年1月27日付文部科学省大臣官房会計課地方財政室、初等中等教育局財務課教育財政室事務連絡）において既に連絡したとおり、本年度の地方財政措置において、各道府県教育委員会における指導主事の地方交付税措置について、6名分（標準団体規模）を増員したことを踏まえ、例えば、教育事務所への指導主事の配置による市町村教育委員会への積極的な訪問や小規模な市町村教育委員会事務局への派遣等を通じて、積極的に市町村教育委員会を支援されたいこと。

また、市町村教育委員会は、法第18条第4項後段の規定に基づき、県費負担教職員である教員を、その任命権者である都道府県教育委員会の同意を得て、当該市町村教育委員会の事務局に置く指導主事に充てることができることとなっている（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第4条第1項）ため、本制度（充て指導主事）の活用による指導主事の配置についても検討されたいこと。

### ③その他

現行法第19条第8項（法第18条第8項）においては、教育委員会事務局の職員のうち、所掌事務に係る教育行政に関する相談に関する事務を行う職員を指定しなければならないこととされており、未だ当該職員を指定していない教育委員会においては、早急に指定すること。

〔参考〕関係資料（文部科学省ホームページ）

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/houan/kakutei/detail/1348975.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/houan/kakutei/detail/1348975.htm)

（トップ ＞ 政策・審議会 ＞ 国会提出法律 ＞ 第186回国会における文部科学省成立法律  
（平成26年1月24日～） ＞ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律を参照）

# 第2章

## 文教施策の動向

|    |                  |     |
|----|------------------|-----|
| 第1 | 教育基本法            | 129 |
| 第2 | 教育振興基本計画         | 149 |
| 第3 | 教育再生実行会議と中央教育審議会 | 161 |



# 第1 教育基本法

|   |            |     |
|---|------------|-----|
| 1 | 位置付け・改正理由等 | 130 |
| 2 | 法の概要等      | 136 |
| 3 | 改正後の国の取組   | 137 |
| 4 | 法の新旧対照     | 139 |

教育基本法は、戦後の日本の教育の根本を定めるために憲法と同じく昭和22年に施行された法律である。

制定以来、既に半世紀以上が経過し、教育においても、様々な問題が生じてきたことから、平成18年の教育基本法改正法には、これまでの教育基本法の普遍的な理念は大切にしながらも、道徳心、自律心、公共の精神などの教育の理念などについても新たに規定された。

## 1 位置付け・改正理由等

### (1) 位置付け

憲法において教育の在り方の基本を定めることに代えて、わが国の教育及び教育制度全体を通じる基本理念と基本原理を宣明することを目的として制定されたものとされ、他の法律に比していわゆる準憲法的な位置付けをもつものと言われており、その位置付けは昭和22年の法制定時から変わらず維持されている。



#### 教育基本法の位置付けに関する判例

「憲法において教育のあり方の基本を定めることに代えて、わが国の教育及び教育制度全体を通じる基本理念と基本原理を宣明することを目的として制定されたもの」

「形式的には通常法律規定として、これと矛盾する他の法律規定を無効にする効力をもつものではないけれども、一般に教育関係法令の解釈及び運用については、法律自体に別段の規定がない限り、できるだけ教育基本法の規定及び同法の趣旨、目的に沿うように考慮が払われなければならないというべきである。」

(S51.5.21 最高裁判所大法廷判決 昭和43(あ)1614(通称 旭川学テ事件))



**【日本国憲法第26条】**

すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

理念・原理を宣明

**【教育基本法第1条】**

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行わなければならない。

**【同第2条】**

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

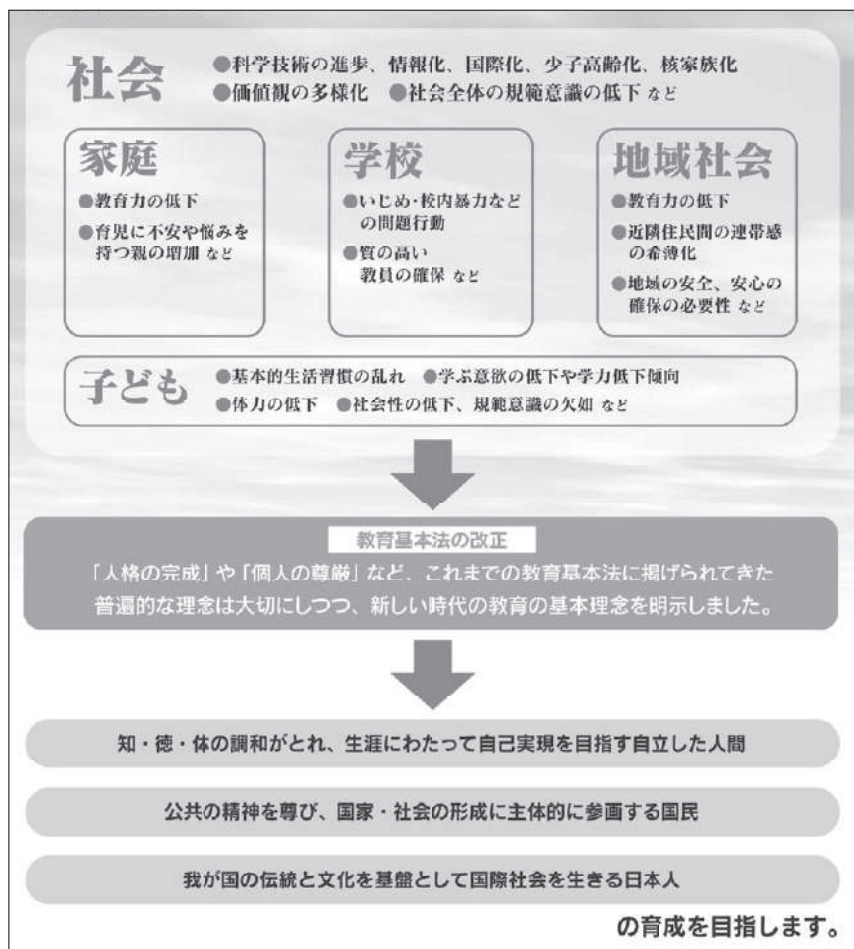
二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

～以下略～

～三、四、五については140ページを参照～

## (2) 改正理由

教育をめぐる状況が大きく変化する中で、道徳心や自律心、公共の精神、国際社会の平和と発展への寄与などについて、今後、教育において、より一層重視することが求められる。このことから、教育基本法を改正し、新しい時代の教育理念を明確にすることで、国民の共通理解を図りつつ、国民全体による教育改革を着実に進め、我が国の未来を切り拓く教育の実現を目指すこととしている。



※文部科学省パンフレットより転載

### (3) 改正経緯

#### ア 教育改革国民会議

教育基本法改正議論のスタートは平成12年の「教育改革国民会議報告」に求めることができる。

この「教育改革国民会議報告」では、旧教育基本法のもとで進められてきた戦後の教育を評価しつつも、社会状況の変化により教育の在り方そのものが問われ、新しい教育基本法に次の3つの観点が求められるとした。

- 新しい時代を生きる日本人の育成
- 伝統、文化など次代に継承すべきものを尊重し、発展させていくこと
- 教育基本法の内容に理念的事項だけでなく、具体的方策を規定すること

#### イ 中央教育審議会

平成15年3月20日には中央教育審議会から「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」が答申された。

この答申では、旧教育基本法の掲げていた「個人の尊厳」、「人格の完成」、「平和的な国家及び社会の形成者」等の理念は今後も大切であるとしたうえで、21世紀を切り拓く心豊かでたくましい日本人の育成を目指す観点から、重要な教育の理念や原則を明確にするため、教育基本法を改正するとし、次の観点を提言した。

- 信頼される学校教育の確立
- 「知」の世紀をリードする大学改革の推進
- 家庭の教育力の回復、学校・家庭・地域社会の連携・協力の推進
- 「公共」に主体的に参画する意識や態度の涵養
- 日本の伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心と国際社会の一員としての意識の涵養
- 生涯学習社会の実現
- 教育振興基本計画の策定

#### ウ 政府・与党での検討及び国会での審議

平成15年5月12日に「与党教育基本法に関する協議会」が開催され、平成16年の中間報告を経て、平成18年4月13日の「与党教育基本法改正に関する協議会」において、教育基本法に盛り込むべき項目と内容についての最終報告がなされた。

この報告を経て政府は、平成18年4月に「教育基本法案」を国会に提出した。改正案は、同年12月15日に可決・成立し、同月22日に公布・施行された。

## 教育基本法の改正に関する経緯

H12. 12. 22 教育改革国民会議

「教育改革国民会議報告－教育を変える 17 の提案－」を報告

H13. 11. 26 文部科学大臣

中央教育審議会に諮問（総会 15 回、基本問題部会 28 回）

H15. 3. 20 中央教育審議会

「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」を答申

5. 12 第 1 回「与党教育基本法に関する協議会」開催

以降、協議会等を 80 回程度開催し検討を実施

H18. 4. 13 第 10 回「与党教育基本法改正に関する協議会」開催

教育基本法に盛り込むべき項目・内容を了承・公表

4. 28 「教育基本法案」閣議決定、第 164 回通常国会へ提出

5. 16 第 164 回通常国会 衆・本会議（趣旨説明・質疑）

6. 18 通常国会閉会（法案は継続審議に）

11. 16 第 165 回臨時国会 衆・本会議において可決

11. 17 参・本会議（趣旨説明・質疑）

12. 15 参・本会議において可決・成立

12. 22 平成 18 年法律第 120 号として公布・施行

※文部科学省ホームページを基に作成

## 2 法の概要等（※下線部は新たに規定された事項）

### （１）教育の目的・理念（第１章）

教育の目的として「人格の完成」、「国家・社会の形成者として心身ともに健康な国民の育成」を規定した。

この教育の目的を実現するために、今日、重要と考えられる事柄を「教育の目標」として規定している。

また、「生涯学習の理念」、「教育の機会均等」についても規定した。

＜教育の目標の例＞

- 幅広い知識と教養、豊かな情操と道德心、健やかな身体
- 能力の伸長、自主・自律の精神、職業との関連を重視
- 正義と責任、自他の敬愛と協力、男女の平等、公共の精神
- 生命や自然の尊重、環境の保全
- 伝統と文化の尊重、我が国と郷土を愛し、他国を尊重、国際社会の平和と発展に寄与

### （２）教育の実施に関する基本（第２章）

教育を実施する際に基本となる事項として、これまでの教育基本法にも定められていた、「義務教育」、「学校教育」、「教員」、「社会教育」、「政治教育」、「宗教教育」に関する規定を見直した。

また、新たに「大学」、「私立学校」、「家庭教育」、「幼児期の教育」、「学校、家庭及び地域住民等相互の連携協力」について規定している。

### （３）教育行政（第３章）

教育行政について、教育行政における国と地方公共団体の役割分担、教育振興基本計画の策定等について規定している。

### （４）法令の制定（第４章）

この法律の諸条項の実施のため必要な法令の制定について規定した。

### 3 改正後の国の取組

国は、教育振興基本計画の策定の他、平成19年1月の教育再生会議第一次報告も踏まえ、新しい教育基本法に明確にされた理念に基づき、関係法令の改正等を行っている。

#### (1) 教育振興基本計画の策定

審議答申を経たのち、平成19年2月に中央教育審議会教育振興基本計画特別部会が設置され、平成20年7月1日に教育振興基本計画が閣議決定された。なお、現在は、第2期計画（平成25年6月14日閣議決定）が策定されている。

#### (2) 教育三法の改正

##### ア 学校教育法の改正

改正教育基本法の新しい教育理念を踏まえ、新たに義務教育の目標を定めるとともに、幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標を見直した。また、学校に副校長等の新しい職を置くことができることとし、組織としての学校の力を強化した。

##### イ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正

教育委員会の責任体制の明確化（※）や体制の充実、地方分権の推進、国の責任の果たし方、私立学校に関する教育行政などについて規定した。

※平成19年改正の主な内容は49ページ参照

##### ウ 教育職員免許法及び教育公務員特例法の改正

教員免許更新制を導入し、あわせて指導が不適切な教員の人事管理を厳格化し、教員に対する信頼を確立する仕組みを構築した。

### (3) 学習指導要領の改訂（平成20年～21年改訂）

教育基本法等の改正により教育の理念が明確になるとともに、学校教育法改正により学力の重要な要素が規定されたことから、従前の学習指導要領の理念を継承しつつ、改正法を踏まえて学習指導要領が改訂された。

#### 【参考】学校教育法における学力の重要な要素に関する規定

第30条（略）

2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

## 改正前後の教育基本法の比較

※下線部・枠囲いは主な変更箇所

| 改正後の教育基本法<br>(平成18年法律第120号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 改正前の教育基本法<br>(昭和22年法律第25号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>前文</p> <p>我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。</p> <p>我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、<u>豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、</u><u>伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。</u></p> <p>ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の<u>未来を切り拓く</u>教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。</p> <p>第一章 教育の目的及び理念</p> <p>(教育の目的)</p> <p>第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。</p> | <p>前文</p> <p>われらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである。</p> <p>われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。</p> <p>ここに、日本国憲法の精神に則り、教育の目的を明示して、新しい日本の教育の基本を確立するため、この法律を制定する。</p> <p>第一条 (教育の目的) 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。</p> |

| 改正後の教育基本法<br>(平成18年法律第120号)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 改正前の教育基本法<br>(昭和22年法律第25号)                                                                                                                 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(教育の目標)</p> <p>第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。</p> <p>一 <u>幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健全な身体を養うこと。</u></p> <p>二 <u>個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。</u></p> <p>三 <u>正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。</u></p> <p>四 <u>生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。</u></p> <p>五 <u>伝統と文化を尊重し、それらはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。</u></p> | <p>第二条 (教育の方針) 教育の目的は、あらゆる機会に、あらゆる場所において実現されなければならない。この目的を達成するためには、学問の自由を尊重し、实际生活に即し、自発的精神を養い、自他の敬愛と協力によつて、文化の創造と発展に貢献するように努めなければならない。</p> |

| 改正後の教育基本法<br>(平成18年法律第120号)                                                                                                             | 改正前の教育基本法<br>(昭和22年法律第25号)                                                                             |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(生涯学習の理念)</p> <p>第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。</p> | <p>(新設)</p>                                                                                            |
| <p>(教育の機会均等)</p> <p>第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。</p>                           | <p>第三条 (教育の機会均等) すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられないものであつて、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によつて、教育上差別されない。</p> |
| <p>2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。</p>                                                               | <p>(新設)</p>                                                                                            |
| <p>3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。</p>                                                                 | <p>2 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によつて修学困難な者に対して、奨学の方法を講じなければならない。</p>                                 |

| 改正後の教育基本法<br>(平成18年法律第120号)                                                                                   | 改正前の教育基本法<br>(昭和22年法律第25号)                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第二章 教育の実施に関する基本</p> <p>(義務教育)</p> <p>第五条 国民は、その保護する子に、<u>別に法律で定めるところにより</u>、普通教育を受けさせる義務を負う。</p>           | <p>第四条(義務教育) 国民は、その保護する子女に、九年の普通教育を受けさせる義務を負う。</p>                                                                           |
| <p>2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。</p> | <p>(新設)</p>                                                                                                                  |
| <p>3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。</p>                                      | <p>(新設)</p>                                                                                                                  |
| <p>4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。</p> <p>(削除)</p>                                                 | <p>2 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料は、これを徴収しない。</p> <p>第五条(男女共学) 男女は、互に敬重し、協力し合わなければならないものであつて、教育上男女の共学は、認められなければならない。</p> |

| 改正後の教育基本法<br>(平成18年法律第120号)                                                                                                                                | 改正前の教育基本法<br>(昭和22年法律第25号)                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(学校教育)</p> <p>第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであつて、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。</p>                                                                     | <p>第六条 (学校教育) 法律に定める学校は、公の性質をもつものであつて、国又は地方公共団体の外、法律に定める法人のみが、これを設置することができる。</p>                        |
| <p>2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。</p> | <p>(新設)</p>                                                                                             |
| <p>「(教員) 第九条」として独立</p>                                                                                                                                     | <p>2 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。</p> |

| 改正後の教育基本法<br>(平成18年法律第120号)                                                                                                                                                                  | 改正前の教育基本法<br>(昭和22年法律第25号)                                                                                                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(大学)</p> <p>第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。</p> <p>2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。</p>                    | <p>(新設)</p>                                                                                                               |
| <p>(私立学校)</p> <p>第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。</p>                                                                     | <p>(新設)</p>                                                                                                               |
| <p>(教員)</p> <p>第九条 法律に定める学校の教員は、自己の<u>崇高な使命</u>を深く自覚し、<u>絶えず研究と修養に励み</u>、その職責の遂行に努めなければならない。</p> <p>2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、<u>養成と研修の充実が図られなければならない</u>。</p> | <p>【再掲】第六条（略）</p> <p>2 法律に定める学校の教員は、全体の奉仕者であつて、自己の使命を自覚し、その職責の遂行に努めなければならない。このためには、教員の身分は、尊重され、その待遇の適正が、期せられなければならない。</p> |

| 改正後の教育基本法<br>(平成18年法律第120号)                                                                                                                                                                                         | 改正前の教育基本法<br>(昭和22年法律第25号)                                                                                                                               |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(家庭教育)</p> <p>第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。</p> | <p>(新設)</p>                                                                                                                                              |
| <p>(幼児期の教育)</p> <p>第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。</p>                                                                                   | <p>(新設)</p>                                                                                                                                              |
| <p>(社会教育)</p> <p>第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。</p>                               | <p>第七条 (社会教育) 家庭教育及び勤労の場所その他社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によつて奨励されなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館等の施設の設置、学校の施設の利用その他適当な方法によつて教育の目的の実現に努めなければならない。</p> |

| 改正後の教育基本法<br>(平成18年法律第120号)                                                                                                                                                                                                                                                | 改正前の教育基本法<br>(昭和22年法律第25号)                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)</p> <p>第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。</p>                                                                                                                                                                | <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                                                                     |
| <p>(政治教育)</p> <p>第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。</p> <p>2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。</p> <p>(宗教教育)</p> <p>第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。</p> | <p>第八条(政治教育) 良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない。</p> <p>2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。</p> <p>第九条(宗教教育) 宗教に関する寛容の態度及び宗教の社会生活における地位は、教育上これを尊重しなければならない。</p> <p>2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。</p> |

| 改正後の教育基本法<br>(平成18年法律第120号)                                                                                                                             | 改正前の教育基本法<br>(昭和22年法律第25号)                                                                                                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第三章 教育行政</p> <p>(教育行政)</p> <p>第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、<u>この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。</u></p> | <p>第十条 (教育行政) 教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。</p> <p>2 教育行政は、この自覚のもとに、教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立を目標として行われなければならない。</p> |
| <p>2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。</p>                                                                                    | <p>(新設)</p>                                                                                                                       |
| <p>3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。</p>                                                                                   | <p>(新設)</p>                                                                                                                       |
| <p>4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。</p>                                                                                            | <p>(新設)</p>                                                                                                                       |
|                                                                                                                                                         |                                                                                                                                   |



## 第2 教育振興基本計画

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 1 策定とその経過                      | 151 |
| 2 第2期教育振興基本計画（概要）              | 152 |
| 3 第2期教育振興基本計画における<br>成果目標と基本施策 | 156 |



教育振興基本計画は、改正教育基本法に基づき政府として策定する教育の振興に関する国の総合的な計画である（平成25年6月14日閣議決定）。現在の計画は第2期計画（平成25年度～29年度）であり、策定の経緯は次のとおりである。

なお、第1期計画は平成20年度～24年度を計画期間としていた。

## 1 策定とその経過

平成23年6月 文部科学大臣から中央教育審議会に対して第2期の教育振興基本計画の策定について諮問

平成25年4月 「第2期教育振興基本計画について（答申）」（中央教育審議会）

平成25年6月 第2期「教育振興基本計画」閣議決定

### 【参考条文】教育基本法（平成18年12月22日法律第120号）

（教育振興基本計画）

- 第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。
- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。



## 2 第2期教育振興基本計画（概要）

※文部科学省ホームページを基に作成

### 第1部 概論 概要 ～我が国の危機回避に向けた4つの基本的方向性～

※教育振興基本計画：教育基本法第17条に基づき政府が策定する、教育の振興に関する総合計画  
（第2期計画期間：平成25～29年）

#### 教育行政の4つの基本的方向性

⇒改正教育基本法の理念を踏まえ教育再生を実現。  
各学校段階を貫く視点を設定。成果目標・指標、具体的  
方策を体系的に整理。

##### 1. 社会を生き抜く力の養成

～多様で変化の激しい社会の中で人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～  
→「教育成果の保証」に向けた条件整備

##### 2. 未来への飛躍を実現する人材の養成

～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～  
→「多様な体験」「切磋琢磨の機会」の増大、「優れた能力と多様な個性を伸ばす」環境醸成

##### 3. 学びのセーフティネットの構築

～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～  
→教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保

##### 4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～  
→学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の  
教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

#### （共通理念）

- ◆教育における多様性の尊重
- ◆ライフステージに応じた「縦」の接続
- ◆社会全体の「横」の連携・協働
- ◆現場の活性化に向けた国・地方の連携・協働

#### （教育投資の在り方）

- ◆現下の様々な教育課題を踏まえ、今後の教育投資の方向性としては、以下の3点を中心に充実を図る。
  - ・協働型・双方向型学習など質の高い教育を可能とする環境の構築
  - ・家計における教育費負担の軽減
  - ・安全・安心な教育研究環境の構築（学校施設の耐震化など）
- ◆教育の再生は最優先政策の一つであり、欧米主要国を上回る質の高い教育の実現が求められている。このため、恒久的な財源を確保し OECD 諸国並の公財政支出を行うことを目指しつつ、各成果目標の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し、教育投資を確保していくことが必要。

#### （危機回避シナリオ）

- 個々人の自己実現、社会の「担い手」の増加、格差の改善  
（生涯現役、全員参加に向けて個人の能力を最大限伸長）
- 社会全体の生産性向上（グローバル化に対応したイノベーションなど）
- つながりの再構築（社会関係資本の充実）  
⇒一人一人が誇りと自信を取り戻し、社会の幅広い人々が実感できる成長を実現

## 我が国を取り巻く危機的状況

相互に関連

### ○少子高齢化の進展

- ・生産年齢人口の減少(2060年には、我が国の人口は2010年比約3割減の約9千万人まで減少。そのうち4割が65歳以上の高齢者。)
- ・経済規模縮小、税収減、社会保障費の拡大  
→社会全体の活力低下

### ○グローバル化の進展

- ・人・モノ・金・情報等の流動化
- ・「知識基盤社会」の本格的到来
- ・新興国の台頭等による国際競争の激化
- ・生産拠点の海外移転による産業空洞化  
→我が国の国際的な存在感の低下

### ○雇用環境の変容

- ・終身雇用・年功序列等の変容
- ・企業内教育による人材育成能力の低下  
→失業率、非正規雇用の増加

東日本大震災により一層の顕在化・加速化

### ○地域社会、家族の変容

- ・地域社会等のつながりや支え合いによるセーフティネット機能の低下
- ・価値感・ライフスタイルの多様化  
→個々人の孤立化、規範意識の低下

### ○格差の再生産・固定化

- ・経済格差の進行→教育格差→教育格差の再生産・固定化(同一世代内、世代間)  
→一人一人の意欲減退、社会の不安定化

### ○地球規模の課題への対応

- ・環境問題、食料・エネルギー問題、民族・宗教紛争など様々な地球規模の課題に直面しており、かつてのような物質的豊かさのみの追求という視点から脱却し、持続可能な社会の構築に向けて取り組んでいくことが必要。

一方で……

### 【我が国の様々な強み】

- 多様な文化・芸術や優れた感性
- 科学技術、「ものづくり」の基盤技術
- 勤勉性・協調性、思いやりの心
- 基礎的な知識技能の平均レベルの高さ
- 人の絆

### 【震災の教訓】(危機打開に向けた手がかり)

- 諦めず、状況を的確に捉え自ら考え行動する力
- イノベーションなど未来志向の復興、社会づくり
- 安心して必要な力を身に付けられる環境
- 人々や地域間、各国間に存在するつながり、人と自然との共生の重要性

### 【第1期の評価】

- 第1期計画で掲げた「10年を通じて目指すべき教育の姿」の達成は未だ途上。
  - ・様々な取組を行ったが、学習意欲・学習時間、低学力層の存在、グローバル化等への対応、若者の内向き志向、規範意識・社会性等の育成など依然として課題が存在。
  - ・一方、コミュニティの協働による課題解決や教育格差の問題など新たな視点も浮上。  
→背景には、  
「個々人の多様な強みを引き出すという視点」  
「学校段階間や学校・社会生活間の接続」  
「十分なPDCAサイクル」の不足など

## 今後の社会の方向性

→成熟社会に適合し知識を基盤とした自立、協働、創造モデルとしての生涯学習社会を実現

一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていくことのできる生涯学習社会



個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを活かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画することのできる生涯学習社会

自立・協働を通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる生涯学習社会

## 第2部 各論 概要 ～4のビジョン、8のミッション、30のアクション～

(基本的方向性)

(成果目標)

(基本施策)

(★成果指標の例、◆基本施策の例)

### 1 社会を生き抜く力の養成

#### 1 生きる力の確実な育成（幼稚園～高校）

⇒生涯にわたる学習基礎となる「自ら学び、考え、行動する力」などを確実に育てる。

★国際的な学力調査でトップレベルに

★いじめ、不登校、高校中退者の状況改善 など

- ◆新学習指導要領を踏まえた言語活動等の充実
- ◆ICTの活用などによる協働型・双方向型学習の推進
- ◆各地域の実情を踏まえた土曜日の活用促進
- ◆高校段階での到達度テスト導入など高校教育の改善・充実
- ◆道德教育の推進（「心のノート」の充実・配布、道德の教科化の検討）
- ◆いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底
- ◆教員の資質能力向上（養成・採用・研修の一体的な改革）
- ◆全国学力・学習状況調査（全数調査の継続実施）
- ◆子どもの成長に応じた柔軟な教育システムの構築に向けた、学制の在り方を含めた検討の実施など

#### 2 課題探求能力の修得（大学～）

⇒どんな環境でも「答えのない問題」に最善解を導くことができる力を養う。

★学生の学修時間の増加（欧米並みの水準） など

- ◆学生の主体的な学び確立による大学教育の質的転換（アクティブラーニング、教員サポート等）
- ◆大学情報の積極的発信
- ◆点からプロセスによる質保障を重視した高大接続（高校段階での到達度テストの結果の活用を含め、志願者の意欲・能力・適性等の多面的・総合的な評価に基づく入試への転換） など

#### 3 自立・協働・創造に向けた力の修得（生涯全体）

⇒社会を生き抜くための力を生涯を通じて身に付けられるようにする。

- ◆現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進
- ◆学習の質の保証と学習成果の評価活用を推進（評価・情報公開の仕組みの構築・普及、教育支援人材の認証制度の推進など） など

#### 4 社会的・職業的自立に向けた力の育成

★進路への意識向上や雇用状況（就職率、早期離職率等）の改善に向けた取組の増加（インターンシップ、大学等への社会人受入状況の改善） など

- ◆体系的・系統的なキャリア教育の充実
- ◆大学・専修学校等における分野別到達目標の普及、第三者評価制度の構築
- ◆学生等への就職支援体制強化
- ◆社会人の学び直しの機会の充実 など

## 2 未来への飛躍を実現する人材の養成

### 5 新たな価値を創造する人材、グローバル人材等の養成

- ★リーダーを養成する教育プログラムの増加
- ★英語力の目標を達成した中高生や英語教員の割合増加
- ★日本の生徒・学生の海外留学人数・外国人留学生数の全学年に占める比率の増加 など
  - ◆高校段階における早期卒業制度の検討
  - ◆外国語教育の強化や留学生交流・国際交流の推進、大学等の国際化のための取組の支援
  - ◆大学院教育の抜本的改革の支援 など

## 3 学びのセーフティネットの構築

### 6 意欲ある全ての者への学習機会の確保

- ★経済状況によらない進学機会の確保
- ★家庭の経済状況等が学力に与える影響の改善 など
  - ◆各学校段階を通じた切れ目のない教育費負担軽減（幼児教育の負担軽減・無償化の検討、義務教育段階の就学援助の実施、低所得世帯等の高校生への修学支援の充実、大学・専修学校等の低所得世帯等への支援の充実）
  - ◆挫折や困難を抱えた子ども・若者の学び直しの機会を充実 など

### 7 安全・安心な教育研究環境の確保

- ★学校施設の耐震化率の向上（公立学校について平成27年度までのできるだけ早期の耐震化の完了 など）
- ★学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少 など
  - ◆学校の耐震化、非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化、老朽化対策の推進
  - ◆主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育、地域社会・家庭・関係機関と連携した学校安全の推進 など

## 4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

### 8 互助・共助の活力あるコミュニティの形成

- ★全学校区に学校と地域の連携・協働体制を構築
- ★コミュニティ・スクールを全公立小中学校の1割に拡大
- ★全学校等で評価、情報提供 など
  - ◆コミュニティ・スクール、学校支援地域本部等の普及
  - ◆大学等のセンターオブコミュニティ構想（COC構想）の推進
  - ◆家庭教育支援体制の強化 など

## 4つの基本的方向性を支える環境整備

- ◆教育委員会の抜本的改革
- ◆きめ細かで質の高い教育のための教職員等の指導体制の整備
- ◆大学におけるガバナンスの機能強化
- ◆大学の財政基盤の強化と施設整備
- ◆私立学校の振興
- ◆社会教育推進体制の強化 など

## 東日本大震災からの復旧・復興支援

## I 4つの基本的方向性に基づく方策

### 1 社会を生き抜く力の養成

#### (1) 主として初等中等教育段階の児童生徒を対象にした取組

##### 〔成果目標1〕生きる力の確実な育成

##### 【基本施策1】 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実

新学習指導要領、ICTの活用、高校教育の改善・充実、復興教育 等

##### 【基本施策2】 豊かな心の育成

道徳、生徒指導、いじめ・暴力行為、体罰等への取組徹底、伝統・文化教育 等

##### 【基本施策3】 健やかな体の育成

学校保健、学校給食、食育、スポーツ 等

##### 【基本施策4】 教員の資質能力の総合的な向上

養成・採用・研修の一体的改革、適切な人事管理 等

##### 【基本施策5】 幼児教育の充実

幼児教育の質の向上、幼児教育・保育の総合的提供 等

##### 【基本施策6】 特別なニーズに対応した教育の推進

合理的配慮の基礎となる環境整備、海外で学ぶ子ども・帰国児童生徒・外国人  
の子供への教育環境の整備 等

##### 【基本施策7】 各学校段階における継続的な検証改善サイクルの確立

全国学力・学習状況調査、高校段階の学習の到達度を把握する仕組み 等

#### (2) 主として高等教育段階の学生を対象とした取組

##### 〔成果目標2〕課題探求能力の修得

##### 【基本施策8】 学生の主体的な学びの確立に向けた大学教育の質的転換

教学マネジメントの改善（シラバスの充実、教員の教育力向上など）、学修支援環境の整備（TA等の充実、ICTを活用した双方向型授業、図書館の機能強化）、大学院教育の改善・充実 等

## 【基本施策 9】 大学教育の質の保証

大学情報の発信、大学評価改善 等

## (3) 初等中等教育段階の児童生徒及び高等教育段階の学生の双方を対象とした取組

### 【基本施策 10】 子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築

学校段階間の連携・接続、学制の在り方の検討、点からプロセスによる質保証  
(入試改革等)

## (4) 生涯の各段階を通じて推進する取組

### 【成果目標 3】 生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得

#### 【基本施策 11】 現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進

男女共同参画学習、人権、環境、消費者、防災に関する学習、自立した高齢期を送るための学習、持続発展教育（ESD）、体験学習・読書活動 等

#### 【基本施策 12】 学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進

### 【成果目標 4】 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等

#### 【基本施策 13】 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職業人の育成の充実・強化

体系的・系統的なキャリア教育の充実、学校横断的な職業教育の推進、社会人が学びやすい学習システムの構築、学生への就職支援体制強化 等

## 2 未来への飛躍を実現する人材の養成

### 【成果目標 5】 社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成

#### 【基本施策 14】 優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供

高専機能強化、SSH、科学の甲子園 等

#### 【基本施策 15】 大学院の機能強化等による卓越した教育研究拠点の形成、大学等の研究力強化の促進

大学院の機能強化 等

#### 【基本施策 16】 外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化

外国語教育の抜本的強化、留学支援、秋入学に係る環境整備を含む大学等の国際化に向けた支援 等

### 3 学びのセーフティネットの構築

#### 【成果目標6】 意欲ある全ての者への学習機会の確保

##### 【基本施策17】 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

幼児教育無償化への取組、義務教育段階の就学援助の実施、低所得世帯等の高校生への修学支援の充実、奨学金の充実、授業料減免 等

##### 【基本施策18】 学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援

へき地や過疎地域等の学習環境整備、学校とハローワーク・地域若者サポートステーションとの連携 等

#### 【成果目標7】 安全・安心な教育研究環境の確保

##### 【基本施策19】 教育研究環境の整備や安全に関する教育の充実など学校における児童生徒等の安全の確保

学校施設の耐震化、非構造部材の耐震対策を含む防災機能強化、老朽化対策、安全教育の推進、地域社会・家庭・関係機関と連携した学校安全の推進 等

### 4 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

#### 【成果目標8】 互助・共助の活力あるコミュニティの形成

##### 【基本施策20】 活力あるコミュニティ形成と絆づくりに向けた学習環境・協働体制の整備の推進

学校支援地域本部・放課後子ども教室、学校・公民館等を拠点にした地域コミュニティ形成、地域とともにある学校づくり（コミュニティ・スクール等）、地域スポーツクラブ育成、大学等における生涯学習機能の強化 等

##### 【基本施策21】 地域社会の中核となる大学を支援するCOC構想の推進

地域コミュニティの中核的存在としての大学機能強化 等

##### 【基本施策22】 豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実

コミュニティの協働による家庭教育支援、課題を抱える家庭への支援、生活習慣づくりの推進 等

## Ⅱ 4つの基本的方向性を支える環境整備

【基本施策23】 現場重視の学校運営・地域教育行政の改革

【基本施策24】 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導体制の整備

学級規模及び教職員配置の適正化 等

【基本施策25】 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備

エコスクール、ICT教育環境、学校図書館 等

【基本施策26】 大学におけるガバナンスの機能強化

【基本施策27】 大学等の個性・特色の明確化とそれに基づく機能の強化（機能別分化）の推進

【基本施策28】 大学等の財政基盤の強化と個性・特色に応じた施設整備

国立大学運営費交付金や私学助成の確保・充実、戦略的な施設整備 等

【基本施策29】 私立学校の振興

公財政支援の充実 等

【基本施策30】 社会教育推進体制の強化

地域の様々な主体との連携・協働による地域課題解決への支援

## Ⅲ 東日本大震災からの復旧・復興支援



## 第3 教育再生実行会議と中央教育審議会

- 1 教育再生実行会議 162
- 2 中央教育審議会 163

## 1 教育再生実行会議

教育再生実行会議は、平成24年12月26日に発足した第2次安倍内閣において、21世紀の日本にふさわしい教育体制を構築し、教育の再生を実行に移し、内閣の最重要課題の一つとして教育改革を推進するために、平成25年1月15日に設置された。

この会議は、内閣総理大臣、内閣官房長官及び文部科学大臣兼教育再生担当大臣並びに有識者により構成される。

### (1) これまでの提言

| 年月日         | 提 言                                          |
|-------------|----------------------------------------------|
| 平成25年2月26日  | いじめの問題等への対応について（第一次提言）                       |
| 平成25年4月15日  | 教育委員会制度等の在り方について（第二次提言）                      |
| 平成25年5月28日  | これからの大学教育等の在り方について（第三次提言）                    |
| 平成25年10月31日 | 高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について（第四次提言）       |
| 平成26年7月3日   | 今後の学制等の在り方について（第五次提言）                        |
| 平成27年3月4日   | 「学び続ける」社会、全員参加型社会、地方創生を実現する教育の在り方について（第六次提言） |

### (2) 検討中の課題

教育再生実行会議では、教育再生に向け残された課題について、分野別に集中的議論を行うため、次の分科会を開催し、審議を継続している。

(平成27年3月4日現在)

| 分科会   | 分 野                             |
|-------|---------------------------------|
| 第1分科会 | これからの時代に求められる能力を飛躍的に高めるための教育の革新 |
| 第2分科会 | 生涯現役・全員参加型社会の実現や地方創生のための教育の在り方  |
| 第3分科会 | 教育立国実現のための教育財源など教育行財政の在り方       |

※首相官邸（教育再生実行会議）ホームページより

## 2 中央教育審議会

中央教育審議会は、国家行政組織法に基づき設置される審議会の一つで、その設置は、文部科学省組織令に規定されている。

### (1) 設置

現在の中央教育審議会は、中央省庁等改革の一環として、従来の中央教育審議会を母体としつつ、生涯学習審議会、理科教育及び産業教育審議会、教育課程審議会、教育職員養成審議会、大学審議会、保健体育審議会の機能を整理・統合して、平成13年1月6日付けで文部科学省に設置された。

**【参考条文】国家行政組織法（昭和23年7月10日法律第120号）**

（審議会等）

第8条 第3条の国の行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服審査その他学識経験を有する者等の合議により処理することが適当な事務をつかさどらせるための合議制の機関を置くことができる。

**【参考条文】文部科学省組織令（平成12年6月7日政令第251号）**

（設置）

第85条 法律の規定により置かれる審議会等のほか、本省に、次の審議会等を置く。  
中央教育審議会  
教科用図書検定調査審議会  
大学設置・学校法人審議会

### (2) 構成

委員は30人以内、任期は2年（再任可）であり、臨時委員及び専門委員を置くことができる。

中央教育審議会令により、5つの分科会が設置されている。また、審議会及び分科会には、必要に応じて部会を置くことができるとされている。

### (3) 審議会の主な所掌事務

- 文部科学大臣の諮問に応じて、次のことを行う。
  - ・教育の振興及び生涯学習の推進を中核とした豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に関する重要事項
  - ・スポーツの振興に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣に意見を述べること
- 文部科学大臣の諮問に応じて生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項を調査審議し、文部科学大臣又は関係行政機関の長に意見を述べること
- 法令の規定に基づき審議会の権限に属させられた事項を処理すること

### (4) 分科会の主な所掌事務

| 分科会の名称      | 主な所掌事務                                                                                                             |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 教育制度分科会     | 1 豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成のための教育改革に関する重要事項<br>2 地方教育行政に関する制度に関する重要事項                                                    |
| 生涯学習分科会     | 1 生涯学習に係る機会の整備に関する重要事項<br>2 社会教育の振興に関する重要事項<br>3 視聴覚教育に関する重要事項                                                     |
| 初等中等教育分科会   | 1 初等中等教育の振興に関する重要事項<br>2 初等中等教育の基準に関する重要事項<br>3 教育職員の養成並びに資質の保持及び向上に関する重要事項                                        |
| 大学分科会       | 大学及び高等専門学校における教育の振興に関する重要事項                                                                                        |
| スポーツ・青少年分科会 | 1 学校保健、学校安全及び学校給食に関する重要事項<br>2 青少年教育の振興に関する重要事項<br>3 青少年の健全な育成に関する重要事項<br>4 体力の保持及び増進に関する重要事項<br>5 スポーツの振興に関する重要事項 |

## (5) これまでの主な答申（平成23年1月から平成27年2月まで）

※生涯学習政策局、初等中等教育局、スポーツ・青少年局関係のみ

| 答申日         | 答申名                                                 |
|-------------|-----------------------------------------------------|
| 平成23年1月31日  | 今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について                        |
| 平成24年3月21日  | 学校安全の推進に関する計画の策定について                                |
| 平成24年3月21日  | スポーツ基本計画の策定について                                     |
| 平成24年8月28日  | 教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について                     |
| 平成25年1月21日  | 今後の青少年の体験活動の推進について                                  |
| 平成25年4月25日  | 第2期教育振興基本計画について                                     |
| 平成25年12月13日 | 今後の地方教育行政の在り方について                                   |
| 平成26年10月21日 | 道徳に係る教育課程の改善等について                                   |
| 平成26年12月22日 | 子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について           |
| 平成26年12月22日 | 新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について |

## (6) 審議中の諮問事項

(平成27年2月25日現在)

| 諮問日         | 件名                                |
|-------------|-----------------------------------|
| 平成26年7月29日  | これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について |
| 平成26年11月20日 | 初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について        |



# 第3章

## 参考資料

- 第1 地方教育行政に関する諸法律の概要 168
- 第2 教育関係年表 181

## 第1 地方教育行政に関する諸法律の概要

### [地方教育行政に関する諸法律の大別]

- 1 基本事項に関するもの
- 2 教育行政の組織に関するもの
- 3 教職員の身分取扱いに関するもの
- 4 教育行政作用に関するもの  
〔生涯学習・社会教育〕  
〔学校教育〕  
〔文化〕
- 5 教育費に関するもの

### 1 基本事項に関するもの

#### (1) 憲法（昭和21年11月3日公布 昭和22年5月3日施行）

憲法はいうまでもなく、わが国の国政の基本構造を確立し、基本理念を示したものであるから、教育行政にあってもその基本に則って行われなければならないことは言うまでもない。その中で最も直接的な規定は第26条で、すべての国民は法律の定めるところにより、その能力に応じてひとしく教育を受ける権利を有すること、及びその保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負うこと、義務教育はこれが無償とすることがうたわれている。

#### (2) 教育基本法（平成18年法律第120号）

教育基本法は、教育の理念、制度及び教育行政の基本を定めたもので、昭和22年3月に制定されて以来、わが国教育の基本を指し示す法律として重要位置を占めている。平成18年12月、時代の変化に応じてほぼ全面的に改正された。科学技術の進歩、情報化、国際化、少子高齢化などの現代的状況に鑑み、国民の豊かな人生とわが国の一層の発展、国際社会の平和に貢献できるようにすることが、全面改正の趣旨である。

旧法との違いは多々あるが、教育の目標として、「伝統と文化を尊重し」、「我が国

と郷土を愛する」をはじめ、詳細な事項を示したこと（2条）、生涯学習の理念を明らかにしたこと（3条）、家庭教育や幼児期の教育についての条項を新設したこと（10条、11条）などのほか、教育行政について、国と地方公共団体との役割分担や相互協力を図ること（16条）、国及び地方公共団体が教育の振興に向けて基本的な施策・方針を策定すべきこと（17条）などが特徴として挙げられる。

## 2 教育行政の組織に関するもの

### （1）地方自治法（昭和22年法律第67号）

この法律は地方公共団体の組織及び運営の基本法である。地方公共団体の区分・組織・運営などを定め、国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、民主的・能率的な地方行政を確保し、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

地方教育行政についても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に規定されている事項を除いては、この法律によって運営されることとなる。

### （2）地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

本法は、昭和23年7月に制定された教育委員会法を廃止し、昭和31年3月に制定されたもので、地方公共団体における教育行政の組織と運営の基本を確立して、いっそう教育の進展を図ることを趣旨とする。その主眼は、教育の政治的中立と教育行政の安定を確保すること、教育行政と一般行政との調和を進めること等にある。

平成26年6月には、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長との連携の強化、地方に対する国の関与の見直しを図ることを目的として、教育委員長と教育長を一本化する等の改正が行われた。

## 3 教職員の身分取扱いに関するもの

### （1）地方公務員法（昭和25年法律第261号）

この法律は地方公共団体の公務員の身分取扱いに関する最も基本的な法律であって、その職員の職を一般職と特別職に分類し、一般職の職員の身分取扱いについて規定している。また人事制度の適正な運用を図るための特殊な機関として

の人事委員会、公平委員会の設置、権限等について規定している。

なお、教育公務員は、もちろんこの法律の適用を受けるが、さらにその職務と責任の特殊性から教育公務員特例法が設けられてその適用も受けている。

## （２）労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）

本法は勤労条件の最低基準を定めた法律であって、地方公務員についても適用がある。ただし、一部の規定については適用がなく例えば、公務員の特質にかんがみ労使対等の原則に立脚した規定などがその例である。労働基準法の規定の適用がある部分について、地方公務員法その他の法令の規定に基づいて制定された条例、教育委員会規則等の内容が労働基準法の基準に達しないときは無効となる。

## （３）教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）

学校の校長及び教員、教育長、指導主事、社会教育主事の身分取扱いに関し国家公務員法及び地方公務員法の一般原則に対する特例事項を規定したものである。

## （４）学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和 49 年法律第 2 号）

学校教育が次代を担う青少年の人間形成の基本をなすものであることにかんがみ、義務教育諸学校に優れた人材を確保し、もって学校教育の水準の維持向上に資することを目的とする法律である。

義務教育諸学校の教育職員の給与について、一般の公務員の給与水準に比較して必要な優遇措置を講ずべきことを定めている。

## （５）公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和 46 年法律第 77 号）

この法律は、公立学校（小・中・高・特別支援）の教育職員（校長・副校長・教頭・主幹教諭・指導教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭・助教諭・養護助教諭・講師・実習助手・寄宿舎指導員）の職務と勤務態様の特殊性に基づき、教職調整額を支給する制度を設け、超過勤務手当は支給しないこととする等、その給与その他の勤務条件について特例を定めたものである。

## （６）市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）

市町村立の小学校・中学校・中等教育学校の前期課程・特別支援学校及び定時制高等学校の教職員の給与を全額都道府県が負担することを定めた法律である。

## （７）教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）、教育職員免許法施行法（昭和 24 年法律第 148 号）

本法は、昭和 24 年 5 月、新しい学制の発足に伴って、幼稚園から高校までの教員養成は大学において行うという方針の下、教員の免許・資格等について定めるものとして制定された。

免許状は、普通免許状、特別免許状、臨時免許状に分かれ、普通免許状は、更に学校種別ごとの免許状と、学校種別を問わない養護教諭・栄養教諭の免許状に分けられ、それぞれに専修・一種・二種に分けられている（高校教諭にあつては専修と一種のみ）。免許状を有しない者は、これらの学校の教員には任用されない。

その後、本法は、時代の変化・要請によって改正が重ねられているが、平成 19 年には、免許状の有効期間を 10 年とし、それに伴って免許状更新制が新たに設けられ、該当する教員は、大学等で実施する免許状更新講習を受講すべきこととなった（9 条以下）。

## （８）地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 125 号）

義務教育諸学校等に勤務する女性教職員等の育児休業に関して規定したものである。

その趣旨は、子供を養育する職員の継続的な勤務を促進して職員の福祉を増進するとともに、地方公共団体の行政の円滑な運営を目指すところにある。具体的な内容等や県費負担教職員については都道府県の条例で定めることとされている。

## （９）女子教職員の出産に際しての補助教育職員の確保に関する法律（昭和 30 年法律第 125 号）

女子教職員の産前産後の 14 週間（人事院規則又は条例でこれより長い期間を定めた場合はその期間）を任用の期間として教職員を臨時的に任用すべきことを

規定し、女子教職員の保護と学校の正常な運営を図ることを目的とするものである。

#### (10) 地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）

この法律は、公立学校の教職員及び教育委員会関係職員等、地方公務員の共済制度について規定するものである。

具体的には、共済組合が行う組合員やその被扶養者の死傷病等に関する給付や、健康診査等の福祉事業について定めている。

### 4 教育行政の作用に関するもの

#### [生涯学習・社会教育]

#### (1) 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成 2 年法律第 71 号）

生涯学習の振興に資するための都道府県の事業、地域生涯学習振興基本構想、生涯学習審議会等について定めることにより、生涯学習振興のための施策の推進体制及び地域における生涯学習に係る機会の整備を図ろうとするものである。

#### (2) 社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）

社会教育に関する基本法であって、国、都道府県及び市町村が社会教育について行うべき責務を明らかにし、社会教育主事等の設置義務とその資格、社会教育関係団体に対する補助その他の関係、社会教育委員の設置、公民館の設置運営、学校施設の利用、社会通信教育等、社会教育の基礎的事項について、その組織運営の準則を明示したものである。

#### (3) 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）

図書館が行うべき事業の準則を示し、司書及び司書補の資格を定めたほか公立図書館の設置運営、公立図書館に対する補助及び私立図書館に対する援助について必要な定めをしている。公立図書館はその公共性にかんがみ無料とされている。

#### (4) 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）

博物館の行うべき事業の準則を示し、学芸員等の資格を定めたほか、博物館の登録、公立博物館の設置、運営、公立博物館に対する補助及び私立博物館に対する援助について必要な定めをしている。なお、博物館に相当する施設として文部科学大臣の指定したものについて、輸送運賃その他に関し、私立博物館に準じた取扱がなされるよう規定している。

#### (5) スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）

スポーツの振興に関する施策の基本を示したものであって、基本計画の策定、国民体育大会その他スポーツ活動の普及奨励、施設の整備、指導者の充実等スポーツ振興のための措置を示し、スポーツ振興審議会、体育指導員の設置、スポーツ施設等に関する国の補助などを定めている。

スポーツの振興に関しては、スポーツ振興法（昭和 36 年制定）があったが、同法の制定から半世紀を経て、スポーツをめぐる状況が大きく変化したのに伴い、平成 23 年 6 月、名称も変更して全面的に改正するに至ったものである。

#### (6) 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成 13 年法律第 154 号）

平成 13 年に議員立法によって成立した法律で、子供の読書活動の推進に関して基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにしたものである。

基本計画の策定や「子ども読書の日」の設定（4 月 23 日とする）など、子供の読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより関係施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子供の健やかな成長に資することを目的とする。

#### (7) 食育基本法（平成 17 年 6 月 17 日法律第 63 号）

食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付け、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として制定された。

食育に関し、基本理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、学校における食育の推進など施策の基本事項を規定している。

## [学校教育]

### (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校各種学校の学校制度を定め、義務教育の就学義務を規定し、これらの学校の設置、組織、目的・目標等、運営並びに監督等について基本的な内容を規定している。この法律は学校教育の基本法というべきものであり、国立、公立、私立の全ての学校に通じて規定している。

### (2) 私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）

私立学校の設置者を学校法人に限って、その法人の設立、管理、監督等を定めるとともに、公立学校とは異なった行政制度を定めている。

なお、私立学校に対する助成については、私立学校振興助成法（昭和 50 年法律第 61 号）によって、助成の目的、助成を受ける学校法人等の責務など基本的事項が定められている。

### (3) 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和 29 年法律第 157 号）

義務教育諸学校における教育を党派的勢力の不当な影響又は支配から守り義務教育の政治的中立を確保するとともに、教育職員の自立性を擁護することを目的とする。具体的には、教職員を主たる構成員とする団体を通じて義務教育諸学校の教職員に対して、これらの者が義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育を行わせるための教唆・せん動を禁止しようとするものである。

### (4) 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 23 年法律第 116 号）

公立の義務教育諸学校に関し学級規模と教職員の配置の適正化を図るため学級編制及び教職員定数の標準について定めている。すなわち、1 学級に編制される児童生徒の標準数を定めるとともに、学級数及び学校数等に対応する都道府県ごとの教職員の総数の標準を定めたものである。

なお、現行の標準は、昭和 55 年に改正された第 5 次改善によるもので、いわゆる 40 人学級等教職員定数の改善が行われた。平成 23 年度からは、小学校第 1 学年の学級編制の標準が 35 人に引き下げられている。

#### **（５）公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 36 年法律第 188 号）**

公立の高等学校に関し配置、規模及び学級編制の適正化並びに教職員定数の確保を図るため、生徒収容定員、学級編制の標準を定め、学級数及び学校数等に対応する都道府県又は市町村ごとの教職員の総数の標準を定めたものである。

#### **（６）義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律（昭和 37 年法律第 60 号）、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和 38 年法律第 182 号）**

義務教育諸学校の教科用図書は無償とするの方針を確立し、その実施方法等について定めている。

#### **（７）教科書の発行に関する臨時措置法（昭和 23 年法律第 132 号）**

この法律では、教科書の需要供給を円滑ならしめるため、都道府県教育委員会が翌年度に必要な教科書の各学校の需要数を取りまとめ、文部科学大臣がそれぞれ教科書発行者に発行の指示を行うことと規定している。また、教科書発行者が各学校まで教科書を供給する責任を負うこととされている。

#### **（８）就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和 31 年法律第 40 号）**

就学困難な経済事情にある児童及び生徒に、学用品、交通費、修学旅行費を給与する等市町村が就学奨励を行う場合に、国が予算の範囲内においてその経費を補助し、義務教育の円滑な実施を図ることがうたわれている。なお、学校給食法、学校保健法にも給食費、学校医療費について同趣旨の定めがある。これらの就学援助の施策は、生活保護法による教育扶助との連携をとって同法の要保護者をも含めて行われている。

### (9) 特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）

国公立の特別支援学校への就学を奨励するため、都道府県が教科書費、給食費、通学費、学用品費、修学旅行費等の経費を、保護者の負担能力に応じて支弁すべきことを定め、国は都道府県に対して、所要経費の2分の1を負担することを明らかにしている。

### (10) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成 22 年法律第 18 号）

本法は、授業料に充てるための就学支援金を支給することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の実質的な機会均等に寄与することを目的としている。

国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校・各種学校等（高等学校に類する課程として文部科学省令で定めるもの）に在学している生徒が対象となる。

### (11) 産業教育振興法（昭和 26 年法律第 228 号）

産業教育の振興を図るため、総合計画の樹立、教育内容の改善、施設設備の整備、教員の養成計画等を進めるとともに、公立及び私立の学校の設置者に対して産業教育の施設又は設備が一定の基準に達していない場合、国が所要経費について負担又は補助しうることを定めている。このため文部科学省には中央産業教育審議会、都道府県には地方産業教育審議会が置かれる。

### (12) 理科教育振興法（昭和 28 年法律第 186 号）

小学校、中学校、高等学校における理科教育の振興を図るため、教育内容の改善、施設の整備、教員の養成計画の樹立等、総合的な計画を進めるとともに、理科教育の設備について国が設置者に補助し得ることを定めている。

### (13) 学校図書館法（昭和 28 年法律第 185 号）

学校に学校図書館及び司書教諭を置くことを定めるほか、国が学校図書館の整備について援助することを定めている。平成26年の改正により、学校に司書教諭のほか、学校司書を置くよう努めなければならないと規定された。

#### (14) 高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和 28 年法律第 238 号）

国立、公立、私立の高等学校の定時制教育及び通信教育に関して、国が一定の補助し得ることを定めている。

#### (15) ヘき地教育振興法（昭和 29 年法律第 143 号）

へき地教育の振興を図るため、市町村及び都道府県に対して教材、教具の整備、教員住宅の建築、へき地手当の支給等一定の責務を規定するとともに、国が市町村及び都道府県に対して所定事項に要する経費の一部を補助することを定めている。

#### (16) 学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56 号）

学校の児童生徒及び職員についての健康診断や感染症の予防措置について規定するほか、学校保健技師並びに学校医、学校歯科医、学校薬剤師の設置について定め、更に国が医療費あるいは健康診断に要する経費について補助し得ること等を定めている。

学校における保健のみならず安全についても広く規定するという観点から平成 20 年 6 月、法律名の変更とともに本法が制定公布された。近年の子供たちの健康・安全を取り巻く状況を踏まえ、学校や学校設置者等の責務を定めている。なお、本法の制定に伴い、それまでの「学校伝染病」は「学校感染症」に改められた。

#### (17) 学校給食法（昭和 29 年法律第 160 号）

学校給食の目標を定めるとともに、義務教育諸学校における学校給食の普及と充実を図るため、公立及び私立の義務教育諸学校の設置者に対し国が学校給食の施設設備に要する経費の一部を補助することを定めている。また、市町村又は都道府県が要保護児童生徒に対する給食費の全部又は一部を補助する場合に、国がそれに要する経費の一部を補助することを定めている。

なお、「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」（昭和 31 年法律第 157 号）及び「特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律」（昭和 32 年法律第 118 号）がある。

### (18) 独立行政法人日本学生支援機構法（平成 15 年法律第 94 号）

優秀な学生生徒で経済的理由により修学困難な者に対し、奨学金の貸与その他修学の援助を行うため、その事業を担当する独立行政法人として日本学生支援機構を設け、その業務について規定している。日本学生支援機構の奨学金には、無利子奨学金（第 1 種奨学金）と有利子奨学金（第 2 種奨学金）の 2 種類となっている。有利子奨学金は、在学中は無利子で、卒業後は年利 3 % を上限とした利子が課されるものである。平成 24 年度には、無利子奨学金の貸与者のうち家計状況の厳しい者に、卒業後から一定の収入を得るまでの間、返還を猶予することとした所得連動返還型無利子奨学金制度が創設された。

### (19) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成 14 年法律第 162 号）

スポーツの振興と児童生徒等の健康の保持増進を図るため、その設置するスポーツ施設の適切かつ効率的な運営、スポーツの振興のための必要な援助、学校の管理下における児童生徒等の災害に関する必要な給付について規定している。

災害共済給付は、義務教育諸学校、高等学校及び幼稚園等の設置者が、保護者等の同意を得て、センターと災害共済給付契約を締結することによって行われる。

### (20) いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）

平成 23 年に起きた大津市におけるいじめ自殺事案など、いじめが社会的問題として関心を集める中で平成 25 年に議員立法によって成立したものである。いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、いじめの防止対策の基本理念、国及び地方公共団体等の責務、基本方針の策定等について規定している。

## [文化]

### (1) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

この法律は、文化財の保存・活用と国民の文化的向上を目的として定められたものである。具体的には、有形・無形の文化財の種類を定め、その指定・管理・保護等について規定している。

## （２）著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）

著作物及び実演、レコード、放送に関し、著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、文化の発展を図ろうとするものである。

## （３）ユネスコ活動に関する法律（昭和 27 年法律第 207 号）

国際連合の精神に則り教育、科学及び文化を通じて国民に広く国際的理解を深めるため、国又は地方公共団体にユネスコ活動を行う責務と民間ユネスコ活動に対して援助を与えるべきことを定めたものである。

# 5 教育費に関するもの

教育費はその大部分が地方公共団体の一般財源によって賄われる。即ち地方税法による地方税収入と地方交付税法による交付税収入の相当額が教育費に充てられる。一般教育費を賄う特定財源として、国庫からの各種の負担金や補助金があり、また使用料、手数料による収入や起債、寄付収入等の財源がある。

## （１）地方財政法（昭和 23 年法律第 109 号）

地方公共団体の財政に関する基本法であって、予算の編成執行、地方債、財産の管理処分、割当寄付の禁止等地方財政の運営の基本を定めるとともに、国と地方公共団体の経費の負担区分、都道府県と市町村の経費の負担関係、負担金の支出等について規定している。

## （２）地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）

この法律は、地方税法による地方公共団体の税収能力に差異があることに鑑み、その財源の均衡化を図るために国庫から一定額の地方交付税を地方公共団体の税収能力の不足額に対応して交付しようとするものである。

交付税は所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税の収入額に対する一定率とされ、普通交付税、特別交付税の２種に分けて交付される。

普通交付税は、各地方公共団体の基準財政需要額と基準財政収入額との差に応じて配分される。基準財政需要額は経費の種目ごとに標準経費を算出し、それに

よって当該経費の測定単位費用を定めこの数値を使用して積算される。このため基準財政需要額の算出方法が各地方公共団体の予算編成に際し参考とされることが多い。

特別交付税は、特別の事由により普通交付税の額が著しく財政需要に不足する場合に交付される。

### (3) 義務教育費国庫負担法（昭和 27 年法律第 303 号）

義務教育に従事する教職員の給与費についてその実支出額の原則として 3 分の 1 を国が負担することを定めたものである。

### (4) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和 33 年法律第 81 号）

公立義務教育諸学校の施設の新增築に係る経費について、原則 2 分の 1 を負担するとともに、改築や改造に係る経費について、交付金を交付することを定めたものである。

### (5) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和 28 年法律第 247 号）

公立の学校の災害復旧に関しては、国が経費の原則 3 分の 2 を負担することを定めたものである。

なお、災害に関しては、他に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）がある。これには、学校・社会教育施設の災害復旧に関し特別の定めが設けられている。

### (6) 補助金等に係る予算の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）

補助金等の不正な申請の防止その他補助金等に係る予算の執行等の適正化を図るため、補助金等に係る基本的事項について規定している。一定の不正行為には、罰則の定めが設けられている。

## 第2 教育関係年表

| 年               | 教育をめぐる動向                                                                                                                                 | 教育関連法・判例関係                                                                                    | 社会的出来事                                           |
|-----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 1945<br>(昭和20)年 | 12.1 全日本教職員組合結成<br>12.2 全日本教育者組合結成                                                                                                       | 9.15 文部省・新日本建設ノ教育方針<br>10.5 戦時教育令廃止<br>10.22 占領軍総司令部（GHQ）・日本教育制度ニ対スル管理政策                      | 7.26 ポツダム宣言<br>8.15 終戦<br>9.22 降伏後ニ於ケル米国ノ初期ノ対日方針 |
| 1946<br>(昭和21)年 | 4.7 第1次アメリカ教育使節団報告書公表（提出3.31）<br>10.19 文部省『国のあゆみ』発表<br>11.16 当用漢字・現代かなづかい告示<br>12.22 全日本教員組合協議会発足<br>12.27 教育刷新委員会建議「教育の理念及び教育基本法に關すること」 | 5.15 文部省・新教育指針<br>8.10 教育刷新委員会官制                                                              | 5.22 吉田茂内閣成立<br>11.3 日本国憲法公布                     |
| 1947<br>(昭和22)年 | 3.20 文部省『学習指導要領 一般編（試案）』発行<br>4.1 六・三制発足<br>6.8 日本教職員組合結成                                                                                | 3.31 教育基本法、学校教育法公布<br>5.3 日本国憲法施行                                                             |                                                  |
| 1948<br>(昭和23)年 | 4.1 新制高等学校発足<br>11.1 公選制教育委員会発足                                                                                                          | 1.27 高等学校設置基準公布<br>2.4 文部省学校教育局「新制中学校・新制高等学校望ましい運営の指針」発表<br>7.15 教育委員会法公布                     | 5.14 第1次中東戦争勃発<br>12.10 世界人権宣言                   |
| 1949<br>(昭和24)年 | 2.25 都道府県教育長協議会結成                                                                                                                        | 1.12 教育公務員特例法公布<br>1.31 文部省設置法、教育職員免許法、同施行法、国立学校設置法公布<br>12.15 私立学校法公布                        | 9.15 シャウプ勧告                                      |
| 1950<br>(昭和25)年 | 9.22 第2次アメリカ教育使節団報告書提出<br>10.17 文部省、国旗掲揚・「君が代」斉唱を通知                                                                                      | 4.30 図書館法公布<br>5.30 文化財保護法公布<br>12.13 地方公務員法公布                                                | 6.25 朝鮮戦争勃発                                      |
| 1951<br>(昭和26)年 |                                                                                                                                          | 3.12 社会教育法一部改正公布（社会教育主事など追加）<br>5.5 児童憲章制定<br>6.11 産業教育振興法公布                                  | 9.8 サンフランシスコ講和条約調印                               |
| 1952<br>(昭和27)年 | 6.18 日教組、教師の倫理綱領決定<br>11.1 地方教育委員会一斉設置                                                                                                   | 6.6 文部省設置法一部改正（中央教育審議会設置等）<br>8.8 義務教育費国庫負担法公布                                                | 4.28 対日平和条約・日米安保条約発効、GHQ廃止                       |
| 1953<br>(昭和28)年 |                                                                                                                                          | 8.5 学校教育法等一部改正（文部大臣の教科書検定権明示）<br>8.8 学校図書館法、理科教育振興法公布<br>10.31 学校教育法施行令公布                     |                                                  |
| 1954<br>(昭和29)年 | 1.18 中教審「教員の政治的中立性確保に関する答申」<br>3.14 日教組、一斉振替授業による教育2法反対闘争                                                                                | 6.1 へき地教育振興法、盲学校、ろう学校及び養護学校への就学奨励に関する法律公布<br>6.3 義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法、教育公務員特例法一部改正 |                                                  |

| 年               | 教育をめぐる動向                                                                                                        | 教育関連法・判例関係                                                                                        | 社会的出来事                                  |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 1955<br>(昭和30)年 |                                                                                                                 | 5.16 生徒体罰暴行障害被告控訴事件判決（大阪高裁、棄却、体罰は暴行に該当）                                                           | 11.15 保守合同（自由党と日本民主党が合同し自由民主党が結成）       |
| 1956<br>(昭和31)年 | 5.9 日本高等学校教職員組合結成<br>10.1 任命制教育委員会発足<br>9.30 全国都道府県教育委員長協議会結成                                                   | 6.2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律成立<br>10.22 大学設置基準公布<br>12.13 幼稚園設置基準公布                                    | 10.29 第2次中東戦争勃発<br>12.18 日本、国連加盟        |
| 1957<br>(昭和32)年 | 12.20 都道府県教育長協議会、教職員の勤務評定試案発表                                                                                   | 12.4 学校教育法施行規則一部改正（教頭職の省令化）                                                                       | 10.4 ソ連、人工衛星打ち上げ                        |
| 1958<br>(昭和33)年 | 8.28 文部省告示「小中学校学習指導要領 道徳編」<br>9.15 日教組、動評反対全国統一行動<br>10.1 文部省告示「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」<br>12.12 文部省告示「教科用図書検定基準」 | 4.10 学校保健法公布<br>4.25 義務教育諸学校施設費国庫負担法公布（関係法律の統合）<br>5.1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律公布（59年度から実施） |                                         |
| 1959<br>(昭和34)年 | 10.31 文部省教育白書『わが国の教育水準』                                                                                         | 12.17 日本学校安全会法公布（85年廃止）                                                                           |                                         |
| 1960<br>(昭和35)年 | 10.15 文部省告示「高等学校学習指導要領」                                                                                         |                                                                                                   | 1.19 日米新安保条約調印<br>12.27 国民所得倍増計画、閣議決定   |
| 1961<br>(昭和36)年 | 4.1 小学校新学習指導要領全面实施<br>10.26 文部省の全国一斉学力調査実施、日教組が学テ阻止闘争                                                           | 6.16 スポーツ振興法公布<br>6.17 学校教育法一部改正（高等専門学校の設置）                                                       |                                         |
| 1962<br>(昭和37)年 | 4.1 中学校新学習指導要領全面实施                                                                                              | 3.31 義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律公布<br>9.8 地方公務員共済組合法公布                                                 |                                         |
| 1963<br>(昭和38)年 | 1.28 中教審「大学教育の改善について」答申<br>4.1 高等学校新学習指導要領実施                                                                    |                                                                                                   | 11.22 ケネディ米大統領暗殺                        |
| 1964<br>(昭和39)年 |                                                                                                                 |                                                                                                   | 10.10 東京オリンピック（10.24まで）                 |
| 1965<br>(昭和40)年 |                                                                                                                 | 6.12 家永三郎、教科書検定損害賠償請求民事訴訟（第1次訴訟）<br>11.16 都教組動評反対闘争・地方公務員法違反事件東京高裁判決（有罪）                          | 2.7 ベトナム戦争で、米北爆開始<br>6.22 日韓基本条約調印      |
| 1966<br>(昭和41)年 | 7.13 東京都教委、高等学校群設置<br>10.4 「教員の地位に関する勧告」（ユネスコ特別政府間会議採択）<br>10.31 中教審「後期中等教育拡充整備について」答申（期待される人間像など）              |                                                                                                   | 6.25 国民の祝日に関する法律一部改正（建国記念日、敬老の日、体育の日新設） |
| 1967<br>(昭和42)年 |                                                                                                                 | 6.23 家永第2次訴訟                                                                                      | 6.5 第3次中東戦争勃発                           |

| 年               | 教育をめぐる動向                                                                                                                   | 教育関連法・判例関係                                                                                                                                          | 社会的出来事                                     |
|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 1968<br>(昭和43)年 | 6.15 文化庁設置<br>7.11 文部省告示「小学校学習指導要領」<br>11.4 中教審「わが国の教育のあゆみと今後の課題」答申                                                        |                                                                                                                                                     | 6.26 小笠原返還                                 |
| 1969<br>(昭和44)年 | 4.14 文部省告示「中学校学習指導要領」<br>4.30 中教審「当面する大学教育の課題に対応する方策について」答申<br>6.5 全国都道府県教育委員会連合会発足                                        | 4.2 都教組動評反対闘争・地方公務員法違反事件最高裁判決（原判決取消し・無罪）<br>8.7 大学の運営に関する臨時措置法公布                                                                                    | 1.19 東大安田講堂封鎖解除<br>7.20 アメリカ、アボロ11号月面着陸    |
| 1970<br>(昭和45)年 | 10.15 文部省告示「高等学校学習指導要領」                                                                                                    | 5.18 日本私学振興財団法公布<br>7.16 和教組動評反対闘争事件最高裁判決（無罪確定）                                                                                                     | 3.5 核兵器の不拡散に関する条約発効                        |
| 1971<br>(昭和46)年 | 3.13 文部省告示「盲・聾・養護学校小中学校学習指導要領」<br>4.1 小学校新学習指導要領全面実施<br>6.11 中教審「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」答申<br>7.1 文部省、教育改革推進本部発足 | 3.23 福岡教組・佐賀教組一斉休職・地方公務員法違反事件最高裁判決（上告棄却）                                                                                                            | 6.17 沖縄返還協定調印式                             |
| 1972<br>(昭和47)年 | 5.12 東京・練馬区石神井南中で「光化学スモッグ」被害<br>10.5 学制百年記念式典<br>10.17 文部省告示「盲・聾・養護学校高等部学習指導要領」                                            | 4.6 静岡県高教組時間外手当金等請求上告事件判決（棄却＝教組側勝訴）<br>12.26 修学旅行・遠足の引率に関する静岡市教組時間外手当金等請求上告事件最高裁判決（棄却＝教組側勝訴）                                                        | 2.3 札幌オリンピック（2.13まで）<br>10.29 日中国交樹立の共同声明  |
| 1973<br>(昭和48)年 | 7.20 教育職員免許法等一部改正（教員資格認定試験制度の創設等）                                                                                          | 3.20 暴力行為等処罰法違反被告事件最高裁判決（大阪学芸大事件、上告棄却＝無罪確定）<br>3.22 同（東大ボボロ座事件再上告審、棄却＝有罪確定）<br>4.28 同（愛知大事件、棄却＝有罪確定）<br>9.14 勤務評定書提出遅延校長の降任処分取消請求事件最高裁判決（原判決破棄、差戻し） | 10.6 第4次中東戦争勃発                             |
| 1974<br>(昭和49)年 | 10.4 文部省初等中等教育局長通達「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第38条の市町村教育委員会の内申がない場合の都道府県教育委員会の任命権の行使について」                                          | 2.25 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法公布（人確法）<br>6.1 学校教育法一部改正（教頭職法制化等）<br>7.19 昭和女子大学大学生身分確認請求上告事件最高裁判決（棄却）                               |                                            |
| 1975<br>(昭和50)年 | 6.16 日本教育会結成                                                                                                               | 7.11 学校教育法一部改正（専修学校制度の創設）                                                                                                                           | 4.30 ベトナム戦争終結<br>11.26 公労協、スト権ストに突入（192時間） |

| 年               | 教育をめぐる動向                                                                                                                      | 教育関連法・判例関係                                                                                                                   | 社会的出来事        |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|
| 1976<br>(昭和51)年 | 3.1 小・中・高主任制度化施行<br>5.17 日教組の中央教育課程検討委員会「教育課程改革試案」報告                                                                          | 5.21 北海道学テ上告事件最高裁判決（一部棄却・一部破棄自判＝有罪）及び岩手学テ上告事件（破棄自判＝有罪）<br>5.25 学校教育法一部改正（独立大学院制度、後期3年のみの博士課程創設）                              | 4.5 第1次天安門事件  |
| 1977<br>(昭和52)年 | 5.2 大学入試センター発足<br>7.23 文部省告示「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」                                                                            | 3.15 単位不認定等違反確認請求上告事件最高裁判決（富山大経済学部単位不認定事件、上告棄却＝原告学生敗訴）、同（専攻科単位不認定事件、一部上告棄却・一部原判決破棄自判＝原告学生勝訴）<br>5.2 国立学校設置法一部改正（大学入試センターの設置） |               |
| 1978<br>(昭和53)年 | 6.16 中教審「教員の資質能力の向上について」答申<br>8.30 文部省告示「高等学校学習指導要領」<br>12.15 東京・中野区議会「中野区教育委員候補者選定に関する区民投票条例」可決                              |                                                                                                                              |               |
| 1979<br>(昭和54)年 | 6.8 中教審「地域社会と文化について」答申<br>7.2 文部省告示「盲・聾・養護学校学習指導要領」                                                                           | 10.9 学テ阻止闘争にかかる大阪府高教組委員長らの公務執行妨害被告上告事件最高裁判決（府立淀川工高事件、破棄自判＝有罪）                                                                |               |
| 1980<br>(昭和55)年 | 4.1 小学校新学習指導要領全面实施                                                                                                            | 5.22 標準法等一部改正（今後12年間で小中学校の「40人学級」を実施）                                                                                        |               |
| 1981<br>(昭和56)年 | 2.12 東京・中野区で全国初の教育委員準公選区民投票実施<br>4.1 中学校新学習指導要領全面实施<br>6.11 中教審「生涯学習について」答申                                                   |                                                                                                                              |               |
| 1982<br>(昭和57)年 | 4.1 高等学校新学習指導要領全面实施<br>11.16 教科用図書検定調査審議会「歴史教科書の記述に関する検定の在り方について」答申                                                           | 3.4 大阪市立矢田中教諭監禁被告事件最高裁判決（上告棄却、有罪確定）<br>4.8 教科書検定不合格処分取消請求上告事件最高裁判決（第2次訴訟「中村判決」、原判決破棄、差戻し）<br>6.22 日本学校健康会法公布                 | 4.2 フォークランド紛争 |
| 1983<br>(昭和58)年 | 2.15 東京・町田市立忠生中で、教師が3年男子を果物ナイフで刺傷<br>3.10 文部省初等中等教育局長通知「校内暴力等児童生徒の問題行動に対する指導の徹底について」<br>4.1 放送大学設置<br>6.30 中教審「教科書の在り方について」答申 | 2.18 損害賠償請求上告事件最高裁判決（沖縄県金武中課外クラブ事故事件、一部破棄、差戻し）<br>6.7 同（北九州市立小五児童失明事件（棄却））<br>7.8 同（静岡県立商高ラグビー部員事故事件、一部棄却、差戻し）               | 9.1 大韓航空機撃墜事件 |

| 年                   | 教育をめぐる動向                                                                             | 教育関連法・判例関係                                                                                                                                       | 社会的出来事                                                                                    |
|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1984<br>(昭和59)年     |                                                                                      | 1.19 家永第3次訴訟<br>7.20 学校教育法施行規則一部改正(公立高校入試の弾力化)<br>8.7 日本育英会法全部改正(利息付き奨学資金の新設)<br>8.8 臨時教育審議会設置法公布<br>12.18 懲戒処分等取消請求上告事件最高裁判決(山口学テ事件、双方の上告を棄却)   |                                                                                           |
| 1985<br>(昭和60)年     |                                                                                      | 12.6 日本体育・学校健康センター法公布                                                                                                                            |                                                                                           |
| 1986<br>(昭和61)年     | 2.1 東京・中野富士見中いじめ自殺事件<br>6.4 日本を守る国民会議の高校教科書「新編日本史」検定合格が国際問題化                         | 3.13 懲戒処分取消請求上告事件最高裁判決(福岡県教組「内申抜き処分」事件、棄却)<br>3.19 損害賠償請求控訴事件東京高裁判決(第1次教科書訴訟「鈴木判決」、棄却=家永敗訴)                                                      | 4.26 チェルノブイリ原発事故                                                                          |
| 1987<br>(昭和62)年     | 8.7 臨時教育審議会「教育改革に関する第4次答申(最終答申)」                                                     | 3.31 学校教育法施行規則一部改正(単位制高校制度化)                                                                                                                     | 10.19 ニューヨークで株価暴落(ブラックマンデー)                                                               |
| 1988<br>(昭和63)年     | 4.1 単位制高校制度スタート<br>7.1 文部省機構改革、生涯学習局新設                                               | 1.21 懲戒処分取消請求事件最高裁判決(佐賀県教組一斉休暇争事件、棄却)<br>5.31 教育公務員特例法等一部改正(初任者研修制度化)<br>12.28 教育職員免許法一部改正(免許状の種類、取得必要単位数等の改正)                                   |                                                                                           |
| 1989<br>(昭和64・平成元)年 | 3.15 文部省告示「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」「高等学校学習指導要領」「幼稚園教育要領」<br>3.17 全日本教員組合協議会(全教)結成       | 12.18 地方公務員法違反被告事件最高裁判決(日教組・都教組4.11スト事件、棄却。岩手教組4.11スト事件、破棄、差戻し)                                                                                  | 6.4 第2次天安門事件<br>9.20 国連総会「子どもの権利条約」を全会一致で採択<br>11.10 ベルリンの壁崩壊<br>12.2 マルタで米ソ首脳が会談、冷戦終結を宣言 |
| 1990<br>(平成2)年      | 1.13 初の大学入試センター試験実施<br>1.30 中教審「生涯学習の基盤整備について」答申<br>7.6 兵庫県立神戸高塚高校の校門指導で女子生徒が扉に挟まれ死亡 | 1.18 行政処分取消請求事件最高裁判決(伝習館高校事件、(1)上告棄却、(2)原判決破棄自判=請求棄却)<br>4.27 地方公務員法違反被告事件最高裁判決(埼玉教組4.11スト事件、棄却)<br>6.29 生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律(生涯学習振興法)公布 | 8.2 イラク軍クウェート侵攻<br>10.3 東西ドイツ統一                                                           |
| 1991<br>(平成3)年      | 4.19 中教審「新しい時代に対応する教育の諸制度の改革について」答申                                                  | 4.2 国立学校設置法一部改正(学位授与機構の創設等)<br>9.3 バイクの三不害原則違反による退学勧告損害賠償事件最高裁判決(上告棄却)                                                                           | 1.17 湾岸戦争勃発<br>6.17 南アフリカがアパルトヘイト終結宣言<br>12.21 ソビエト連邦消滅、独立国家共同体設立                         |

| 年               | 教育をめぐる動向                                                                                                          | 教育関連法・判例関係                                                                                                                                                 | 社会的出来事                           |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|
| 1992<br>(平成4)年  | 3.26 箕面市個人情報保護審査会、指導要録の全面開示を答申<br>9.12 学校週5日制スタート（第2土曜が休業、95年からは第4土曜も休業）                                          | 3.23 学校教育法施行規則一部改正（学校週5日制）                                                                                                                                 |                                  |
| 1993<br>(平成5)年  | 1.13 山形県新庄市立明倫中1年男子が体育用マット内で窒息死                                                                                   | 1.28 学校教育法施行規則一部改正（障害児の通級指導の充実）<br>2.10 業務上過失致死被告事件神戸地裁判決（兵庫県立神戸高塚高校女子生徒校門圧死事件、有罪）<br>3.16 損害賠償請求事件最高裁判決（第1次家永訴訟、破棄）<br>10.20 同東京高裁判決（第3次家永訴訟「川上判決」、原判決変更） | 11.1 欧州連合（EU）発足                  |
| 1994<br>(平成6)年  | 11.27 愛知県西尾市立東部中2年男子がいじめを苦に自殺                                                                                     | 5.20 中野区立富士見中学校「いじめ」自殺損害賠償請求事件東京高裁判決（原判決一部変更、控訴一部容認、一部棄却）                                                                                                  |                                  |
| 1995<br>(平成7)年  | 3.13 文部省初中局長通知「いじめの問題の解決のために当面取るべき方策等について」                                                                        | 2.13 山形県新庄市立明倫中学校マット死事件最高裁決定（3少年の再抗告を棄却）                                                                                                                   | 1.17 阪神・淡路大震災発生<br>3.20 地下鉄サリン事件 |
| 1996<br>(平成8)年  | 6.1 岡山県邑久町立小学校でO157による集団食中毒発生<br>7.19 中教審「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第1次答申）」<br>7.26 文部省初中局長通知「いじめの問題に関する総合的な取組について」 | 3.8 「エホバの証人」高専生徒進級拒否・退学命令処分取消請求事件最高裁判決（上告棄却、請求認容）<br>7.18 高等学校卒業認定等請求事件最高裁判決（修徳高校バーマ退学事件、棄却）                                                               |                                  |
| 1997<br>(平成9)年  | 6.26 中教審「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第2次答申）」                                                                          | 7.31 学校教育法施行規則一部改正（大学「飛び入学」制度化）<br>8.29 損害賠償請求事件最高裁判決（第3次家永訴訟、一部容認）32年に及ぶ訴訟終結                                                                              |                                  |
| 1998<br>(平成10)年 | 6.30 中教審「新しい時代を拓く心を育てるために」答申<br>9.21 中教審「今後の地方教育行政の在り方について」答申                                                     | 6.5 学校教育法改正（中等教育学校の創設）<br>6.9 中央省庁等改革基本法成立                                                                                                                 | 2.7 長野オリンピック（2.22まで）             |
| 1999<br>(平成11)年 | 2.1 千葉大理学部と工学部で高校2年生3名が「飛び入学」合格<br>12.16 東京都教委、教員人事考課制度（5段階業績評価）導入を決定                                             | 7.16 地方分権一括法公布（地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正による都道府県教育長の文部大臣承認制廃止）<br>8.9 国旗国歌法成立                                                                                   |                                  |

| 年               | 教育をめぐる動向                                                                                                                                                                                                     | 教育関連法・判例関係                                                                                                                                                                              | 社会的出来事               |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| 2000<br>(平成12)年 | 12.21 川崎市で全国初の「子どもの権利条例」<br>12.22 教育改革国民会議最終報告「教育を変える17の提案」。奉仕活動実施や教育基本法見直しを提言                                                                                                                               | 1.21 学校教育法施行規則一部改正(校長・教頭の資格要件の緩和、学校評議員制度導入)<br>4.21 愛知県尾張市立小学校教諭過労死認定請求訴訟最高裁判決(棄却)<br>9.8 ゲルニカ訴訟最高裁判決(棄却)<br>11.28 改正少年法成立。14歳から刑事罰適用<br>12.15 新潟・熊本両県教組人勧スト処分取消請求訴訟最高裁判決(棄却)           |                      |
| 2001<br>(平成13)年 | 1.6 中央省庁再編、文部省と科学技術庁を統合し文部科学省(文科省)設置<br>4.27 文科省指導要録改善に関する通知。小・中に絶対評価導入<br>6.8 大阪教育大学附属池田小児童殺傷事件<br>11.8 文科省緊急テロ対策公表                                                                                         | 3.31 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等一部改正(学級編制基準の弾力化等)<br>6.29 「日の丸」引きおろし処分取消請求訴訟最高裁判決(認容)<br>7.11 地方教育行政の組織及び運営に関する法律一部改正(教育委員会への保護者任命の促進、不適格教員の任免等)。学校教育法一部改正(ボランティア活動の充実、出席停止要件の明確化等) | 9.11 アメリカで同時多発テロ事件発生 |
| 2002<br>(平成14)年 | 1.17 文科省、「確かな学力の向上のためのアピール」学びのすすめ」発表<br>4.1 新学習指導要領完全実施<br>9.30 中教審「子どもの体力向上のための総合的な方策について」答申                                                                                                                |                                                                                                                                                                                         |                      |
| 2003<br>(平成15)年 | 3.20 中教審「新しい時代にふさわしい教育基本法と教育振興基本計画の在り方について」答申<br>10.7 中教審「初等中等教育における当面の教育課程及び指導の充実・改善方策について」答申<br>12.16 中教審「新たな留学生政策の展開について」答申                                                                               | 3.31 学校教育法施行規則改正(学校選択制)<br>7.16 教育公務員特例法全面改正、国立大学法人法、独立行政法人国立高等専門学校機構法、独立行政法人大学評価・学位授与機構法、独立行政法人国立財務経営センター法、地方独立行政法人法公布<br>8.28 大阪教育大学附属池田小学校児童殺傷事件大阪地裁判決(死刑)                           | 3.20 イラク戦争勃発         |
| 2004<br>(平成16)年 | 3.4 中教審「今後の学校の管理運営の在り方について」答申<br>8.6 中教審「大学入試資格検定の在り方について」答申                                                                                                                                                 | 5.21 学校教育法改正(栄養教諭の創設等)<br>6.9 地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正(学校運営協議会の設置等)                                                                                                                        | 12.26 インドネシア、スマトラ沖地震 |
| 2005<br>(平成17)年 | 1.13 中教審教育制度分科会地方教育行政部会「地方分権時代における教育委員会の在り方について(部会まとめ)」<br>1.28 中教審「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について」答申<br>1.28 中教審「我が国の高等教育の将来像」答申<br>10.26 中教審「新しい時代の義務教育を創造する」答申<br>12.8 中教審「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」答申 | 6.10 食育基本法成立                                                                                                                                                                            |                      |

| 年               | 教育をめぐる動向                                                                                                                                                                       | 教育関連法・判例関係                                                                                                                                    | 社会的出来事                               |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 2006<br>(平成18)年 | 3.30 文科省、「義務教育諸学校における学校評価ガイドライン」を公表<br>7.11 中教審「今後の教員養成・免許制度の在り方について」答申<br>9.21 文科省、「スポーツ振興基本計画」を改訂                                                                            | 10.1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行<br>12.15 教育基本法全面改正                                                                                   |                                      |
| 2007<br>(平成19)年 | 1.30 中教審「次代を担う自立した青少年の育成に向けて」答申<br>3.29 中教審「今後の教員給与の在り方について」答申                                                                                                                 | 6.20 教育関連三法の改正法成立（学校教育の目的・目標の見直し、副校長等の新設、教育委員会制度の見直し、教員免許更新制の導入）                                                                              | 7.16 新潟県中越沖地震発生                      |
| 2008<br>(平成20)年 | 1.7 文科省、「学校の危機管理マニュアル」作成<br>2.19 中教審「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」答申<br>3.25 文科省、幼稚園における学校評価ガイドライン策定<br>3.28 文科省告示「小学校学習指導要領」「中学校学習指導要領」「幼稚園教育要領」<br>7.1 「教育振興基本計画」閣議決定             | 3.31 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律一部改正（主幹教諭の設置）<br>11.25 大学設置基準等の一部を改正する省令施行（複数大学による共同教育課程編成）                                                | 9.15 米証券会社リーマン・ブラザーズ経営破綻、世界的金融危機に    |
| 2009<br>(平成21)年 | 3.9 文科省告示「高等学校学習指導要領」                                                                                                                                                          | 12.10 教育債務履行等請求事件最高裁判決（江戸川学園訴訟、破棄自判）                                                                                                          | 6.11 新型インフルエンザ流行<br>8.3 裁判員制度による初の公判 |
| 2010<br>(平成22)年 | 2.1 中教審「大学設置基準及び短期大学設置基準の改正について」答申<br>4.2 文科省、生徒指導提要进行を発表。ネット社会、児童虐待、発達障害などへの対応を明記<br>5.28 中教審「大学設置基準等の改正について」答申                                                               | 2.25 公文書非公開決定処分取消等請求事件最高裁判決（教職員自己申告票中の設定目標、達成状況等は非公開情報）<br>3.30 学納金返還請求事件最高裁判決（破棄自判、授業料等不返還特約有効）<br>4.1 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学金の支給に関する法律施行 |                                      |
| 2011<br>(平成23)年 | 1.31 中教審「グローバル化社会の大学院教育」答申<br>1.31 中教審「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申<br>10.11 大津市いじめ自殺事件                                                                                     | 8.24 スポーツ基本法施行                                                                                                                                | 3.11 東日本大震災発生                        |
| 2012<br>(平成24)年 | 3.30 「スポーツ基本計画」策定<br>4.1 中学校・特別支援学校中学部の新学習指導要領全面实施。中学校での武道必修化<br>8.28 中教審「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」答申<br>9.5 文科省、「いじめ、学校安全に関する総合的な取組方針」策定<br>12.23 大阪市立桜宮高校2年男子生徒体罰自殺事件 |                                                                                                                                               |                                      |

| 年               | 教育をめぐる動向                                                                                                                                                    | 教育関連法・判例関係                                                                    | 社会的出来事                        |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| 2013<br>(平成25)年 | 1.21 中教審「今後の青少年の体験活動の推進について」答申<br>6.14 第2期教育振興基本計画閣議決定<br>12.13 中教審「今後の地方教育行政の在り方について」答申                                                                    | 6.21 いじめ防止対策推進法成立<br>9.12 大阪市立桜宮高校体罰自殺事件<br>大阪地裁判決（有罪）                        | 9.7 2020年オリンピック・パラリンピック東京開催決定 |
| 2014<br>(平成26)年 | 10.21 中教審「道徳に係る教育課程の改善等について」答申<br>12.22 中教審「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について」答申<br>12.22 中教審「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学選抜の一体的改革について」答申 | 4.1 公立学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正法施行（所得制限の導入等）<br>6.13 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正法成立 |                               |
| 2015<br>(平成27)年 |                                                                                                                                                             | 3.17 大津市いじめ自殺訴訟和解                                                             |                               |



# 第 4 章

## 全国都道府県教育委員会連合会について

|     |               |     |
|-----|---------------|-----|
| 第 1 | 会の発足          | 192 |
| 第 2 | 両協議会の活動概要     | 193 |
| 第 3 | 教育制度改革に係る意見書等 | 196 |

## 第1 会の発足

### 1 都道府県教育長協議会結成

昭和22年3月31日に「教育基本法」、「学校教育法」が公布され、あわせて昭和23年7月5日に「教育委員会法」が国会で修正可決、同月15日に公布された。このことは、戦後の我が国の学校制度、教育内容の全面的な改革に続く教育行政制度の重要な改革であった。

教育行政の民主化、地方分権、中立性の確保を根本理念とした教育委員会法に基づき、昭和23年10月5日に第1回の教育委員選挙が行われ、同年11月1日に都道府県と5大市に教育委員会が発足した。戦争によって国力が大きく疲弊していた当時、発足当初の教育委員会が直面したことは、財政ひっ迫下における六三制教育の完全実施に向けた取組であった。

そうした状況の下、全都道府県の教育委員会が団結してこの難局に対応するため、昭和24年2月25日、46人の教育長が東京に参集し、「都道府県教育長協議会」（以下、「教育長協議会」という。）の結成総会が開催され、活動の第一歩を記したのであった。

結成総会では、「教育財政の独立」と「六三制教育の完全実施」を決議し、直ちに手分けして政府及び国会への要望活動が展開された。

以来、教育長協議会は、直面する多くの課題と取組み、その解決のための調査研究やこれに基づいて政府や国会に向けて要望活動を行っており、その成果は国の文教施策の多くの面に結実し、反映されている。

※「都道府県教育長協議会」は平成14年4月に「全国都道府県教育長協議会」に名称を変更している。

### 2 全国都道府県教育委員長協議会結成

昭和31年6月30日に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が公布、同年10月1日、地方公共団体の長の任命制による教育委員会が発足した。当時の東京都教育委員会委員長の呼びかけにより、同年11月9日に「全国都道府県教育委員長協議会」（以下、「教育委員長協議会」という。）の結成総会を開催し、規約の決定、役員の選出などを行い、結成された。

以来、教育委員長協議会と教育長協議会は、昭和44年6月5日に「全国都道府県教育委員会連合会」として組織的一元化が図られるまで、要望活動を中心にそれ

それぞれの立場に基づく緊密な連携のもとに、ある時は単独で、ある時は合同で活発な活動を展開していった。

### 3 全国都道府県教育委員会連合会の発足

昭和44年6月、教育委員長協議会と教育長協議会の分担金統一を契機に、都道府県教育委員会の委員長及び教育長をもって組織される「全国都道府県教育委員会連合会」（以下、「連合会」という。）が発足した。

連合会は、その会長を委員長協議会の会長が、その副会長を委員長協議会副会長と教育長協議会幹事長（現教育長協議会の会長に該当）が務めることとされ、その内部組織として、両協議会を置くこととした。

以後、連合会が予算や人事を統括する事務局としての機能を持ち、教育委員長協議会、教育長協議会は、従前どおり活動の主体として連携・協力し、要望活動及び研究調査活動等を展開することになった。

## 第2 両協議会の活動概要

### 1 昭和20年代

教育長協議会では、義務教育費国庫負担法の国会上程を契機に、活動の幅を広げ、充実させるために、昭和27年5月に内部組織の整備を行い、新たに「研究部会制」を設け、全教育長が4つの部会のいずれかに所属し、分野別に当面する諸問題の解明や基礎的研究調査を行うこととし、現在の教育研究部会における研究調査活動がスタートした。

当時の研究部会の機能や研究内容等は、要望活動と直結した機能として、国の立法化・施策化や財政措置を緊急に求めざるを得ない事項について、要望内容の取りまとめのための調査研究や意見集約を各部会で分担して行うものだった。まとめられたものは直近の総会に提案し、その議決をもって活発な要望活動を展開していった。

昭和31年に教育委員長協議会が誕生し、合同して活動を行うまで、教育長協議会は、六三制施設予算獲得に向けての活動、新義務教育費国庫負担制度確立に向けての活動、教育委員会制度に関する活動など、精力的に活動を続けてきた。

## 2 昭和30年代

昭和30年代を中心とする両協議会の主な活動は、次のとおりである。

- 勤務評定の実施への対応
  - ・勤務評定試案の作成等
- 全国一斉学力テストへの対応
- すし詰め学級解消のための活動
  - ・義務教育諸学校施設の整備促進
  - ・学級編制と教職員定数標準の確立と改善
- 高校生急増への対応
  - ・高校施設設備費補助の拡充
  - ・高校の学級編制及び教職員定数の法制化

## 3 昭和40年から60年代まで

昭和40年から60年代の両協議会の主な活動は、次のとおりである。

- 教科書無償制度確立への活動
- 過密・過疎対策のための活動
  - ・公立文教施設の改善
  - ・学級編制及び教職員定数標準の改善
- 第2次高校生急増への対応
  - ・高等学校新增設の国庫補助拡大
- 中央教育審議会への対応
  - ・学校教育の総合的な拡充整備のための基本施策等への意見等
- 教育課程改訂（小学校、中学校及び高等学校の教育課程の基準）への対応
- 教職員の待遇改善に向けての活動
  - ・教職員給与特別措置法の制定
  - ・人確法の成立と給与改善
  - ・教頭職の法制化、主任制の制度化
- 児童生徒の問題行動（校内暴力等）と生徒指導（出席停止措置等）の充実への対応

- 教職員定数改善計画の策定と実施（４０人学級の実施）や公立文教施設整備の促進などの教育財政課題への対応
- 教育改革の推進への対応
  - ・教員研修の改善等
- 臨時教育審議会の答申への対応
  - ・教育長協議会に特別部会を設置し積極的に意見提言等を行う

また、この時期には教育委員会関係五団体による活動が行われ、昭和５９年１１月に設置された「教育委員会関係五団体連絡会（構成：全国都道府県教育委員長協議会、都道府県教育長協議会、全国市町村教育委員会連合会、全国都市教育長協議会、全国町村教育長会）」は、教育委員会の在り方や教育委員会の活性化に関することを中心に協議を行い、２度にわたり「教育委員会の運営の活性化について」の提言をとりまとめた。

#### ４ 平成元年から１０年まで

平成元年から１０年までの両協議会の主な活動は、次のとおりである。

- 生涯学習の基盤整備（新しい生涯学習システムの構築、生涯学習社会における学校の役割等）に向けての対応
- 高等学校教育改革の推進（高等学校教育の多様化・個性化の推進、入学者選抜制度の改善）に向けての対応
- 学校週５日制（学校週５日制の定着から完全実施）への対応
- 学級編制及び教職員定数の改善（学級編制の弾力化、多様な指導体制・指導方法改善のための教職員の配置、高等学校の学級編制標準の改善（４０人学級））に向けた活動
- 中央教育審議会への対応
  - ・「生きる力」を育む教育、「心の教育」の充実等の検討事項に対する意見表明
- 地方教育行政の改革（地方分権、規制緩和）への対応
- 国際交流事業の実施
  - ・連合会国際交流事業の実施
  - ・教育長協議会と全米州教育長協議会との相互交流の実施

## 5 平成10年から平成26年まで

平成10年以降の両協議会の主な活動は、次のとおりである。

- 地方教育行政の在り方（教育長の任命承認制度の廃止、都道府県等の教育長の教育委員との兼任制の導入、教育委員の数の弾力化、国・都道府県・市町村の関係の見直しや役割分担の明確化等）に対する提言等
- 教育改革国民会議への対応
- 義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数改善のための活動
- 教育振興基本計画の在り方等の検討
- 特別支援教育推進（特別支援教育に係る教職員免許状、インクルーシブ教育システムの構築等）への対応
- 教育三法改正への対応
- 東日本大震災被災県支援
  - ・連合会ホームページを活用した被災県支援要請情報・支援情報の提供
- 教育委員会制度改革への対応
- 学校の耐震化促進に関する活動
- 公立高等学校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度創設への対応

## 第3 教育制度改革に係る意見書等

教育委員長協議会と教育長協議会の両協議会は、結成直後からその時々の課題解決に向けての活動を精力的に行ってきた。それらの活動のうち、平成19年度以降に実施した意見表明は一覧のとおりである。

### 1 中央教育審議会等への意見表明（平成19年度から平成26年度まで）

| 年月日       | 件 名                                                          | 提出先等                |
|-----------|--------------------------------------------------------------|---------------------|
| 19. 6. 21 | 教育再生会議第二次報告に対する意見書の提出                                        | 文部科学大臣、内閣官房教育再生会議座長 |
| 19. 7. 31 | 学校評価の推進に関する調査研究協力者会議「学校評価の在り方と今後の推進方策について」今後の議論の素案に対する意見書の提出 | 文部科学省初等中等教育局        |
| 19. 8. 31 | 中央教育審議会教員養成部会における教員免許更新製の制度設計に係る意見表明                         |                     |

| 年月日                    | 件 名                                                                        | 提出先等                                             |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 19. 10. 26             | 中央教育審議会教員養成部会教員免許更新制等ワーキンググループ「免許更新制の運用についての検討経過（案）」に関する意見書の提出             | 文部科学省初等中等教育局                                     |
| 19. 11. 14             | 公明党文教科科学部会団体ヒアリング                                                          |                                                  |
| 19. 11. 27             | 中央教育審議会教育課程部会「教育課程部会におけるこれまでの審議のまとめ」に関する意見表明                               |                                                  |
| 19. 11. 30             | 高等学校教育の質の保証の在り方に関する調査結果の報告                                                 | 文部科学省初等中等教育局                                     |
| 19. 12. 4              | 中央教育審議会教育振興基本計画特別部会に関する意見書の提出                                              | 中央教育審議会教育振興基本計画特別部会長                             |
| 20. 1. 22<br>20. 1. 23 | 教育再生会議第三次報告を受けた意見書の提出                                                      | 文部科学大臣、内閣官房教育再生会議座長                              |
| 20. 5. 30              | 中央教育審議会大学分科会制度・教育部会「学士課程教育の構築に向けて（審議のまとめ）」に関する意見書の提出                       | 中央教育審議会大学分科会制度・教育部会長                             |
| 20. 6. 13              | 教科用図書検定調査審議会総括部会「教科書検定の見直し」に関する意見書の提出                                      | 教科用図書検定調査審議会総括部会長                                |
| 20. 6. 26              | 学校の組織運営の在り方を踏まえた教職調整額の見直し等に関する検討会議における「学校の組織運営の在り方を踏まえた教職調整額の見直し等」に関する意見表明 |                                                  |
| 20. 11. 17             | 今後の就学指導の在り方に関する意見書の提出                                                      | 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議座長                         |
| 21. 2. 4               | 自由民主党 中核市等への人事権移譲検討小委員会（第2回）における「県費負担教職員の人事権等の在り方」に関する意見表明                 |                                                  |
| 21. 5. 18              | 教育再生懇談会第2回教育委員会ワーキンググループにおけるヒアリング                                          |                                                  |
| 21. 7. 8               | 「児童生徒の学習評価の在り方」に関する意見書の提出                                                  | 中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会児童生徒の学習評価の在り方に関するワーキンググループ |
| 21. 8. 21              | 『生徒指導提要』に掲載すべき項目（案）」に対する意見書の提出                                             | 生徒指導提要の作成に関する協力者会議座長                             |
| 21. 8. 21              | 子どもの徳育に関する懇談会における「審議の概要」に係る意見書の提出                                          | 子どもの徳育に関する懇談会座長                                  |
| 21. 9. 29              | 中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会（第13回）における「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」に関する意見表明     |                                                  |
| 21. 12. 15             | 行政刷新会議事業仕分け対象事業（教育関連予算）に関する意見書の提出                                          | 文部科学大臣                                           |
| 22. 2. 18              | 第1回今後の学級編制及び教職員定数の改善に関する教育関係団体ヒアリングにおける「今後の学級編制及び教職員定数の改善」に関する意見表明         |                                                  |
| 22. 3. 4               | 「公立高校授業料無償化」への各都道府県の対応状況等に関する自由民主党政務調査会ヒアリング                               |                                                  |
| 22. 3. 10              | 「児童生徒の学習評価の在り方に関するワーキンググループにおける審議の中間まとめ」に係る意見書の提出                          | 文部科学省初等中等教育局                                     |

| 年月日        | 件 名                                                                               | 提出先等                                                     |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|
| 22. 3. 24  | 教員の資質向上に関する意見書の提出                                                                 | 文部科学省初等中等教育局                                             |
| 22. 7. 2   | 「学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕(案)」に対する意見書の提出                                                | 文部科学省初等中等教育局                                             |
| 22. 7. 16  | 【経過報告】『高大接続テスト(仮称)』、その必要性・性格・特徴について―協議・研究の現段階―に関する意見書の提出                          | 先導的・大学改革推進委託事業「高等学校段階の学力を客観的に把握・活用できる新たな仕組みに関する調査研究」研究代表 |
| 22. 8. 25  | 今後の学級編制及び教職員定数の改善に関する意見書の提出                                                       | 文部科学省初等中等教育局長、民主党副幹事長                                    |
| 22. 10. 25 | 教育公務員の定年延長に関する意見書の提出                                                              | 文部科学大臣                                                   |
| 22. 10. 27 | 第2回障害者権利条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方に関するヒアリングにおける「障害者の権利に関する条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方」に関する意見表明 |                                                          |
| 22. 11. 26 | 「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(答申素案)に関する意見書の提出                                    | 中央教育審議会キャリア教育・職業教育特別部会長                                  |
| 22. 12. 9  | 国立青少年教育施設の地方移管に関する意見書の提出                                                          | 文部科学大臣及び内閣府特命担当大臣(行政刷新)                                  |
| 22. 12. 16 | 第2回休暇改革国民会議における「休暇取得の分散化等」に関する意見表明                                                |                                                          |
| 23. 1. 31  | 「平成21年告示高等学校学習指導要領に対応した大学入試センター試験の教学、理科の出題科目等について(案)」に関する意見書の提出                   | 独立行政法人大学入試センター理事長                                        |
| 23. 1. 31  | 35人以下学級の制度化及び柔軟な学級編制のための制度改正案に関する意見書の提出                                           | 文部科学大臣                                                   |
| 23. 3. 28  | 指導的地位への女性の参画拡大に関する課題及び国への要望についての意見書の提出                                            | 内閣府特命担当大臣(男女共同参画)                                        |
| 23. 7. 4   | 教育公務員の協約締結権に関する意見書の提出                                                             | 文部科学大臣、総務大臣                                              |
| 23. 7. 21  | 公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する意見書の提出                                               | 文部科学大臣                                                   |
| 23. 7. 26  | 「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(審議経過報告)」に関する意見書の提出                               | 文部科学大臣                                                   |
| 23. 8. 19  | 公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議(第6回)における「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化」に関する意見表明     |                                                          |
| 23. 12. 9  | 義務教育費国庫負担金の削減に対する意見書の提出                                                           | 文部科学大臣、財務大臣、総務大臣                                         |
| 24. 2. 3   | 「平成21年告示高等学校学習指導要領に対応した平成28年度大学入試センター試験からの出題教科・科目等について(中間まとめ)」に関する意見書の提出          | 独立行政法人大学入試センター理事長                                        |
| 24. 3. 19  | 第2期教育振興基本計画策定に対する意見書の提出                                                           | 中央教育審議会教育振興基本計画部会長                                       |
| 24. 3. 19  | インクルーシブ教育システム構築のための今後の特別支援教育の推進方策に対する意見書の提出                                       | 文部科学大臣                                                   |

| 年月日        | 件 名                                                            | 提出先等                                     |
|------------|----------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| 24. 6. 12  | 「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（審議のまとめ）」に対する意見書の提出            | 文部科学大臣                                   |
| 24. 8. 1   | 民主党文部科学部門会議平成25年度概算要求等に向けた関係団体ヒアリングにおける意見表明                    |                                          |
| 24. 8. 3   | 「公立義務教育諸学校の学級規模及び教職員配置の適正化に関する検討会議」における意見表明                    |                                          |
| 24. 10. 22 | 第22回中央教育審議会教育振興基本計画部会における「第2期教育振興基本計画策定」に対する意見表明               |                                          |
| 24. 10. 24 | 「今後の青少年の体験活動の推進について（中間報告）」に対する意見書の提出                           | 中央教育審議会スポーツ・青少年分科会青少年の体験活動の推進の在り方に関する部会長 |
| 24. 12. 4  | 「教職員のメンタルヘルス対策検討会議の中間まとめ」に対する意見書の提出                            | 文部科学省初等中等教育局長                            |
| 25. 3. 4   | 「公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度」に対する意見書の提出                            | 文部科学大臣                                   |
| 25. 6. 12  | 「教職員の人事管理を含めた教職員定数の在り方」に対する意見書の提出                              | 文部科学大臣                                   |
| 25. 6. 20  | 「今後の地方教育行政の在り方」に対する意見書の提出                                      | 文部科学大臣                                   |
| 25. 8. 6   | 自由民主党文部科学部会及び公明党文部科学部会公立高等学校授業料無償制の見直しに関する関係団体ヒアリングにおける意見表明    |                                          |
| 25. 10. 28 | 「今後の地方教育行政の在り方について」（審議経過報告）に対する意見書の提出                          | 文部科学大臣                                   |
| 25. 10. 29 | 中央教育審議会教育制度分科会（第35回）における「今後の地方教育行政の在り方」についての意見表明               |                                          |
| 26. 5. 15  | 「中央教育審議会高大接続特別部会審議経過報告」及び「初等中等教育分科会高等学校教育部会審議まとめ（案）」に対する意見書の提出 | 文部科学大臣                                   |
| 26. 7. 22  | 「教育再生の実行に向けた教職員等指導体制の在り方等」に対する意見書の提出                           | 文部科学大臣                                   |

## 2 平成26年度の教育委員会制度改革に際しての意見書

平成26年度の教育委員会制度改革（平成27年4月1日施行）の経緯、改正のポイントについては4ページ以降に記載のとおりである。

この改正に向けた中教審における審議の過程において、両協議会は2度にわたり今後の地方教育行政の在り方についての意見表明を行った。

意見の内容は次のとおりである。

## 今後の地方教育行政の在り方に対する意見

提出日：平成25年6月20日

提出先：文部科学大臣

提出者：教育委員長協議会、教育長協議会

現在、中央教育審議会において審議している「今後の地方教育行政の在り方」について、下記の通り意見を申し上げます。

### 記

#### 1 地方教育行政の現状・課題の正確な把握

審議に当たっては、まず、全国の各都道府県・市区町村における教育行政の現状を十分に踏まえる必要がある。特定の事例をもって、すべての教育委員会が同様であると判断すべきではない。全国のできる限り多くの都道府県・市区町村教育委員会や学校等を視察されるとともに、関係者から幅広く意見聴取を行っていただきたい。

その上で、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）のこれまでの改正の結果も含め、現状を詳細に評価し、現行の教育行政の課題を正確に把握していただきたい。

#### 2 「今後の地方教育行政の在り方」の検討において重視すべき事項

「今後の地方教育行政の在り方」の検討においては、次の点を十分に踏まえていただきたい。

##### （1）教育の充実につながること

教育行政の第一の目的は、教育の充実である。様々な見直しの視点の中で、何より、教育の充実につながるかどうかを重視すべきである。見直しにより、教育の内容や質等が損なわれるような結果になってはならない。

##### （2）課題に正対した見直しを検討すること

見直しの内容が、課題に正対し、その解決につながるものとなっているか、十分審議していただきたい。特に、「制度上の課題」と「運用上の課題」と

を明確に区別して審議していただきたい。

### (3) 各教育委員会等の関係者の意見の尊重

地方教育行政は、多くの関係者の献身的な努力により支えられている。このような関係者の熱意を損なうような一方的な見直しであってはならない。

各都道府県・市区町村教育委員会や教職員、保護者、地域住民等の関係者の意見を十分に聴取するとともに、その意見を最大限尊重していただきたい。

### (4) 現行の教育委員会制度が果たしてきた役割・機能を損なわないこと

現行の教育委員会制度は、教育の政治的中立性と継続性・安定性の確保、多様な意見の教育行政への反映という観点から、極めて重要な役割・機能を果たしてきた。見直しに当たっては、この役割・機能が損なわれることがないようにしていただきたい。

教育再生実行会議の第二次提言では、新たな教育委員会の権限等位置付けが明らかではないが、その内容次第によっては、教育の政治的中立性と継続性・安定性の確保、多様な意見の教育行政への反映という役割・機能が損なわれるおそれがあるという意見が、全国都道府県教育委員会連合会における議論において数多く出された。

こうした意見も踏まえ、中央教育審議会においては、第二次提言の見直しの方向性のみならず、その他の見直しの方向性も含め、幅広く、十分な審議を行っていただきたい。

### (5) 各教育委員会の役割・機能や運営体制等の実態を踏まえたものであること

都道府県教育委員会と市区町村教育委員会とは、それぞれが担う役割・機能や管轄する範囲・規模、事務局の体制等が異なっている。さらに、同じ市区町村であっても、人口360万人を超えるものから人口数百人のものまで、規模等に大きな違いがある。

したがって、すべての教育委員会を、同じ教育委員会として一律に取り扱うのは現実的ではなく、各教育委員会の役割・機能や運営体制等の相違を十分に踏まえ、審議を行っていただきたい。

#### (6) 各教育委員会等の運営体制の充実

地方教育行政の充実を図るためには、単に教育委員会の制度改正のみを検討するのではなく、各都道府県・市区町村教育委員会の運営体制を充実するための国の支援策も、併せて検討されるべきである。

例えば、学力向上はもとより、不登校やいじめの問題、発達障害への対応など、教育を巡る問題が複雑化していることから、特に小規模の町村教育委員会の運営体制の強化や、各都道府県・市区町村教育委員会における指導主事等の専門職員の配置の充実のため、必要な財源措置を図っていただきたい。

#### (7) 地方自治の原則を踏まえたものであること

国全体としても地方分権を推進しており、自治事務に対する国の関与は最小限とすべきである。また、国等による違法確認訴訟制度が創設され、是正の要求等の実効性が制度的にも担保されていることから、国の是正・改善の指示等については、地方自治の原則を踏まえ、審議を行っていただきたい。

### 3 全国都道府県教育委員会連合会としての意見表明

中央教育審議会教育制度分科会における審議を進める中で、全国都道府県教育委員会連合会として、意見を申し述べる機会を設けていただきたい。

なお、教育再生実行会議の第二次提言の内容について全国都道府県教育委員会連合会において議論したところ、別添「教育再生実行会議の第二次提言について」のような意見があったことを申し添える。

(注) なお、大阪府教育委員会教育長は、「2 『今後の地方教育行政の在り方』の検討において重視すべき事項」の「(4) 現行の教育委員会制度が果たしてきた役割・機能を損なわないこと」については同意していない。

## 教育再生実行会議の第二次提言について

教育再生実行会議の第二次提言について、全国都道府県教育委員会連合会として議論を行ったところ、各都道府県教育委員会から様々な意見が出された。以下は、その意見の一例である。

### 1 教育委員会制度の在り方について

#### (1) 地方教育行政の責任者について

- 教育長を教育行政の責任者とする第二次提言の見直しの方向性は評価する。ただし、教育の政治的中立性等が確実に確保されるよう、首長、新「教育長」、新「教育委員会」それぞれの法的位置付けや権限、相互の関係等について、十分な制度設計が必要である。
- 第二次提言の見直しの方向性では、教育の政治的中立性と継続性・安定性の確保、多様な意見の教育行政への反映という役割・機能が損なわれるとともに、教育委員会の審議が形骸化するおそれがある。合議制の執行機関である教育委員会が不可欠である。
- 首長の任命によるとはいえ、選挙により選ばれていない教育長が単独で、教育行政の責任者になるのは適切ではない。教育の政治的中立性等を確実に確保するための制度上の措置を講じた上で、選挙により選ばれた首長を教育行政の責任者とすべきである。
- 首長を教育行政の責任者とするについては、教育の政治的中立性等を確保する観点から懸念があるため、反対である。

#### (2) 首長による教育長の任免について

- 首長が議会の同意を得て教育長を任命することは、地域住民の意向を反映するという観点から妥当である。
- 首長が教育長（＝教育行政の責任者）を任命・罷免することとした場合、教育の政治的中立性等の確保が困難となることが懸念される。

- 首長が教育長を罷免できることとする場合には、その罷免要件や議会のチェック機能について、十分な検討が必要である。
- 教育長の任命の際の議会同意については、首長と議会との間に「ねじれ」が生じた自治体で、教育長不在による混乱が生じないよう、何らかのルールの設定が必要である。

### (3) その他

- 地方自治法等の既存の法制度と矛盾しないか、十分な検討が必要である。
- 新「教育委員会」による「教育事務の執行状況に対するチェック」については、議会及び監査委員によるチェックや、地教行法第 27 条（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）との関係について、整理が必要である。

## 2 教育行政における国、都道府県、市区町村の役割分担と各々の関係の在り方について

### (1) 国の是正・改善の指示等について

- 現行の地教行法第 49 条（是正の要求の方式）及び第 50 条（文部科学大臣の指示）も適用された事例がない中であって、新たな仕組みを設ける必要があるのか検討が必要である。
- 自治事務に対する国の関与は限定的であるべきという地方自治の原則を踏まえる必要がある。
- 子どもの教育を受ける権利が著しく侵害されている場合等に、国が最終的な責任を果たしていくことは考えられるが、国の関与は最小限とすべきである。

### (2) 市区町村への人事権移譲について

- 市区町村への人事権移譲については、一定の教育水準や教育環境を確保する観点から、慎重な検討が必要である。
- 給与負担並びに教職員定数及び学級編制基準の決定について、早期に政令指定都市に権限を移譲すべきである。

## 「今後の地方教育行政の在り方について」（審議経過報告）に対する意見書

提出日：①平成25年10月28日

②平成25年10月29日

提出先：①文部科学大臣

②中央教育審議会教育制度分科会におけるヒアリング

提出者：教育委員長協議会、教育長協議会

平成25年10月11日に中央教育審議会教育制度分科会においてとりまとめられた「今後の地方教育行政の在り方について」（審議経過報告）について、下記の通り意見を申し上げます。

### 記

#### 1 教育委員会制度の在り方について

全国都道府県教育委員会連合会（以下「連合会」という。）は、各都道府県教育委員会に対し、今後の「教育委員会制度の在り方」に関して調査を行った。その結果、全都道府県教育委員会のうち、審議経過報告にある「教育長を首長の補助機関とするとともに、教育委員会を首長の附属機関とする案」（以下「A案」という。）を支持した回答は約1割であり、約6割の教育委員会は、「教育長を、引き続き、教育委員会の補助機関とするとともに、教育委員会を性格を改めた執行機関に改革する案」（以下「B案」という。）を支持した。加えて、現行制度を維持すべきであるという意見や、首長とともに教育委員会も執行機関とすべきという意見なども含めると、教育委員会を執行機関として残すべきとする意見は、約7割に達した。また、回答のあったすべての教育委員会が、地方教育行政の政治的中立性、継続性・安定性は引き続き確保されるべきであるとした。

そもそも現行の教育委員会制度は、教育委員会を合議制の執行機関とすることで、教育行政の自主性を確保しつつ、公正中立な教育を継続的、安定的に行うことを目的として構築されたものである。教育の政治的中立性等の確保は、

必ずしも十分な批判能力や判断力を有していない子供たちを対象に教育活動を行っている地方教育行政においては、特に配慮されるべきである。

一方で、現行の教育委員会制度は、責任の所在が不明確である（責任者が、教育長なのか、教育委員長なのか、合議制の教育委員会なのか分からない）といった批判がある。こうした批判に対しては、真摯に耳を傾ける必要があるのであって、現行制度を見直し、地方教育行政の権限と責任を明確にする必要があるものとする。

以上を踏まえると、教育の政治的中立性等の確保という観点からは、A案では、教育委員会に教育事務のチェック機能を持たせるために、一定の事項について教育委員会の同意を必要とするなどの制度が考えられるとされているが、そのような制度が法制的に可能であるのか、明らかではない。また、どのような場合に首長が教育長に指示を行うのか、教育長の罷免要件をどうするのかなど、教育長の首長からの独立性をどのように担保するのかも、不明である。

他方、地方教育行政における権限と責任の明確化という観点からは、B案には、新しい教育委員会と教育長の具体的な事務の分担が明確ではないという課題がある。しかしながら、B案は、政治的中立性等を維持しながらも、教育長を地方教育行政の日々の事務の執行・管理の責任者として位置づけている点において、現行制度を大きく改革する案であるのであって、現行制度と比較して、具体的に、何がどのように変わるのかを、国民に分かりやすく示すことが求められる。

このように、A案、B案ともに不明な点が多いものの、約6割がB案を支持し、また、回答のあったすべての教育委員会が政治的中立性等の確保を求めていることを踏まえ、何よりも第一に、新しい教育委員会制度においても、教育の政治的中立性等の確保が制度的に担保されることを明確にするべきである。また、地方教育行政における責任と権限の明確化をどのように実現するのかについても、具体的に示すべきである。今後、最終的に答申をまとめるに当たっては、

こうした指摘をしっかりと受け止めた上で、各都道府県教育委員会をはじめとした関係者の意見を聴取し、反映していただきたい。

## 2 国の関与

連合会は、国の関与の在り方についても調査を行った。その結果、国の関与を強めることは地方分権に逆行するという意見や、平成19年の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正で、国による是正の要求や指示が可能となり、また、平成25年3月から国による違法確認訴訟の提起が可能となっている中で、これ以上国の関与を強める必要はないという意見が示され、回答のあったすべての教育委員会が、国の関与を強めるべきではないとした。

今般の「地方教育行政の在り方」に係る見直しに当たっても、こうした意見を重く受け止め、現行制度以上に国の関与を強めることがないようにしていただきたい。

## 3 まとめ

中央教育審議会においては、これまで、「今後の地方教育行政の在り方」の見直しを行うに当たって、「教育委員会制度の在り方」や「国の関与」以外の論点についても、幅広く審議が行われてきたが、様々な見直しの視点がある中で、最も重視されるべき点は、何よりも教育の充実である。今般の「地方教育行政の在り方」の見直しにより、教育の内容や質等が損なわれることがあってはならないのであって、最終的な結論を出すに当たっては、この点について、特に留意されたい。

(注)「1 教育委員会制度の在り方について」に関しては6つの教育委員会が、「2 国の関与」に関しては7つの教育委員会が、それぞれ無回答であった。したがって、本意見書は、回答のあった教育委員会の意見を集約したものである。(いずれの無回答も、調査票そのものの提出の無かった3つの教育委員会を含む。)

## 主要参考文献

『逐条解説 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（第四次新定）』 第一法規  
『Q & A 改正地方教育行政法（平成 26 年改正）』 ギョウセイ  
『法令用語辞典（第 8 次改定版）』 学陽書房  
『教育法規便覧（平成 26 年）』 学陽書房  
『図解・表解 教育法規』 教育開発研究所  
『逐条解説 改正教育基本法』 第一法規  
『逐条 地方自治法』 学陽書房  
『逐条 地方公務員法（第 2 次改定版）』 学陽書房  
『学制百二十年史』 文部省  
『都道府県教育長協議会 50 周年 全国都道府県教育委員長協議会 40 周年 記念誌』  
衆議院ホームページ  
参議院ホームページ  
首相官邸ホームページ  
文部科学省ホームページ  
内閣府ホームページ  
最高裁判所ホームページ

## **都道府県教育委員会委員ハンドブック 2015**

---

平成27年3月31日発行

編集・発行 全国都道府県教育委員会連合会  
東京都千代田区霞が関3-3-1 尚友会館  
電話 03-3501-0575

印刷 東京都同胞援護会事務局

---

メモ

